

2 法科大学院について

目 次

- 1-1 法科大学院構想に係る検討経緯
- 1-2 法科大学院の設置基準等について（答申）（平成14年8月5日）
- 2-1 法科大学院に係る設置基準の概要
- 2-2 法科大学院の専任教員の配置について
- 2-3 専門職大学院設置基準等
- 3-1 法科大学院一覧
- 3-2 法科大学院の設置状況
- 4 法科大学院の入学定員の推移
- 5-1 法科大学院の認証評価について
- 5-2 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）（抄）
- 5-3 法科大学院に係る認証評価の見直しに関する留意事項
- 6-1 法科大学院制度と新司法試験等のスケジュール
- 6-2 新司法試験合格状況（法科大学院別）
- 7 司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について（報告）～法科大学院設立の理念の再確認のために～（平成19年12月18日）
- 8-1 「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」の概要
- 8-2 法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）（平成21年4月17日）
- 9-1 志願者数・入学者数等の推移（平成16年度～平成23年度）
- 9-2 各法科大学院の入学者選抜実施状況
- 9-3 法科大学院適性試験について
- 10-1 修了認定状況の推移（平成17年度～平成22年度）
- 10-2 専門職大学院設置基準及び学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正について
- 10-3 法科大学院修了者の多様な進路について
- 11 共通的な到達目標の在り方に関する検討結果（平成22年9月16日）
- 12-1 平成21年4月中央教育審議会法科大学院特別委員会報告を踏まえた各法科大学院の改善状況（まとめ）（平成22年1月22日）
- 12-2 各法科大学院の改善状況に係る調査結果（平成22年9月16日）
- 12-3 各法科大学院の改善状況に係る調査結果（平成23年1月26日）
- 12-4 各法科大学院の改善状況に係る調査結果（平成23年9月14日）
- 13 法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて（平成22年9月16日）
- 14-1 高等教育段階における授業料減免措置の現状
- 14-2 日本学生支援機構奨学金事業の充実

法科大学院構想に係る検討経緯

平成 11 年 7 月 司法制度改革審議会を設置（～平成 13 年 7 月）

- ・ 内閣の下に委員として法曹三者（最高裁判所，日本弁護士連合会，法務省）が参加して設置。

平成 13 年 6 月 司法制度改革審議会意見書

- ※ 概要については （別添 1） 参照

平成 13 年 12 月 司法制度改革推進本部設置（～平成 16 年 11 月）

- ・ 内閣総理大臣を本部長，全閣僚が構成員として設置。

平成 14 年 3 月 司法制度改革推進計画（閣議決定）

- ※ 詳細については （別添 2） 参照

平成 14 年 8 月 中央教育審議会 答申

- ・ 法科大学院の設置基準等について答申。

平成 14 年 11 月 「学校教育法の一部を改正する法律」及び「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」の成立

- ・ 大学院の目的規定に高度専門職業人を養成することを追加し，「専門職大学院」制度を創設。
- ・ 法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とする専門職大学院を「法科大学院」と位置づけ。

平成 15 年 3 月 専門職大学院設置基準の制定

- ・ 専門職大学院設置基準の中に，法科大学院に関する 1 章を規定。

平成 15 年 4 月 「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」の成立

- ・ 各法科大学院から，教員派遣の要請があった場合は，国の責務として裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員を派遣することができる。

平成 15 年 6 月 法科大学院設置認可申請等

- ・ 平成 16 年 4 月の開設に向けて，72 大学から設置認可申請等される（国立：20 大学，公立：2 大学，私立：50 大学）。

平成 15 年 11 月，16 年 1 月 法科大学院設置認可等

- ・ 大学設置・学校法人審議会におかれている法科大学院特別審査会（法曹三者などの実務経験者，大学法学関係教授，大学長等で構成）による慎重かつ厳正な審査がなされ，68 大学に設置認可等がなされた。

平成 16 年 4 月 法科大学院 68 校（国立 20，公立 2，私立 46）開設

平成 17 年 4 月 " 6 校（国立 3，私立 3）開設

司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）（要約）（抄） （法科大学院関係）

Ⅱ 司法制度を支える法曹の在り方

法曹人口の拡大

1. 法曹人口の大幅増加

- 平成16年（2004）年には現行司法試験合格者数1,500人達成を目指す。
- 平成22年（2010）年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指す。
- おおむね平成30（2018）年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模へ。

法曹養成制度の改革

－法科大学院（仮称）を中核とし法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の整備－

1. 法科大学院

- 法科大学院は法曹養成に特化した実践的な教育を行う学校教育法上の大学院。
- 法科大学院は平成16（2004）年4月からの学生の受入れを目指す。
- 法科大学院の標準修業年限は3年とする（短縮型の2年修了を認める。）。
- 法学部出身でない者や社会人等を一定割合以上入学させる。
- 法科大学院は、理論と実務の架橋を目指し、その修了者の7～8割程度が新司法試験に合格できるような充実した教育を行う。
- 法科大学院の設置認可は広く参入を認める仕組みとする。
- 適切な機構を設けて法科大学院に対する第三者評価（適格認定）を実施する。

2. 司法試験

- 司法試験は、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替える。
- 第三者評価機構による適格認定を受けた法科大学院の修了者は、新司法試験の受験資格を有する。経済的事実等により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の途を確保する。
- 新司法試験は法科大学院の最初の修了者向けの試験から実施する。移行措置として、現行司法試験を5年間程度は併行して実施する。

3. 司法修習

- 司法修習は、修習生の増加や法科大学院での教育内容に応じ、実務修習を中核として位置付けつつ、内容を適切に工夫する。

司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）（抄） （法科大学院関係）

Ⅲ 司法制度を支える体制の充実強化

第1 法曹人口の拡大

現在の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっていることを踏まえ、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、後記の法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする。

（略）

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

1 法曹人口の大幅な増加

現行司法試験の合格者数を、平成14年に1,200人程度に、平成16年に1,500人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。（法務省）

第2 法曹養成制度の改革

司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的な法律知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力、職業倫理等が広く求められることを踏まえ、法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を中核とし、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度を整備することとし、そのための措置を講ずる。

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

1 法科大学院

司法制度改革審議会意見が制度設計に関して具体的に提言しているところを踏まえ、学校教育法上の大学院としての法科大学院に関する制度を設けることとし、平成16年4月からの学生の受入れ開始が可能となるよう、所要の措置を講ずる。（本部及び文部科学省）

2 司法試験

- (1) 法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験を法科大学院の最初の修了者を対象とする試験から実施することとし（ただし、新司法試験実施後も5年間程度は併行して現行司法試験を引き続き実施するとともに、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保することとする。）、所要の法案を提出するなど所要の措置を講ずる（法案提出につき平成14年末までを予定）。（本部）
- (2) 現行司法試験の合格枠制の実施は、平成15年までとし、合格枠制の廃止について、所要の法案を提出する（法案提出につき平成14年末までを予定）。（本部及び法務省）

3 司法修習

- (1) 新司法試験実施後の司法修習が、司法修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施されるよう、司法修習の具体的な内容等について、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討を行い、少なくとも主要な事項の枠組みについて結論を得る。また、併せて、司法修習生の給費制の在り方につき検討を行う。（本部）
- (2) 司法研修所の管理・運営について、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けることに関し、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。（本部）

4 継続教育

法曹の継続教育に関する態勢を総合的、体系的に整備することとし、逐次、所要の措置を講ずる。（法務省及び文部科学省）

5 新たな法曹養成制度の円滑な実施に向けて

法科大学院の設置認可及び第三者評価（適格認定）のための基準について、その内容を公表し、周知を図ることとし、平成15年3月までに、所要の措置を講ずる。（本部及び文部科学省）

法科大学院の設置基準等について

答申

平成 1 4 年 8 月 5 日

中央教育審議会

目 次

1	はじめに	1
2	設置基準関係	5
(1)	課程	6
①	法科大学院の課程（専門職学位課程）	6
②	法科大学院の学位（専門職学位）	6
(2)	標準修業年限・修了要件	7
①	標準修業年限	7
②	修了要件	8
③	入学前の既修得単位の認定等	8
(3)	入学者選抜	10
(4)	教員組織等	12
①	教員資格	12
②	専任教員数等	12
③	実務家教員	14
④	教員の質の確保等	14
(5)	教育内容・方法等	16
①	教育課程等	16
②	単位制度等	17
③	授業を行う学生数	17
④	授業方法等	18
⑤	成績評価等	18
⑥	科目等履修生	19
⑦	夜間大学院，通信制大学院等	19
(6)	施設及び設備	20
(7)	自己点検・評価，情報公開	20

(8) 第三者評価（適格認定）	2 1
①多元的な評価システムの確立	2 1
②第三者評価（適格認定）	2 1
③第三者評価（適格認定）の結果を踏まえた措置	2 1
3 その他	2 3
(1) 複数の大学が連合して設置する大学院（連合大学院）等	2 3
(2) 奨学金，教育ローン，授業料免除制度等の各種支援制度	2 5
(3) 法学部教育との関係	2 6

1 はじめに

「制度を活かすもの、それは疑いもなく人である」。平成13年6月に内閣へ提出された司法制度改革審議会意見（以下「審議会意見」という。）はこのように説き起こして、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備し、その中核を成すものとして法科大学院を設けるべきことを宣言した。政府においても、同月、この審議会意見を最大限尊重して司法制度改革に取り組む旨が閣議決定されている。

文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会は、以上のような流れを受けて、大学分科会に法科大学院部会を設置し、審議会意見で平成16年4月からの学生受入れ開始を目指して整備されるべきであるとされた法科大学院に関し、大学院としての制度設計に直接かかわる設置基準、学位、入学者選抜等の課題を中心に検討を行ってきた。この間、司法制度改革推進法が公布・施行され、昨年12月には司法制度改革推進本部が発足した。平成14年からは、同推進本部を中心として、法科大学院の第三者評価（適格認定）の在り方や新たな司法試験・司法修習の設計など、審議会意見の内容を踏まえた法曹養成制度の具体的な検討が進められてきた。また、本年3月19日には、司法制度改革と基盤の整備に関し、措置内容、実施時期等を定めた司法制度改革推進計画が閣議決定された。

このような中であって、これまでの審議の結果を本年4月18日に「中間報告」として取りまとめて公表し、国民各位の御批判、御叱正しつを仰ぐとともに、法科大学院の設立に向けた準備や制度設計に関する論議の参考に供した。

その後の更なる審議により、ここに「答申」として公表するに及んで、法科大学院の実りある実現のためには未だ道半ばいまとは言え、当審議会として些いささかの感慨を禁じ得ない。と言うのも、法科大学院構想は、大学改革と司法制度改革に関するそれぞれの関係者の長い努力と労苦の積み重ねが、司法制度改革審議会という「時」と「場」を得て交錯し、実を結んだものにとらえることができるからである。

21世紀の司法を担う法曹に必要な資質としては、審議会意見が端的に指摘するように、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められる」。このような資質を備えた人材を数多く養成するために、「点」のみによる選抜から、「プロセス」としての新たな法曹養成制度への転換が求められたのは必然的とも言える。

一方、人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国にとって、優れた人材の養成と独創的な学術研究の推進等の役割を担う大学における教育研究の振興は、今後の発展に欠くことのできない「未来への先行投資」である。内閣総理大臣の諮問機関である臨時教育審議会の提言を受けて昭和62年に大学審議会が設置されて以来、高度化・個性化・活性化を柱として高等教育制度の大綱化・弾力化が進められ、教養教育改革、大

学院の整備充実、自己点検・評価の導入など、様々な取組がなされてきた。その中で、我が国高等教育の国際的な通用性の向上を視点とする「競争的環境の中で個性が輝く大学」の一つの姿として、高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行う大学院（プロフェッショナル・スクール）の設置促進が提言された。その後、教育改革国民会議（内閣総理大臣の私的諮問機関。平成12年）の提言でも、ロースクールなどの高度専門職業人養成型大学院の整備が新しい大学・大学院システムとして位置付けられている。

以上のような文脈の中で法科大学院構想を見ると、その意義も自ずから明確に浮かび上がってくるように思われる。ここで、審議会意見に掲げられた法科大学院の目的・理念を、長くはなるが引用したい。

「 ア 目的

法科大学院は、司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することを目的とし、司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関とする。

イ 教育理念

法科大学院における法曹養成教育の在り方は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、以下の基本的理念を統合的に実現するものでなければならない。

- ・ 「法の支配」の直接の担い手であり、「国民の社会生活上の医師」としての法曹に必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図る。
- ・ 専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する。
- ・ 先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする。

ウ 制度設計の基本的考え方

法科大学院の制度設計に当たっては、前記のような教育理念の実現を図るとともに、以下の点を基本とする。

- ・ 法科大学院の設置については、適正な教育水準の確保を条件として、関係者の自発的創意を基本にしつつ、全国的な適正配置となるよう配慮すること

- ・ 法科大学院における教育内容については、学部での法学教育との関係を明確にすること
- ・ 新しい社会のニーズに^{こた}へる幅広くかつ高度の専門的教育を行うとともに、実務との融合をも図る教育内容とすること
- ・ 法科大学院における教育は、少なくとも実務修習を別に実施することを前提としつつ、司法試験及び司法修習との有機的な連携を図るものとする
- ・ 以上のような教育を効果的に行い、かつ社会的責任を伴う高度専門職業人を養成するという意味からも、教員につき実務法曹や実務経験者等の適切な参加を得るなど、実務との密接な連携を図り、さらには、実社会との交流が広く行われるよう配慮すること
- ・ 入学者選抜については、他学部、他大学の出身者や社会人等の受入れにも十分配慮し、オープンで公平なものとする
- ・ 資力のない人や社会人、法科大学院が設置される地域以外の地域の居住者等にも法曹となる機会を実効的に保障できるよう配慮すること
- ・ 法科大学院における適正な運営の確保及びその教育水準の維持、向上を図るため、公正かつ透明な評価システムを構築するなど、必要な制度的措置を講ずること」

当審議会としても、このような法科大学院の目的・理念に全面的に賛意を表するものであり、以下に掲げる答申の内容もこれに沿って理解されるべきものであることを確認しておきたい。

以上のような意義と内容を有する法科大学院は、中央教育審議会からすれば、大学（大学院）が社会との対話の中で自らを変革し、国民の期待に^{こた}えて「知の再構築」を図っていくことができるか、今後の大学改革の行方を展望する上でも重要な試金石とすることができる。まして、そのような取組が、社会科学分野の教育研究における「理論と実務の架橋」を目指す法科大学院構想として結実しつつあることの意義は計り知れない。

このように考えれば、法科大学院構想が従来そのままの法学部の在り方を所与の前提とするものでは決してないことは、容易に理解されよう。大学関係者にとっては、法科大学院での教育が従来法学教育の単なる延長ではないことを十分に認識し、厳しい自己改革の努力の上に立ち、その個性や特色を生かした法科大学院を設立されるよう、強く期待したい。取り分け、我が国がグローバル化の進展や社会経済状況等の変化に即応していく上で重要な国際渉外、企業法務、知的財産権等の分野で国際的にも活躍できる法曹の養成を期待するものである。

我が国の大学改革及び司法制度改革の歴史の中でも特筆すべき壮挙とも言える法科大学院が実現段階に差し掛かった今こそ、国民の信頼と期待に^{こた}え得る新たな法曹養成制度を構築するために、教育関係者と司法関係者が相互に信頼し合い、共感に満ちたパー

トナーシップを築くことが不可欠であることを、改めて確認しておきたい。

この「答申」の取りまとめに至るまでの、またこれまでの長い改革の歩みの中で努力を傾注してきたすべての関係者及び関心を寄せていただいた国民各位に対して、深く感謝を申し上げる。また、法科大学院の実りある実現のために、関係者の今後なお一層の尽力と、国民各位の御理解と御支援を衷心より期待する。当審議会も微力ながらその一翼を担うことができれば、これに過ぐる喜びはない。

2 設置基準関係

法科大学院の制度設計に当たっては、「公平性、開放性、多様性」を旨としつつ「プロセス」としての法曹養成制度の中核をなすものにふさわしいものであることを担保する仕組みが必要である。例えば、理論的教育と実務的教育を架橋する法曹養成教育としての教育課程、厳格な成績評価及び修了認定など質の高い充実した教育のための教育方法、実務家教員の参加を不可欠とする教員組織等の教育条件、オープンで公平な入学者選抜などについて基準を設ける必要がある。

その際、規制改革などの観点からは、高等教育における自由な競争環境の整備を図ることとされており、設置認可の在り方の見直し及び第三者評価制度の導入が提言されるとともに、設置基準についても、最低基準であるとの観点あるいは基準の一覧性を高め明確化を図るといった観点から整理することとされていることに留意する必要がある。

以下においては、設置基準等に盛り込むべき事項のうち、特に主要なポイントを枠内に示した。

今後、具体的な設置基準の策定に当たっては、これらの観点を踏まえるとともに、第三者評価システムにかかわる国の関与の在り方及び設置基準と第三者評価基準との関係、また、設置基準が設置時のみならず設置後においても恒常的に満たされるべきものであることなども考慮しながら、必要な作業が進められるべきである。

(1) 課程

- 法科大学院は、「高度で専門的な職業能力を有する人材の養成」を目的とする専門職学位課程を置く専門職大学院の一つとして位置付ける。
- 法科大学院の修了者には、社会的・国際的通用性も勘案し、「法務博士（専門職）」あるいは「法務博士（専門職学位）」などの学位を授与する。

①法科大学院の課程（専門職学位課程）

大学院の目的・役割として、学術研究の推進及びそれを通じた研究者の養成とともに高度で専門的な職業能力を有する人材の養成が挙げられるが、特に近年においては、学術研究の進展や急速な技術革新、社会経済の高度化、複雑化、グローバル化等により、大学院における社会的・国際的に通用する高度専門職業人養成に対する期待が高まっている。

このため、現在、従来の修士課程・博士課程に加え、「高度で専門的な職業能力を有する人材の養成」を目的とする大学院の課程として専門職学位課程を新たに設け、この課程を置く大学院として専門職大学院の制度を創設することを検討している。

法科大学院は、審議会意見において「法曹養成に特化した実践的な教育を行う学校教育法上の大学院」として位置付けられているとおり、高度専門職業人としての法曹の養成を目的としているものであるため、このような趣旨を踏まえると、法科大学院もまた専門職大学院の一つとして位置付けることが適当である。

なお、このように法科大学院は法曹養成に特化した教育を行うものであり研究者養成を直接の目的とするものではないが、その修了者が、研究者養成を目的とする課程などに進学することも考えられる。このような法科大学院の修了者については、博士課程（後期）への進学を認めることとし、その場合の博士課程（後期）における修了要件としての在学期間は、学生の法科大学院での履修内容を学生を受け入れる大学院において適切に評価することにより、最低2年とすることも可能となるよう考慮することが適当である。

②法科大学院の学位（専門職学位）

既存の大学院の課程の修了者については、修士又は博士の学位が授与されることとなっているが、法科大学院は、既存の課程とは異なる目的・要件の下で設置されるものとして位置付けることから、その修了者には、社会的・国際的通用性も勘案し、「法務博士（専門職）」あるいは「法務博士（専門職学位）」などの学位を授与する。

(2) 標準修業年限・修了要件

- 標準修業年限は3年とする。
- 課程の修了要件は、3年以上の在学、93単位以上の修得。
法学既修者については、1年以下（30単位以下）を短縮する（2年以上在学し、63単位以上修得での修了）。
- ※ 法学既修者：法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者
- 入学前の既修得単位認定及び単位互換等については、合計30単位まで認める。

①標準修業年限

審議会意見の趣旨を踏まえ、標準修業年限は3年とすることを設置基準上明確に位置付けることが必要である。その上で、夜間大学院など教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じて、3年を超えることができるものとするのが適当である。

また、従来の大学院修士課程において認められている標準修業年限を1年以上2年未満とするコース（いわゆる1年制コース）など短期の標準修業年限を可能とする制度は、法的思考力を鍛える場であり、教育方法も少人数教育を基本として双方向的、多方向的で密度の濃いものとされている法科大学院については、その必要単位数を勘案すれば当面制度化すべきでないと考えられる。

なお、標準修業年限と関連して、法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下「法学既修者」という。法学部出身者であると否とを問わない。）については、2年以上3年未満での短期修了を認めるものとするが、全体としての多様性を確保する見地からは、審議会意見において「経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことが必要である」とされている趣旨を十分踏まえることが必要である。また、標準修業年限は3年である以上、法科大学院において2年以上3年未満の教育課程のみを編成することは制度上認められない。

修業年限を超えて在学することが予定される正規学生である長期履修学生については、中央教育審議会において、職業や家事等に従事しながら大学等で学ぶことを希望する人々の学習機会を一層拡大する観点から、学生が個人の事情に応じて柔軟に修業年限を超えて履修し学位等を取得する仕組みとして、その導入について答申が出され、これを受けて本年3月に大学設置基準等の改正が行われたところであり、法科大学院における公平性、開放性、多様性の確保を図る観点からも、各法科大学院の判断により適切に対応していくことが期待される。

※「長期にわたる教育課程の履修」（大学設置基準 第30条の2）

大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

②修了要件

課程の修了要件として、既存の大学院の課程（修士課程と博士課程）については、一定期間の在学及び必要単位の修得に加え学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を受け、論文の審査（又は特定の課題についての研究の成果の審査）及び試験の合格が必要であるが、法科大学院の課程については、法曹養成に特化した実践的な教育を行うことにかんがみ、修了要件としては研究指導を要しないこととし、一定期間の在学及び必要単位の修得のみで足りることが適当である。

すなわち、法科大学院の課程の修了要件として、必要在学期間については、標準修業年限に即して3年以上（標準修業年限が3年を超える場合には、当該標準修業年限以上）とし、必要修得単位数については、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群の標準的なカリキュラムを想定し、93単位以上とすることが適当である。ただし、法学既修者については、審議会意見において短縮型として2年で修了を認めることとすべきとされていることを踏まえ、30単位を超えない範囲で単位を既に修得したとみなすとともに（すなわち、63単位以上の修得が必要）、在学期間を1年以下短縮できるもの（すなわち、2年以上在学が必要）とする。

③入学前の既修得単位の認定等

入学前の他の大学院における既修得単位の認定及び他の大学院との単位互換については、現行制度上、大学院修士課程においては、修了に必要な30単位のうちそれぞれ10単位を超えない範囲（3分の1を超えない範囲。ただし、転学、編入学等の場合を除く。）で認めることができることとされている。

法科大学院においては、カリキュラム編成等において独自の運営が確保されることが必要であるが、各法科大学院間の交流と協力を促進し、教育内容の充実を図る観点及び入学前の学習成果を適切に評価する観点から、法科大学院が教育上有益と認めるときは、入学前の既修得単位の認定及び単位互換を認めることとするのが適当である。また、多様なバックグラウンドを持った法曹を養成する観点から、法科大学院以外の大学院や海外の大学院において履修した単位についても、同様に法科大学院における単位の修得として認めることが適当である。

ただし、各法科大学院が学生に対する教育を責任を持って実施すべきものであることから、修了に必要なとされる93単位に算入することのできる単位数の上限

は、入学前の既修得単位の認定及び単位互換に係る単位数並びに法学既修者について既に修得したとみなされる単位数も含め、合わせて30単位とすることが適当である。

なお、単位互換については、多様な教育を確保するなどの観点から、各法科大学院において93単位を超える単位数を修了要件としている場合は、その93単位を超える部分について、上記の30単位という上限にかかわらず、単位互換を認めることとするのが適当である。

(3) 入学者選抜

- 法科大学院における多様性の確保のため、その入学者選抜に当たっては、法学部・法学科以外の学部・学科の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの必要な措置を講じるものとする。
- ※ 入学者選抜に当たり、公平性、開放性、多様性の確保を旨として、各法科大学院においては、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を明確化し、入学試験のほか、幅広い分野における学業成績や学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等を総合的に考慮する。
- ※ 法学既修者と法学未修者との別を問わずすべての出願者について、適性試験を実施し、それに加えて、法学既修者として出願する者に対しては、各法科大学院の自主性に基づき、法律科目試験を実施する。

審議会意見でも述べられているように、社会人等として経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある。

このため、法科大学院の入学者選抜に当たり、公平性、開放性、多様性の確保を旨として、各法科大学院においては、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を明確化し、入学試験のほか、幅広い分野における学業成績や学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等を総合的に考慮する。

入学者選抜方法のうち入学試験に関しては、法学既修者と法学未修者との別を問わずすべての出願者について、適性試験（法律学についての学識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すもの）を実施し、それに加えて、法学既修者として出願する者に対しては、各法科大学院の自主性に基づき、法律科目試験（法科大学院の基礎的な法律科目の履修を省略できる程度の基礎的な学識を備えているかどうかを判定するもの）を実施する。なお、法学部・法学科出身者が3年修了予定者として出願することはもとより可能であるとともに、他方、法学既修者は法学部出身者であると否とを問わないことから、非法学部・法学科出身者が2年修了希望者として出願することも認められる。

法律科目試験については、法律学の基礎的な学識を有しているかどうかの判断は各法科大学院が行うべきものであるが、各法科大学院が、独自の法律科目試験に代えて、若しくは独自の法律科目試験と併せて、又は第一段階選抜の方法として、共同で法律科目試験を実施し、その成績を法学既修者としての判定資料として用いることも考えられる。なお、法学未修者の選抜において、法律科目試験を実施することは認められない。

また、審議会意見の趣旨が十分活^いかされるよう、各法科大学院が、多様性の確保のために必要な具体的な措置を提示することが必要であり、入学者選抜においても、法学部・法学科以外の学部・学科の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じる必要がある。どの程度の割合が適切かについては、入学志願者の動向等に応じて不断に見直されていくべきものと考えられる。

これらを踏まえ、入学者選抜手続のイメージとしては、例えば以下のように考えられる。

- ・ 入学の前年度の適切な時期に適性試験を実施し、出願者は、その成績とその他の要素を考慮して、出願校を決定し、出願手続を行う。
- ・ 出願を受理した各法科大学院は、3年修了予定者については、必要に応じて小論文や面接等を実施し、その結果と、適性試験成績、幅広い分野の学業成績や学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等を総合して、合格者を決定する。
- ・ 2年修了希望者については、これに加えて、法律科目試験を実施して、合格者を決定する。
- ・ 入学前年度のいかなる時期に入学者選抜を実施するかは、基本的には、各法科大学院の自主的判断にゆだねられるべきものであるが、出願者の受験機会の確保や他の進路選択などの観点から、適切な配慮が求められる。

(4) 教員組織等

○ 教員は、高度の教育上の指導能力があると認められる者を必要数置く。

- ・ 最低限必要な専任教員数は12人。
- ・ 専任教員1人当たりの学生の収容定員は15人以下。

※ このほか、各大学院毎に開設授業科目に応じた必要な担当教員を置く。

○ 法科大学院の専任教員(必要数分)は、他の学部等において必要とされる専任教員の数に算入しないものとする。(ただし、10年以内を目途に解消されることを前提に、当面、その3分の1を超えない限度で、他の学部等の専任教員の必要数に算入できるものとする。)

○ 専任教員(必要数分)のうち、相当数を実務家教員とする。

(・ 相当数は概ね2割程度以上。)

①教員資格

法科大学院は、法曹養成に特化した実践的な教育を行う新しい大学院であり、また研究指導を修了要件とはしないものとするなど従来の大学院とは異なるものである。このような法科大学院の理念を実現するためには、教員資格に関する基準についても、法科大学院独自の観点からのものが必要となる。具体的には、教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味したものとするとともに、その資格の審査に当たっては、現行の大学院設置審査基準における研究指導教員(いわゆる「〇合」)と研究指導補助教員(いわゆる「合」)の区別は設けないこととすることが適当である。なお、このような教員資格の内容を踏まえると、資格審査手続においては、法曹関係者など実務に精通した者の参加が必要である。

その際、後出の実務家教員については教育に係る研修を行ったり、それ以外の教員については実務に接する機会を設けるなどの工夫をすることが適切である。

②専任教員数等(参考資料1)

必要専任教員数等の算定に当たっては、次のとおりとすることが適当である。

a 最低限必要な専任教員数は12人とする。

これは、法科大学院に最低限必要な授業科目を勘案したものである。

b 学生の収容定員は、入学定員に3(標準修業年限が3年を超える場合には、当該標準修業年限の数)を乗じて算出するものとする。(各年度毎に入学定員が異なる場合は直近3か年分の総和。)

これは、

ア 法科大学院の標準修業年限は3年であり、3年の課程の教育を実施するものであること、

イ 現実にどの程度の数で2年で修了するかはあらかじめ確定し難いこと、等を勘案したものである。

c 専任教員1人当たりの学生の収容定員は15人以下とする。

これは、法科大学院は、従来の専門大学院と同様に高度専門職業人養成を行うが、研究指導を修了要件とはしないことから、専門大学院に必要とされている比率（教員1人当たり10人の学生）と同じ比率である必要はないこと、及び、米国の主要ロースクールの例等を勘案したものである。

（参考資料2）

・算出例1（入学定員50人の場合）

収容定員：50人×3年＝150人

専任教員数：150÷15＝10人 → 12人

※ 最低限必要な専任教員数を12人とすると、収容定員180人（12×15）まで適用される。

・算出例2（入学定員100人の場合）

収容定員：100人×3年＝300人

専任教員数：300÷15＝20人

さらに、このほかにも、各大学院毎に開設授業科目に応じた必要な担当教員を置くことが必要となる。

また、専任教員の在り方に関し、現行制度上は、大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育研究上必要な教員を置くものとされており、教育研究上支障を生じない場合には、学部・研究所等の教員等がこれを兼ねることができるとされている（大学院設置基準第8条）が、法科大学院の独立性の確保の必要性にかんがみ、専任教員（必要数分）は、他の学部等の専任教員の必要数に算入しないものとするのが適当である。（法科大学院の教育に支障を生じない場合には、法科大学院の専任教員が他の学部等の授業の一部を担当することが妨げられるものではない。）

ただし、制度発足当初は、他の学部等における教育との関連性を考慮し、優秀な教員を確保する観点から、専任教員のうち、3分の1以内については、法科大学院及び他の学部等の教育研究上支障を生じない場合には、他の学部等の専任教員の必要数に算入できるとすることが適当である。この措置は、10年以内を目途に解消されることを前提に、当面の措置として認めるものとするのが適当である。（専任教員の数の3分の1以内を他の学部等の専任教員の必要数に算入する場合であっても、飽くまでも上記①により算定される教員数が法科大学院に必要な専任教員数であることに変わりはない。）

なお、このような措置を認めるものではあるが、法科大学院の運営においては一定の独立性を確保することが必要であり、その際、大学院レベルにおける法曹

以外の人材養成との関係等にも留意しつつ、カリキュラムや人事等で法科大学院としての独自の運営ができるようにすることが重要である。

③実務家教員（参考資料1）

法科大学院は、法曹養成に特化して法学教育を高度化し、理論的教育と実務的教育との架橋を図るものであるから、狭義の法曹や専攻分野における実務の経験を有する教員（「実務家教員」）の参加が不可欠である。このため、専任教員のうち相当数は、実務家教員とすることが必要である。

実務家教員の具体的範囲は、担当する授業科目等との関係において判断されるべきものであるが、実務家として認められる具体的な職種や実務を離れてからの期間を一律に定めることは技術的に困難であるばかりでなく、一律に定めることが逆に法科大学院における多様性の排除につながることも考えられることから、少なくとも当面は個別に判断することとし、その判断の積み重ねを待つことが望ましい。

実務家教員の数については、法科大学院は、法曹養成の「プロセス」の一環として、その修了後に（新司法試験を経て）行われる新司法修習との間で適切な役割分担が期待されており、高度専門職業人として直ちに活動を開始するために必要な知識・技能のすべてを教育するものではないことなどを踏まえ、専任教員（必要数分）のうち概ね2割程度以上とすることが適当であると考えられる。

実務家教員としては、5年以上の実務経験を求めることとし、必要とされる専任の実務家教員のうち、少なくとも3分の1程度は常勤とするが、その余は、年間6単位以上の授業を担当し、かつ、実務基礎教育を中心に法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を持つ者とするこゝで足りるものとする。ただし、この措置は、将来的に法曹資格を持つ担当教員が増えるなどにより実務家教員とそれ以外の教員の区別が相対化していくのに応じて、適宜見直すことが適当である。

なお、法科大学院は、法曹養成に特化した教育を行うことから、そこにおける教育も法曹経験を有する実務家が、法曹三者のバランスを保ちつつ、教員として関与することが望ましい。弁護士の兼職制限については、これを緩和する方向で立法措置を講ずる旨が閣議決定されているが、現行制度の下では、現職の裁判官・検察官等の教員派遣が極めて困難であることから、これを可能とするための所要の措置を講ずる必要がある。

④教員の質の確保等

大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めなければならない（大学設置基準第25条の2）こととされている。

法科大学院は、法曹に求められる高度の専門的知識の習得など実践的な教育を行うことから、その教育水準を確保する上で、直接の教育活動を行う教員の質を確保することが重要であるため、法科大学院については、ファカルティ・ディベ

ロップメント（教育内容等の改善のための教員の組織的な研修等）を義務として位置付けることが必要である。例えば、学生による授業評価や教員相互の評価（ピアレビュー）などを通して、それぞれの教員が切磋琢磨^{せつさたくま}して互いに授業内容・方法の向上を図ったり、実務家教員とそれ以外の教員が協力して、教材の選定・作成を行ったり、法曹関係者・大学関係者が協力して、教育能力を高めるための研修や実務研修などを継続的に行うことなどが重要である。

なお、これらについては、法科大学院制度の創設に向けてより早期から実施することが必要であり、関係者等における具体的な検討が急務である。

(5) 教育内容・方法等

- 法曹として備えるべき資質・能力を育成するために、法理論教育を中心としつつ実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行う。そのために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
 - ※ 授業科目の種類としては、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群が考えられる。
- 教育方法については、少人数教育を基本として、事例研究、討論、調査、現場実習その他の適切な方法により授業を行うものとし、双方向的・多方向的で密度の濃いものとする。
- 法科大学院の学生が在学期間中その課程の履修に専念できるよう、授業方法・計画、成績評価方法を明示した上で、厳格な成績評価及び修了認定を行うことが必要である。

①教育課程等

法科大学院では、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきとされていることを踏まえ、法曹養成に特化した教育を行うという法科大学院の理念を実現するのにふさわしい体系的な教育課程を編成すべきことを基準上明確にする必要がある。

(主な科目の例)

- a 法律基本科目群
 - 公法系（憲法，行政法などの分野に関する科目）
 - 民事系（民法，商法，民事訴訟法などの分野に関する科目）
 - 刑事系（刑法，刑事訴訟法などの分野に関する科目）
- b 実務基礎科目群
 - 法曹倫理，法情報調査，要件事実と事実認定の基礎，法文書作成，模擬裁判，ローヤリング，クリニック，エクスターンシップ など
- c 基礎法学・隣接科目群
 - 基礎法学，外国法，政治学，法と経済学 など
- d 展開・先端科目群
 - 労働法，経済法，税法，知的財産法，国際取引法，環境法 など

なお、既存の大学院の教育は、授業科目の授業（講義、演習、実習等）及び研究指導によって行うものとされているが、法科大学院の教育は、法曹養成に特化した実践的な教育であるため、授業科目の授業によって行うものとし、研究指導は、修了要件としては要しないこととすることが適当である。

（注）ローヤリング

…依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、模擬体験をも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる。

（注）クリニック

…弁護士の監督指導の下に、法律相談、事件内容の予備的聴取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる。

（注）エクスターンシップ

…法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で研修を行う。

②単位制度等

授業とそれに必要な学習時間との関連で、単位制度上は、「教員が教室等で授業を行う時間」及び「学生が事前・事後に教室外における準備のための学習（以下「準備学習」という。）を行う時間」の合計で、標準45時間の学修を要する教育内容をもって1単位とすることとされており（例えば、「講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする」とされている。（大学設置基準第21条））、教員は学生に対して適切に準備学習の指示を与えるなどにより、教室外の学習時間を確保することが必要である。

また、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする（大学設置基準第22条準用）。さらに、各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができることとする（大学設置基準第23条準用）。なお、法科大学院の場合は、例えば、実務家による講義、クリニック、エクスターンシップなどの実施が考えられるが、これらを特定の期間において行う授業として、夏休みなど学期外に集中して行うことなども考えられる。

③授業を行う学生数

授業を行う学生数については、法科大学院において少人数で密度の濃い教育が基本とされていることにかんがみ、授業方法や施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられるような適当な人数とするものとする。この点に関し、授業科目や授業方法に応じた考慮が必要であるが、例えば、法律

基本科目群の授業であれば、概ね50人程度を基本とすべきである。

④授業方法等

法科大学院における教育方法（授業方式）としては、講義方式や少人数の演習方式、調査・レポート方式などを適宜組み合わせ活用するものとし、双方向的・多方向的で密度の濃いものとすべきとされていることを基準上明確にする必要がある。

また、理論と実務を架橋した教育にふさわしい教材の整備も必要であり、例えば、実務家教員とそれ以外の教員とが協力して事例式のケースブックや演習書を作成したり、司法修習の内容も参考に適切な教材を作成したりなどの工夫が期待される。

⑤成績評価等

法科大学院の課程において専門職学位にふさわしい質の高い充実した教育を行うためには、その前提として、法科大学院の学生が在学期間中その課程の履修に専念できるよう、授業方法や年間の授業計画、科目毎の授業内容、成績評価方法をシラバス等により詳細に明示した上で、厳格な成績評価及び修了認定を行うことが必要である。

単位の授与に関し、大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする（大学設置基準第27条）とされているが、学期末の試験のみならず学生の授業への出席状況、授業での発言、課題への対応状況その他日常の学生の授業への取組と成果を考慮して、多元的に成績評価を行った上で単位を与えることが望ましい。

また、単位制度の趣旨にかんがみ、大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない（大学設置基準第27条の2）とされている。法科大学院においては、学生の準備学習を前提とした双方向、多方向的な密度の濃い授業を行うことが要求されていることや、法科大学院の学生が在学期間中その課程の履修に専念できるような仕組みを設けることが肝要であるとされていることを踏まえ、過剰な科目登録を防ぐために、履修科目の登録の上限を設定するものとするのが適当である。

さらに、成績評価及び修了認定の実効性を担保する仕組みとしては、例えば、各法科大学院において、あらかじめ学生に望まれる到達度を明示し、ある段階（例えば初年度終了時）において履修状況及び学業成績から見てその水準に達していない場合にはその段階以降に配当される授業科目の履修を認めないこととすることや、学生の卒業時における学業成績が一定の水準を満たすことを修了要件とすることなどが考えられる。

⑥科目等履修生

大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（科目等履修生）に対し、単位を与えることができること定められており（大学設置基準第31条）、法科大学院においても、社会人等に対する学習機会の確保のみならず、現に実務に携わる法曹に対し、先端的・現代的分野や国際関連、学際的分野等を学ぶ機会が与えられるよう、科目等履修生として単位を認めることが適当である。

⑦夜間大学院，通信制大学院等

自宅や職場等から通学できる範囲に必ずしも希望する法科大学院がないことや、職場環境によって通学可能な時間帯が限られることなど、地理的・時間的な制約などがある社会人等のニーズ^{こた}に応えるため、公平性、開放性、多様性の確保を図る必要がある。

そのため、インターネットや衛星通信等を活用したテレビ会議方式などの遠隔授業のような授業方法や、教育上特別の必要があると認められる場合の夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法による教育（いわゆる14条特例）などの工夫が考えられるほか、夜間大学院についても、法科大学院として十分な教育効果が上げられる場合には、教育方法や学生に対する学習指導体制について十分に配慮しつつ、各大学の判断により認められることとすべきである。

なお、通信制法科大学院については、高度情報通信技術の発展等を視野に入れると、これらの技術の積極的活用によりレポート指導や討議、双方向・リアルタイムで行う授業の展開などが今後期待されるものの、他方で、学生に対して法科大学院にふさわしい十分な学習指導を行える体制が確保できるかどうかなどの課題も残っている。したがって、通信制法科大学院については、通常^{こた}の法科大学院の発足後の教育の展開状況も見定めつつ、その在り方について引き続き検討する必要がある。

(6) 施設及び設備

- 専用の施設及び設備は、法科大学院の目的に照らし十分な教育効果を上げることができるものと認められるものとする。

施設及び設備については、法科大学院の目的に照らし、第三者評価（適格認定）を受けつつ十分な教育効果を上げるためにふさわしいものとして整備されていることが必要である。その内容については、各法科大学院の創意工夫によることを基本とし、一律の数量的基準を設けるものではないが、例えば、自習室や模擬法廷などの施設の設置、図書館の夜間開館、コンピュータやマルチメディア教材などの情報機器や参考図書等の充実などが期待される。

(7) 自己点検・評価、情報公開

- 法科大学院は、その教育水準の向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 自己点検・評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。
- 自己点検・評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。
- 法科大学院は、当該法科大学院における教育活動等の状況について、刊行物の掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

自己点検・評価の実施、結果の公表等については、現行制度上、大学院の義務として位置付けられているところ（大学院設置基準第1条の2）であり、法科大学院についても、その教育水準の一層の向上を図る観点から、各法科大学院自らが教育の質的充実を進める責任があることを明確にするとともに、教育活動の透明性を高めるため、自らの教育活動の点検・評価の実施と評価結果の公表を義務として位置付けることが必要である。

また、上記の自己点検・評価の結果の公表とともに、日常的な教育活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることのできる方法によって積極的に情報を提供することが重要である。

(8) 第三者評価（適格認定）

- 大学関係者や法律実務に従事する者、法的サービスの利用者等で法科大学院に関し広く高い識見を有する者で構成される機関による継続的な第三者評価（適格認定）を受けるものとする。

①多元的な評価システムの確立

大学の評価の今後の在り方に関しては、大学の個性化と教育研究の不断の改善に向け、自己評価、外部評価、第三者評価を適切に組み合わせた多元的な評価システムを確立することが必要である。特に法科大学院に関しては、新たな法曹養成制度の中核的機関としての水準の維持・向上を図るため、設立時の設置認可の審査とともに、大学関係者や法律実務に従事する者、法的サービスの利用者等で法科大学院に関し広く高い識見を有する者で構成される機関による継続的な第三者評価（適格認定）を行い、その評価結果やそれに対する社会の反応を踏まえて、法科大学院が自らその改善を図ることとするなど、法科大学院が不断に社会の評価を受けるシステムを構築することが重要である。

②第三者評価（適格認定）

まず、法科大学院は学校教育法上の大学院として専門職大学院の一つとされることから、その第三者評価（適格認定）の在り方については大学院評価制度全体の枠組みの中において位置付けられることが基本となる。すなわち、国の示す一定の基準（機関認証基準）を満たす第三者評価機関が、専ら法科大学院の教育水準の維持・向上の観点から、自ら定める評価基準に基づいて大学を定期的に評価することとなるが、他方で、第三者評価（適格認定）の結果が新司法試験の受験資格の付与とも連動することとする司法制度改革審議会意見の趣旨も踏まえつつ、制度設計を行う必要がある。

その際、特に法科大学院においては、真に国民の期待と信頼に^{こた}え得る法曹を養成する観点から、第三者評価（適格認定）を継続的に受けることとするのが適当である。

③第三者評価（適格認定）の結果を踏まえた措置

第三者評価機関から適格認定を受けられず設置基準に抵触している疑いがあるなど、必要と認められる場合には、国がその法科大学院の実態について、法令違反状態に陥っていないかどうかを調査し、その結果、法令違反状態が明らかになったものについては、改善勧告、変更命令、認可取消等の措置を講ずることとする。

ることが適当である。

(注) 司法制度改革審議会意見抜粋 (審議会意見書 P.70)

法科大学院における入学者選抜の公平性，開放性，多様性や法曹養成機関としての教育水準，成績評価・修了認定の厳格性を確保するため，適切な機構を設けて，第三者評価（適格認定）を継続的に実施すべきである。

法科大学院の第三者評価（適格認定）の仕組みは，新たな法曹養成制度の中核的機関としての水準の維持，向上を図るためのものであって，大学院としての設置認可や司法試験の受験資格とは，密接に関連しつつも，独立した意義と機能を有するものであり，評価（適格認定）基準の策定や運用等に当たっては，それぞれの意義と機能を踏まえつつ，相互に有機的な連携を確保すべきである。

3 その他

(1) 複数の大学が連合して設置する大学院（連合大学院）等

- 複数の大学が連合して法科大学院を設置する場合の具体的な設置形態については、現行制度との整合性も勘案しつつ、以下のパターンを基本として今後検討する。
 - ・ 複数の大学のうち1校を基幹校として残りの大学が内部組織に参画するパターン。
 - ・ 複数の大学の共同出資により新たな学校法人を設立し、共同で法科大学院を設置するパターン。
- その際、独立した法科大学院としての一体的な運営の確保、教育水準の確保、学生の学習の便宜（無理のない履修形態の確保）、安定的・継続的な運営の確保に留意する必要がある。

各大学において法科大学院を設置するに当たり、個々の大学では教員や施設設備等必要な教育条件を整備することができない場合や、個々の大学ではこれらの条件を整備できる場合であっても質量ともに十分な水準を確保できない場合などがあり得るが、このような事態に対応し、限られた人的・物的資源を有効に利用し充実した教育を行う観点から、複数の大学が連合して設置する法科大学院（連合大学院）も制度的に認められるべきである。その具体的な形態については、現行制度との整合性も勘案しつつ、検討することが必要である。

設置形態のパターンとしては、①複数の大学（学校法人）のうち1校を基幹校として残りの大学が内部組織に参画するパターン、②複数の大学（学校法人）の共同出資により新たな学校法人を設立し、法科大学院を設置するパターン、③複数の大学（学校法人）が協定等により連合組織を設立し、共同で法科大学院を設置するパターン、④（現行制度上は、一つの研究科は一つの大学に置かれることが想定されているが、）一つの研究科が複数の大学に置かれることとするパターン、が考えられる（参考資料3）。

検討に当たっては、独立した法科大学院としての一体的な運営の確保、教育水準の確保、学生の学習の便宜（無理のない履修形態の確保）、安定的・継続的な運営の確保などに留意する必要がある。これらの点に照らすと、③のパターンは将来的に学校法人の合併につながる可能性があり、④のパターンは連合する各大学が共同で学位を授与することができるという利点を有するものの、いずれのパターンについても経営体制の責任、機動的な大学運営、学生との在学契約や教職員に対する使用者責任、設置認可等各種申請手続きなどに関して問題がある。他

方、①及び②のパターンについては、現行制度上も可能なものであり、③及び④のパターンにおけるような問題は少ないが、連合する各大学から学位を授与することができないことに留意する必要がある。

これらを踏まえ、①又は②のパターンを基本として検討することとするが、その際、①のパターンについては、国立大学のみならず公立大学や私立大学にも認めることとすると、法科大学院としての一体的な運営の確保に留意しつつ、基幹校と参加大学のそれぞれにつき専任教員として算入を認めるなど専任教員の概念の見直し等が必要となる。また、②のパターンについては、更なる緩和措置として、例えば、一定の条件の下に校地・校舎の借用を認めることなどが考えられる（参考資料4）。さらに、国立・公立・私立の枠を超えた連合大学院の在り方については、国立大学の法人化の検討状況等をも踏まえつつ、大学院制度全体の中で更に検討を進める必要がある。

なお、法科大学院の教育の充実を図る観点からは、連合大学院の設置だけではなく、例えば単位互換などによる他の大学との連携や他の機関との連携により、多様な教育を展開することが必要である。

(2) 奨学金，教育ローン，授業料免除制度等の各種支援制度

- 資力の十分でない者が経済的理由から法科大学院に入学することが困難となることのないように，奨学金，教育ローン，授業料免除制度などの各種の支援制度を充実する方策について，今後検討する必要がある。
- 長期履修学生についても，各法科大学院において適切に対応していくことが期待される。

およそ法曹を志す多様な人材が個々人の事情に応じて支障なく法科大学院で学ぶことのできる環境の整備が必要であり，資力の十分でない者が経済的理由から法科大学院に入学することが困難となることのないように，例えば，文部科学省における奨学金事業，関係機関による法曹を目指す者を支援するための奨学金の仕組み，民間金融機関による教育ローンや債務保証の仕組み，各法科大学院における授業料免除の仕組みなど様々な支援の充実方策について，文部科学省をはじめ関係機関等において，具体的な検討が急務である。（参考資料5）

いずれにせよ，その前提として，法科大学院が，法学教育，司法試験，司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての新たな法曹養成制度の中核になるとともに，高度専門職業人養成に向けた今後の大学院改革の方向性を位置付ける試金石となるものとして極めて重要な意義を有することについて，国民の理解を得る必要があることは当然である。

なお，標準修業年限に関連して既に述べたところであるが，修業年限を超えて在学することが予定される正規学生である長期履修学生の制度もまた，時間的余裕のない学生に対する支援方策として重要であり，各法科大学院において，公平性，開放性，多様性の確保を図る観点から，各法科大学院の判断により適切に対応していくことが期待される。

(3) 法学部教育との関係

○ 法科大学院導入後、各大学の法学部・法学科等においては、法科大学院との役割分担を工夫するものや法学基礎教育をベースとしつつ幅広い教育を目指すものなど、それぞれが特色を発揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される。

今後、法曹も含め高度専門職業人を養成するためには、学生に、幅広い知識を身に付けさせた上で、職業上必要な高度の専門的知識・技術を習得させることが重要である。このため、学部段階では広い視野を持った人材の育成を目指す教養教育を中心とした教育プログラムを提供し、大学院段階では高度で専門的な教育プログラムを提供することなどが考えられる。

法学分野においても、法科大学院制度の導入後は、法曹養成に特化した専門教育は法科大学院で行うことになるため、学部段階においては、例えば、法的素養を中心とした教養教育に重点をシフトするもの、米国の主専攻、副専攻のように複数の学部・学科の専門科目を同時に履修できるようなカリキュラム上の工夫を行うもの、法曹以外の法律関係専門職の養成を中心にするものなど、多様な教育プログラムの展開が考えられ、法学部等が従来果たしてきた法的素養を備えた多数の人材を社会の様々な分野に送り出すという機能の一層の充実が期待される。

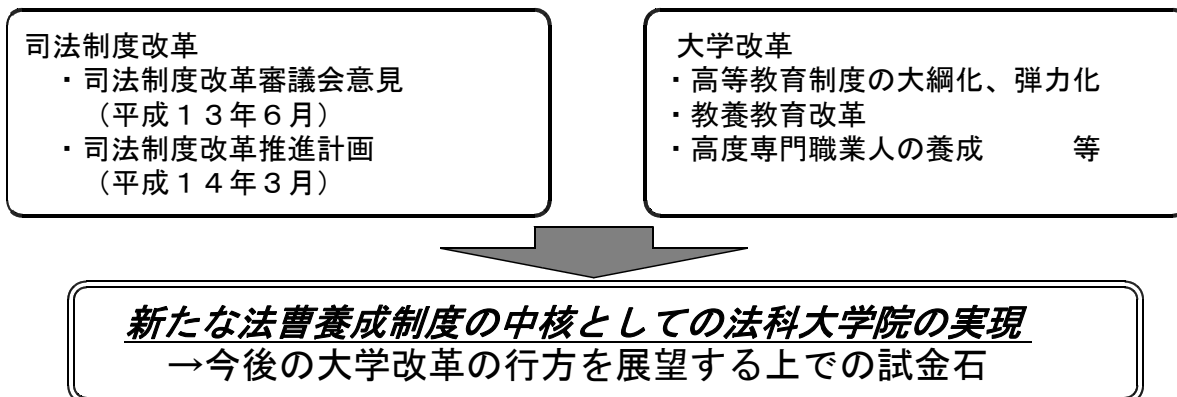
また、学部段階においては、優れた成績を収めた者に対して、大学院への学部3年次からの飛び入学や学部4年未満での卒業など早期に大学院に入学できるような仕組みが既に開かれている。ただし、これらの者について法科大学院での3年未満での短期修了を一般的に認めると、学部段階において法曹に必要な幅広い教養を身に付けることがおろそかになるおそれがあり、適当ではない。

法科大学院は、従来の法曹養成や法学教育の在り方についての深い反省に基づき、司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十分に果たすための人的基盤を確保することを目的として基幹的な高度専門教育機関たるべく構想されたものであり、法科大学院の具体的な制度設計及びその運用はこれにふさわしいものとならなければならない。したがって、例えば、従来の法学部教育を漫然と持続させつつ、法科大学院をその法学部教育の単なる延長線上にあるものにとらえ、法科大学院が屋上屋を架すようなものになるとすれば、法科大学院構想の本来の趣旨に悖るものと言わなければならない。大学関係者は、法科大学院の在り方についてはもちろんのこと、学部段階における法学教育についても、今般の司法制度改革の趣旨・精神を想起しつつ、その趣旨・精神が生かされるよう格段の工夫を凝らすことが望まれる。

附 属 資 料

「法科大学院の設置基準等について」 (中央教育審議会 答申概要)

基本的な考え方



設置基準等の内容

○ 法曹養成に特化した「専門職大学院」として位置付け

○ 課程の修了要件は3年以上の在学、93単位以上の取得

- ・ なお、法学既修者については、1年以下（30単位以下）を短縮

○ 法理論と実務との架橋を強く意識した教育

- ・ 体系的な教育課程を編成
- ・ 双方向的・多方向的で密度の濃い教育（少人数教育、事例研究、討論など）
- ・ 授業方法・計画、成績評価方法の明示、厳格な成績評価及び修了認定を実施

(主な科目の例)

- a 法律基本科目群 (公法系、民事系、刑事系)
- b 実務基礎科目群 (法曹倫理、法情報調査、法文書作成、模擬裁判など)
- c 基礎法学・隣接科目群 (基礎法学、外国法、政治学、法と経済学など)
- d 展開・先端科目群 (労働法、経済法、税法、知的財産法、環境法など)

○ 入学者選抜では、公平性・開放性・多様性を旨として、入試のほか、幅広い分野の学業成績、学業以外の活動実績等を総合的に考慮

- ・ 多様性確保のため、法学部・法学科以外の出身者や社会人等を一定割合入学
- ・ 全ての出願者について、適性試験（法律学の学識ではなく、判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すもの）を実施し、法学既修者として出願する者に対しては、法律科目試験を実施

○ 教員は、高度の教育上の指導能力があると認められる者

- ・ 最低限必要な専任教員数は12人
- ・ 教員資格は、教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味
- ・ 専任教員のうち、相当数（概ね2割程度以上）は実務家教員

○ 大学関係者や法律実務に従事する者、法的サービスの利用者等で構成される機関による第三者評価（適格認定）

- ・ 設立時の設置認可の審査とともに、新たな法曹養成制度の中核的機関としての水準の維持・向上を図るため、継続的な第三者評価（適格認定）

○ その他

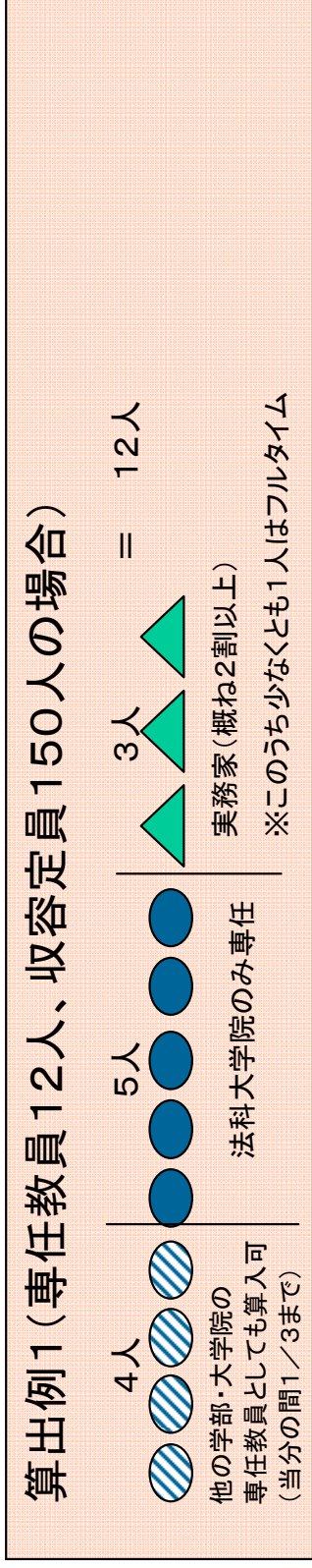
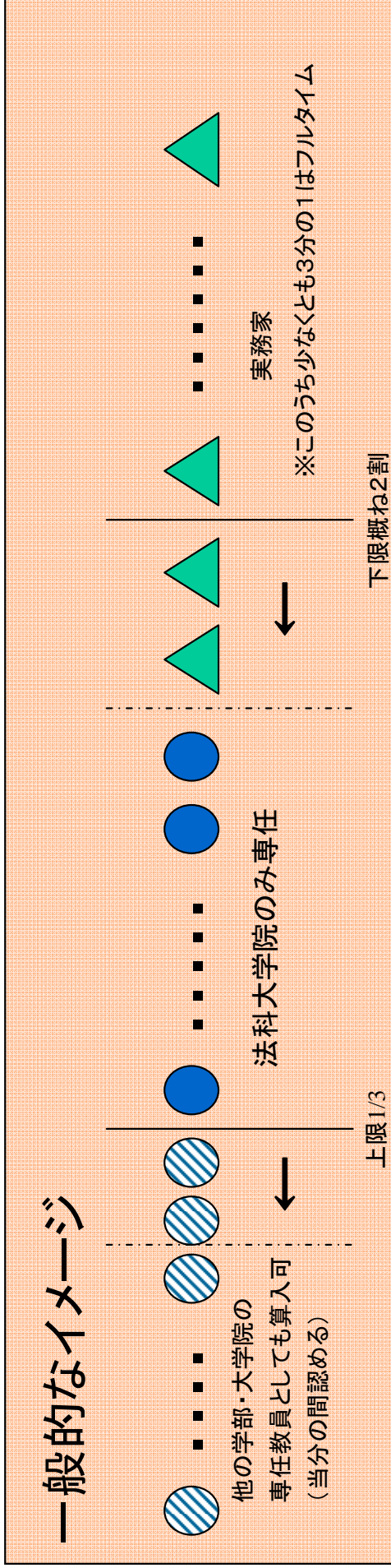
- ・ 複数の大学が連合して設置する大学院（連合大学院）を制度化
- ・ 奨学金、教育ローン、授業料免除制度等の各種支援制度を充実

参 考 资 料

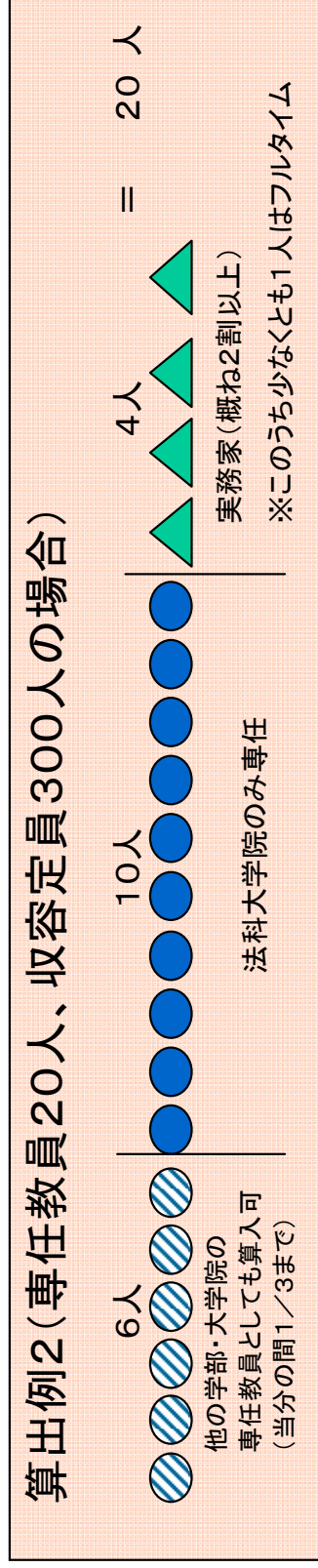
参 考 資 料 目 次

- 参考資料 1 法科大学院の専任教員の算定イメージ
- 参考資料 2 アメリカ主要ロースクールの学生数・教員数の概要(2001年)
- 参考資料 3 複数の私立大学が連合して大学院を設置する方法について
- 参考資料 4 法科大学院大学の設置に係る緩和措置(案)
- 参考資料 5 育英奨学事業の充実

法科大学院の専任教員の算定イメージ



※ 最低専任教員数を12名とすると、この場合は収容定員180名まで適用される。



※ 収容定員が180名以上の場合は、学生:教員比率=15:1とすると、専任教員数=収容定員÷15となる。

アメリカ主要ロースクールの学生数・教員数の概要（2001年）

	ハーバード	コロンビア	UC バークレー	ミシガン	イエール	シカゴ	スタンフォード
学 生	志願者数	人 5,714	人 4,717	人 3,335	人 3,231	人 2,972	人 3,824
	学生数（フルタイム）（P）	1,660	866	1,069	576	565	559
教 員	総数	175	161	125	132	114	113
	常勤（T）	99	62	74	58	54	42 (名譽教授9人を含む)
	パートタイム・非常勤	76	99	51	74	60	71
	学生教員比率（P/T）	% 16.8	% 12.5	% 14.0	% 14.4	% 9.9	% 10.5

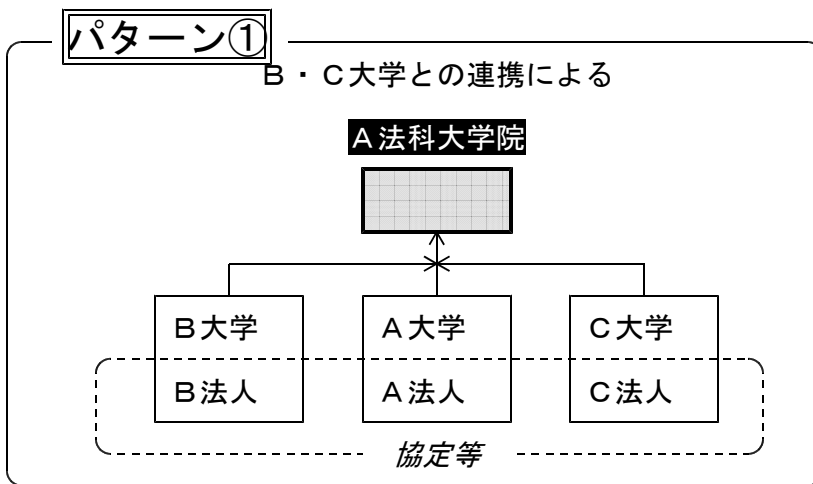
※ 「The Official Guide to U.S. Law Schools FROM THE PRODUCERS OF THE LSAT」 (Law School Admission Council 発行) より

複数の私立大学が連合して大学院を設置する方法について

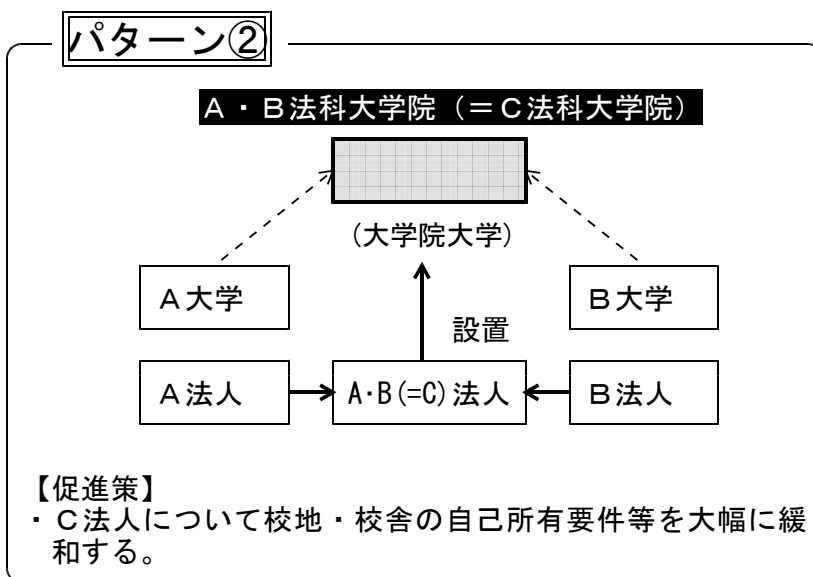
1. 連合大学院を検討するにあたっての留意事項

- 独立した法科大学院としての一体的な運営の確保
- 教育水準の確保・向上
- 学生の学習の便宜（無理のない履修形態の確保）
- 安定的・継続的な運営の確保

2. 考えられる連合のパターンとその促進策の例

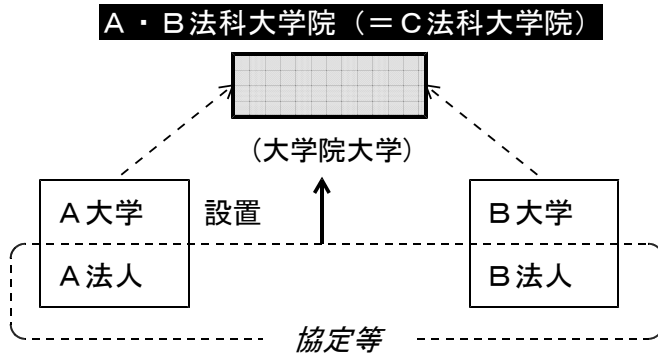


- メリット
 - ・ 責任体制、在学関係、教員の雇用関係が明確。
 - ・ 設置認可、寄附行為変更認可の事務手続きの方法が明確。
- デメリット、問題点
 - ・ 基幹校からの学位授与。



- メリット
 - ・ 法人としての責任体制、在学関係、教員の雇用関係が明確。
 - ・ 設置認可、寄附行為認可その後の変更認可の事務手続きの方法が明確。
 - ・ 学校法人以外の者が主体となって設置する場合にも規制緩和可能。
- デメリット、問題点
 - ・ 連合する各大学からは学位授与できない。

パターン③



- ・ A、B法人は、C法科大学院（大学院大学）を共同で設置する。

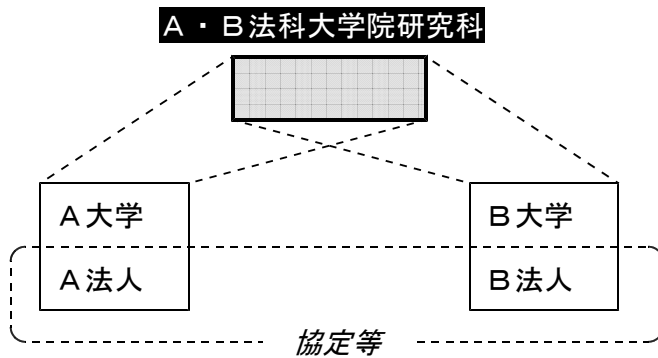
○メリット

- ・ 将来的に学校法人の合併につながる可能性あり。

○デメリット、問題点

- ・ 経営責任の体制が不明確。
- ・ 機動的な大学運営が困難。
- ・ 学生との在学契約、教員との雇用契約、教職員に対する使用者責任のあり方、第三者に対する権利義務関係などが複雑化。
- ・ 設置認可申請、寄附行為変更認可申請の審査が複雑・膨大化。
- ・ 学校の設置者を国、地方公共団体、学校法人に限定している現行制度の特例を認める理由付けが困難。
- ・ 連合する各大学からは学位授与できない。

パターン④



- ・ A、B両大学に置かれる大学院研究科を新たに制度化する。
- ・ A、B法人は、一つの法科大学院研究科を共有する。

○メリット

- ・ A、B両大学で学位授与できる。

○デメリット

- ・ 学校運営の責任の所在が不明確。
- ・ 学位授与等を参加大学が連名で行うが、各学長の意見が異なる場合が考えられる。
- ・ 経営責任の体制が不明確。
- ・ 機動的な大学運営が困難。
- ・ 学生との在学契約、教員との雇用契約、教職員に対する使用者責任のあり方、第三者に対する権利義務関係などが複雑化。
- ・ 設置認可申請、寄附行為変更認可申請の審査が複雑・膨大化。

参考資料 4

法科大学院大学の設置に係る緩和措置（案）

	現 行 基 準 等	緩 和 措 置（案）
校 地	《大学設置審査基準要項》 《寄附行為(変更)認可審査基準要項》 ・ 基準面積の1/2以上が自己所有 《寄附行為(変更)認可審査基準要項細則》 ・ 地方公共団体からの借地については、自己所有とみなす。	・ 法科大学院大学の設置に参画する学校法人からの借用であって、永続的な使用保証があるものについては、自己所有とみなす。
校 舎	《学校法人分科会長決定》 ・ 大学院大学の校地・校舎の面積は大学設置基準に定める学部等に係る基準で算出した面積を目安として個別審査とする。	・ 設置する大学院大学の実情にあった個別審査とする。
	《寄附行為(変更)認可審査基準》 ・ 負担付き又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があるときは、施設又は設備の一部についてこの限りではないこと。	・ 大学新設については、原則として認めていない借用校舎について、次の要件を満たすものについては、その一部又は全部が借用であっても差し支えないものとする。 （開設年度以降10年以上の使用保証があり、借用に係る経費の10年分の額を申請時に収納しているものについては借用のものであっても差し支えない。(寄附行為(変更)認可審査基準要項)）
機 械・器 具	《学校法人分科会長決定》 ・ 校舎及び機械・器具等の整備に要する経費については、学部等に係る基準で算出した標準設置経費を目安として個別審査とする。 ・ 別地における施設(サテライト)について、借用のものであっても差し支えないものとする。	・ 学部等に係る標準設置経費を目安として個別審査となっている設置経費について、教育研究上支障がないと判断されるものについては、新設大学院大学が必要とする設置経費でも差し支えないものとする。
経 常 経 費	《学校法人分科会長決定》 ・ 開設年度の経常経費については、学部等に係る基準で算出した標準経常経費を目安として、個別審査とする。	・ 学部等に係る標準経常経費を目安として個別審査となっている開設年度の経常経費については、標準経常経費を下回っても差し支えないものとする。 ただし、校地・校舎が借用の場合には開設年度から完成年度の経常経費に見合う額の現預金等を保有しているものとする。

育英奨学事業の充実

教育を受ける意欲と能力がある人が確実にこれを受けられるよう、奨学金の充実を図る。



平成14年度貸与人員 79.8万人（4.5万人増）
事業費総額 5,166億円（434億円増）

区 分		無 利 子 貸 与 事 業	有 利 子 貸 与 事 業
貸 与 人 員		40.6万人（1.6万人減）	39.2万人（6.1万人増）
事 業 費		2,214億円（72億円減）	2,952億円（506億円増）
うち政府貸付金・ 財政融資資金		（政府貸付金） 929億円（117億円減）	（財政融資資金（機関債560億円を含む）） 2,752億円（460億円増）
対 象 学 種		高校、大学・短大、高専、 大学院修士課程・博士課程、 専修学校高等課程・専門課程	大学・短大、高専（4・5年生）、 大学院修士課程・博士課程、 専修学校専門課程
貸 与 月 額		定 額 （修士課程の場合）8.5万円 （博士課程の場合）11.9万円	学生が選択 （大学院の場合） 5万、8万、10、13万円
貸与基準	学 力	大学・大学院の成績が特に優れている学生	①大学・大学院の成績が優れている学生 ②学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる学生
	家 計	（修士課程の場合）416万円以下 （博士課程の場合）472万円以下 （13年度同額） 【本人及び配偶者の収入を基準】	（修士課程の場合）595万円以下 （博士課程の場合）798万円以下 （13年度同額） 【本人及び配偶者の収入を基準】
返 還 方 法		卒業後20年以内	卒業後20年以内（元利均等返還）
返 還 利 率		無 利 子	0.5%（上限3%） （在学中は無利子）

○日本育英会の奨学金の貸与事例(大学院)

大学院 — 第一種の場合(無利子奨学金)—

貸与月数 修士課程 24ヶ月、博士課程 36ヶ月 (貸与始期 4月)

区分	貸与月額	返還総額	返還月賦額	返還回数(期間)
修士課程	85,000円	2,040,000円	12,142円	168回(14年)
博士課程	119,000円	4,284,000円	17,850円	240回(20年)

大学院 — きぼう21プランの場合(有利子奨学金)—

貸与月数 修士課程 24ヶ月、博士課程 36ヶ月(貸与始期4月) 利率0.5%(7月現在)

貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還総額 (元本+利息)	返還月賦額	返還回数(期間)
50,000円	24 月	1,200,000円	1,239,482円	8,607円	144回(12年)
	36	1,800,000円	1,863,847円	11,947円	156回(13年)
80,000円	24	1,920,000円	1,988,116円	12,744円	156回(13年)
	36	2,880,000円	3,004,293円	15,647円	192回(16年)
100,000円	24	2,400,000円	2,497,419円	13,874円	180回(15年)
	36	3,600,000円	3,792,460円	15,801円	240回(20年)
130,000円	24	3,120,000円	3,270,700円	15,142円	216回(18年)
	36	4,680,000円	4,930,236円	20,542円	240回(20年)

特定の目的のもとに国費で実施されている奨学金制度

制度の名称	所轄機関	対象学校	平成14年度		貸与基準	日本育英会奨学金との関係	返還条件等
			人員	貸与月額			
自衛隊法による貸費学生制度	防衛庁	大学院	衛生費学生6人 技術費学生16人 計22人	51,000円	医・歯・理・工学専攻の学生で修業後専攻の学術を応用し自衛隊に勤務しようとする者	将来の身分拘束を伴う奨学金を除き他の奨学金の重複を認める。	在職期間が4年を超え、かつ、貸与期間の1.5倍以上及び死亡又は心身障害による等の場合返還免除。自衛隊に勤務しない等の場合、2年以内に返還。
矯正医官修学資金貸与による修学資金貸与制度	法務省	大学 (医学部 医学専攻のみ)	13人	51,000円	医学専攻の学生で、修業後矯正施設(刑務所、拘留所、少年院等)に勤務しようとする者	(同上)	3年以上矯正施設に勤務(貸与期間の1.5倍以上在職すれば全額免除)及び在職中の死亡又は心身障害による場合返還免除。勤務しなかった場合、貸与期間の1/2相当年数内に返還。
看護師等修学資金貸与制度(1/2補助)	厚生労働省 (実施機関 都道府県)	保健師、助産師、看護師、准看護師学校、養成所 大学院(修士課程)	総計14,980人 (うち大学院25人)	補助単価 保健師、助産師、看護師 国公立 32,000円 私立 36,000円 准看護師 国公立 15,000円 私立 21,000円 大学院(修士課程) 国内 83,000円 国外 200,000円	卒業後、貸与を受けた都道府県の区域内において業務に従事する意志を有する者	日本育英会その他の奨学金の重複は認めない。	県内の200床未満の病院において5年以上看護師等の業務にあつたとき及び死亡又は心身障害の場合返還免除。勤務しなかった場合、貸与期間相当年数内に割賦返還。

国民生活金融公庫による教育貸付の概要

制度の名称	貸付要件	対象学校	貸付額	利息	返済年限
教育一般貸付	学力要件 なし 所得要件 給与所得者 990万円以下	高校、高等専門学校、大学、大学院、専修学校、各種学校等	200万円以内(一括貸与) (1学生・生徒につき)	年2.1% (HI4.7.5現在)	10年以内(在学中元金の措置可)

関 連 資 料

司法制度改革審議会意見書（要約）（抄）
（法科大学院関係）

Ⅱ 司法制度を支える法曹の在り方

【法曹人口の拡大】

1. 法曹人口の大幅増加

- 平成 16 年（2004）年には現行司法試験合格者数 1,500 人達成を目指す。
- 平成 22 年（2010）年ころには新司法試験の合格者数の年間 3,000 人達成を目指す。
- おおむね平成 30（2018）年ころまでには、実働法曹人口は 5 万人規模へ。

【法曹養成制度改革】

－法科大学院（仮称）を中核とし法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の整備－

1. 法科大学院

- 法科大学院は平成 16（2004）年 4 月からの学生の受入れを目指す。
- 法科大学院の標準修業年限は 3 年とする（短縮型の 2 年修了を認める。）。
- 法学部出身でない者や社会人等を一定割合以上入学させる。
- 法科大学院は、理論と実務の架橋を目指し、その修了者の 7～8 割程度が新司法試験に合格できるような充実した教育を行う。
- 法科大学院の設置認可は広く参入を認める仕組みとする。
- 適切な機構を設けて法科大学院に対する第三者評価（適格認定）を実施する。

2. 司法試験

- 司法試験は、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替える。
- 第三者評価機構による適格認定を受けた法科大学院の修了者は、新司法試験の受験資格を有する。経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の途を確保する。
- 新司法試験は法科大学院の最初の修了者向けの試験から実施する。移行措置として、現行司法試験を 5 年間程度は併行して実施する。

3. 司法修習

- 司法修習は、修習生の増加や法科大学院での教育内容に応じ、実務修習を中核として位置付けつつ、内容を適切に工夫する。

司法制度改革推進計画

(法曹養成制度関係抜粋)

平成14年3月19日

閣議決定

第1 法曹人口の拡大

現在の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっているということを踏まえ、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、後記の法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。

また、全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官の大幅な増員や裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の適正な増加を含む司法を支える人的基盤の充実を図ることが必要であり、そのため、各種の制度改革の進展や社会の法的需要を踏まえるとともに、その制度等を効率的に活用しつつ、必要な措置を講ずる。

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

1 法曹人口の大幅な増加

現行司法試験の合格者数を、平成14年に1,200人程度に、平成16年に1,500人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。(法務省)

2 裁判所、検察庁等の人的体制の充実

- (1) 本部の設置期間中においても、裁判官、検察官の必要な増員を行うこととし、所要の措置を講ずる。(法務省)
- (2) 本部の設置期間中においても、裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の質・能力の向上を一層推進するとともに、その必要な増加を図ることとし、所要の措置を講ずる。(法務省)
- (3) (1)、(2)に掲げる措置のほか、司法を支える人的基盤の充実強化を図るため、司法制度改革審議会意見が提言しているところを踏まえた所要の措置を講ずる。(本部及び法務省)

第2 法曹養成制度の改革

司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的な法律知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力、職業倫理等が広く求められることを踏まえ、法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を中核とし、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成

制度を整備することとし、そのための措置を講ずる。

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

1 法科大学院

司法制度改革審議会意見が制度設計に関して具体的に提言しているところを踏まえ、学校教育法上の大学院としての法科大学院に関する制度を設けることとし、平成16年4月からの学生の受入れ開始が可能となるよう、所要の措置を講ずる。(本部及び文部科学省)

2 司法試験

- (1) 法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験を法科大学院の最初の修了者を対象とする試験から実施することとし(ただし、新司法試験実施後も5年間程度は併行して現行司法試験を引き続き実施するとともに、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保することとする。)、所要の法案を提出するなど所要の措置を講ずる(法案提出につき平成14年末までを予定)。(本部)
- (2) 現行司法試験の合格枠制の実施は、平成15年までとし、合格枠制の廃止について、所要の法案を提出する(法案提出につき平成14年末までを予定)。(本部及び法務省)

3 司法修習

- (1) 新司法試験実施後の司法修習が、司法修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施されるよう、司法修習の具体的な内容等について、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討を行い、少なくとも主要な事項の枠組みについて結論を得る。また、併せて、司法修習生の給費制の在り方につき検討を行う。(本部)
- (2) 司法研修所の管理・運営について、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けることに関し、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。(本部)

4 継続教育

法曹の継続教育に関する態勢を総合的、体系的に整備することとし、逐次、所要の措

置を講ずる。(法務省及び文部科学省)

5 新たな法曹養成制度の円滑な実施に向けて

法科大学院の設置認可及び第三者評価（適格認定）のための基準について、その内容を公表し、周知を図ることとし、平成15年3月までに、所要の措置を講ずる。(本部及び文部科学省)

法科大学院に係る設置基準の概要

1. 定義

- 専ら法曹養成のための教育を行う専門職大学院を「法科大学院」として位置付け。

2. 標準修業年限

- 標準修業年限は3年（法学の基礎を学んだ法学既修者は、2年での修了が可能）。

3. 教員

- 教員は、高度の教育上の指導能力があると認められる者。
 - ・最低限必要な専任教員数は12人。
 - ・教員資格は、教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味。
 - ・専任教員のうち、概ね2割以上は実務家教員。

4. 入学者選抜

- 入学者選抜にあたっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努める。
 - ・法学部・法学科以外の出身者及び社会人が3割以上となるよう努力。
- 入学者の適性を適確かつ客観的に評価。

5. 教育内容・方法

- 教育上の目的を達成するため、体系的に教育課程を編成。
- 以下の科目群により授業科目を開設。（各々の単位数は大学の創意工夫による）
 - ・法律基本科目群（公法系、民事系、刑事系）
 - ・実務基礎科目群（法曹倫理、法情報調査、法文書作成、模擬裁判など）
 - ・基礎法学・隣接科目群（基礎法学、外国法、政治学、法と経済学など）
 - ・展開・先端科目群（独占禁止法、地方自治法、立法政策など）
- 教育上の目的を達成するよう、事例研究、現地調査、双方向・多方向の討論・質疑応答など、適切な方法により授業を実施。
- 授業方法・計画、成績評価方法をあらかじめ明示し、厳格な成績評価及び修了認定を実施。
- 教育内容・方法の改善を図るための組織的な取組（ファカルティ・ディベロップメント）を実施。
- 授業人数は、少人数を基本。
 - ・特に法律基本科目については、1クラス50人を標準。
- 1年間又は1学期の履修科目の登録上限を設定。
 - ・1年につき36単位が標準。
- 他の大学院において修得した授業科目の単位を30単位まで法科大学院の単位として認める。

6. 修了要件

- 修了要件は「3年以上の在学、93単位以上の取得」。
 - ・法学既修者については、1年以下・30単位以下を短縮することが可能。

法科大学院の専任教員の配置について

1. 法科大学院の専任教員数については、収容定員数に応じてその配置すべき人数の最低基準が決められている。(専門職大学院設置基準第4条・第5条、専門職大学院に関し必要な事項について定める件(告示)第1条・第2条)

【例】

- 収容定員120名の場合 : 12人
- 収容定員300名の場合 : 20人

2. 専任教員のうち2割以上の教員は実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者(いわゆる「実務家専任教員」)を置くこととされている。(専門職大学院に関し必要な事項について定める件(告示)第2条第3項)

3. これらに従って、法科大学院の総専任教員数は1,632名、うち実務家専任教員数が534名となっている。(平成23年5月1日現在。文部科学省調べ)

○専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）（抄）

第二章 教員組織

（教員組織）

第四条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。

第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 前項に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条第一項に規定する教員の数に算入できないものとする。

3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。

第六章 法科大学院

（法科大学院の課程）

第十八条 第二条第一項の専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、法科大学院とする。

2 法科大学院の課程の標準修業年限は、第二条第二項の規定にかかわらず、三年とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとすることができる。

（法科大学院の入学者選抜）

第十九条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

第二十条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第二十一条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第十三条第一項の規定にかかわらず、三十単位を超えない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位等の認定）

第二十二条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（法科大学院の課程の修了要件）

第二十三条 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、九十三単位以上を修得することとする。

（法科大学院における在学期間の短縮）

第二十四条 法科大学院は、第二十二条第一項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

（法学既修者）

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第二十三条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えないものとする。

3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）は、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二条第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

○専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）
（抄）

（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）

第一条 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第百七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき一人の専任教員を置くものとする。

2 前項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。

3 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授でなければならない。

4～6 （略）

（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）

第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。

2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

3 法科大学院に対する前二項の規定の適用については、これらの項中「おおむね三割」とあるのは「おおむね二割」と読み替えるものとする。

4 法科大学院においては、第一項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、法曹としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

5～6 （略）

（法科大学院の入学選抜）

第三条 法科大学院は、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上となるよう努めるものとする。

2 法科大学院は、前項の割合が二割に満たない場合は、当該法科大学院における入学選抜の実施状況を公表するものとする。

（法科大学院の収容定員）

第四条 法科大学院においては、法学既修者を入学させるかどうかにかかわらず、その収容定員は当該法科大学院の入学定員の三倍の数とする。

（法科大学院の教育課程）

第五条 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

一 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

二 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）

三 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）

四 展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。）

2 法科大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、学生の授

業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。

（法科大学院の授業を行う学生数）

第六条 法科大学院は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本とする。

2 前項の場合において、法律基本科目の授業については、五十人を標準として行うものとする

（法科大学院の履修科目の登録の上限）

第七条 法科大学院の学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、一年につき三十六単位を標準として定めるものとする。

法科大学院一覽

(平成24年度)

大 学 数		入 学 定 員
総計	74 大学	4,484人
国立	23 大学	1,361人
公立	2 大学	112人
私立	49 大学	3,011人

区分	大 学 院 名	研究科・専攻名	入学定員 人	開設年度	
1	国立	北海道大学大学院	法学研究科 法律実務専攻	80	平成16年度
2	国立	東北大学大学院	法学研究科 綜合法制専攻	80	平成16年度
3	国立	筑波大学大学院	ビジネス科学研究科 法曹専攻	36	平成17年度
4	国立	千葉大学大学院	専門法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
5	国立	東京大学大学院	法学政治学研究科 法曹養成専攻	240	平成16年度
6	国立	一橋大学大学院	法学研究科 法務専攻	85	平成16年度
7	国立	横浜国立大学大学院	国際社会科学研究所 法曹実務専攻	40	平成16年度
8	国立	新潟大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	35	平成16年度
9	国立	金沢大学大学院	法務研究科 法務専攻	25	平成16年度
10	国立	信州大学大学院	法曹法務研究科 法曹法務専攻	18	平成17年度
11	国立	静岡大学大学院	法務研究科 法務専攻	20	平成17年度
12	国立	名古屋大学大学院	法学研究科 実務法曹養成専攻	70	平成16年度
13	国立	京都大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	160	平成16年度
14	国立	大阪大学大学院	高等司法研究科 法務専攻	80	平成16年度
15	国立	神戸大学大学院	法学研究科 実務法律専攻	80	平成16年度
16	国立	島根大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	20	平成16年度
17	国立	岡山大学大学院	法務研究科 法務専攻	45	平成16年度
18	国立	広島大学大学院	法務研究科 法務専攻	48	平成16年度
19	国立	香川大学・愛媛大学大学院(連合)	香川大学・愛媛大学連合法務研究科 法務専攻	20	平成16年度
20	国立	九州大学大学院	法務学府 実務法学専攻	80	平成16年度
21	国立	熊本大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	22	平成16年度
22	国立	鹿児島大学大学院	司法政策研究科 法曹実務専攻	15	平成16年度
23	国立	琉球大学大学院	法務研究科 法務専攻	22	平成16年度
	国立計	23大学		1,361人	
24	公立	首都大学東京大学院	社会科学研究所 法曹養成専攻	52	平成16年度
25	公立	大阪市立大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	60	平成16年度
	公立計	2大学		112人	
26	私立	北海学園大学大学院	法務研究科 法務専攻	25	平成17年度
27	私立	東北学院大学大学院	法務研究科 法実務専攻	30	平成16年度
28	私立	白鷗大学大学院	法務研究科 法務専攻	20	平成16年度
29	私立	大宮法科大学院大学	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
30	私立	獨協大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	30	平成16年度
31	私立	駿河台大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	48	平成16年度
32	私立	青山学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
33	私立	学習院大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
34	私立	慶應義塾大学大学院	法務研究科 法務専攻	230	平成16年度
35	私立	國學院大学大学院	法務研究科 法務職専攻	40	平成16年度
36	私立	駒澤大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	36	平成16年度
37	私立	上智大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	90	平成16年度
38	私立	成蹊大学大学院	法務研究科 法務専攻	45	平成16年度
39	私立	専修大学大学院	法務研究科 法務専攻	55	平成16年度
40	私立	創価大学大学院	法務研究科 法務専攻	35	平成16年度

	区分	大学院名	研究科・専攻名	入学定員	開設年度
41	私立	大東文化大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
42	私立	中央大学大学院	法務研究科 法務専攻	270	平成16年度
43	私立	東海大学大学院	実務法学研究科 実務法律学専攻	30	平成16年度
44	私立	東洋大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
45	私立	日本大学大学院	法務研究科 法務専攻	80	平成16年度
46	私立	法政大学大学院	法務研究科 法務専攻	80	平成16年度
47	私立	明治大学大学院	法務研究科 法務専攻	170	平成16年度
48	私立	明治学院大学大学院	法務職研究科 法務専攻	40	平成16年度
49	私立	立教大学大学院	法務研究科 法務専攻	65	平成16年度
50	私立	早稲田大学大学院	法務研究科 法務専攻	270	平成16年度
51	私立	神奈川大学大学院	法務研究科 法務専攻	35	平成16年度
52	私立	関東学院大学大学院	法務研究科 実務法学専攻	25	平成16年度
53	私立	桐蔭横浜大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
54	私立	山梨学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	35	平成16年度
55	私立	愛知大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
56	私立	愛知学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	25	平成17年度
57	私立	中京大学大学院	法務研究科 法務専攻	25	平成16年度
58	私立	南山大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
59	私立	名城大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
60	私立	京都産業大学大学院	法務研究科 法務専攻	32	平成16年度
61	私立	同志社大学大学院	司法研究科 法務専攻	120	平成16年度
62	私立	立命館大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	130	平成16年度
63	私立	龍谷大学大学院	法務研究科 法務専攻	25	平成17年度
64	私立	大阪学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
65	私立	関西大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	100	平成16年度
66	私立	近畿大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
67	私立	関西学院大学大学院	司法研究科 法務専攻	100	平成16年度
68	私立	甲南大学大学院	法学研究科 法務専攻	50	平成16年度
69	私立	神戸学院大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	35	平成16年度
70	私立	姫路獨協大学大学院	法務研究科 法務専攻	募集停止	平成16年度
71	私立	広島修道大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
72	私立	久留米大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
73	私立	西南学院大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	35	平成16年度
74	私立	福岡大学大学院	法曹実務研究科 法務専攻	30	平成16年度
	私立計	49大学		3,011 人	

	合計	74大学		4,484 人	
--	----	------	--	---------	--

法科大学院の設置状況

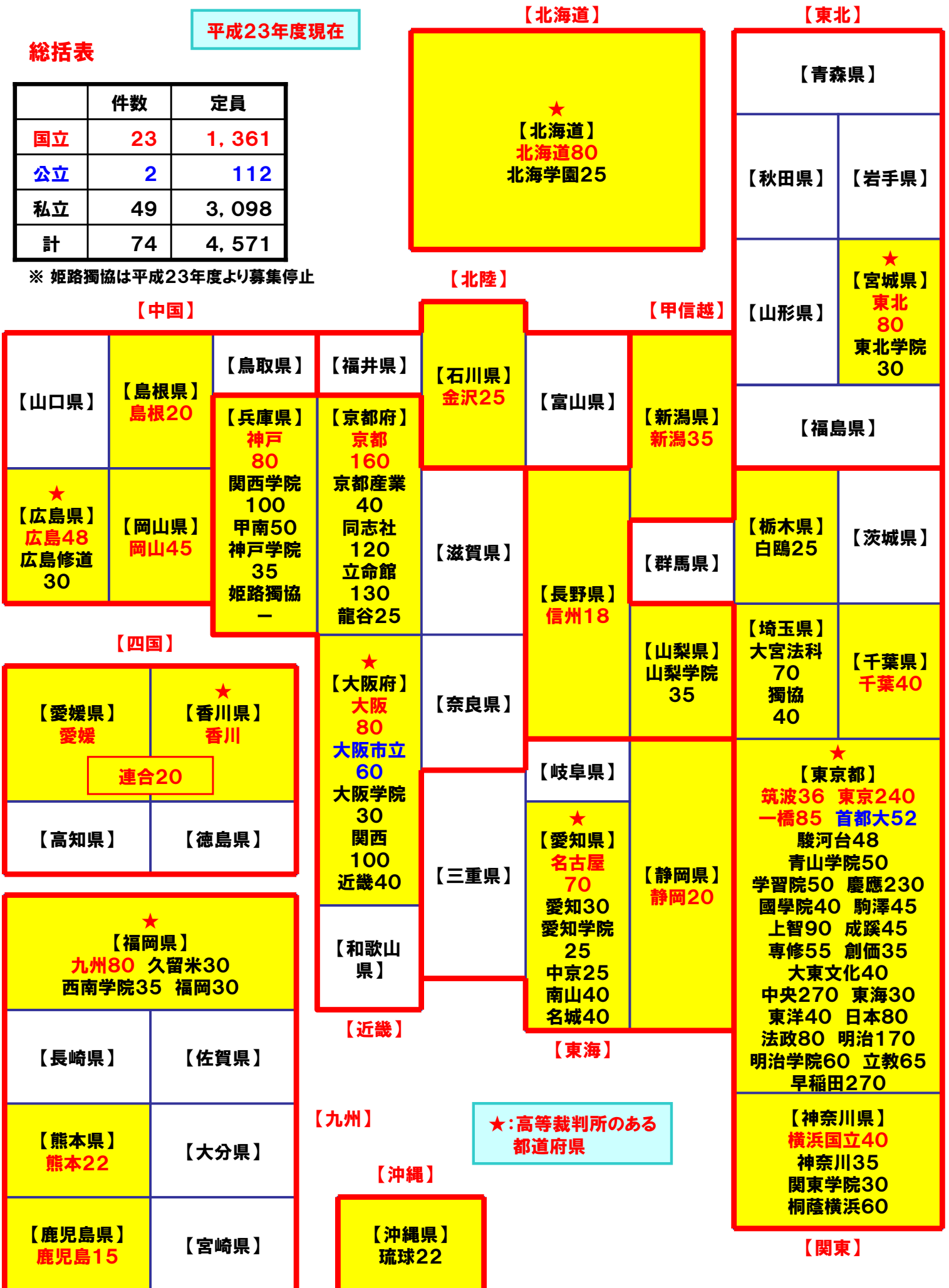
【資料3-2】

平成23年度現在

総括表

	件数	定員
国立	23	1,361
公立	2	112
私立	49	3,098
計	74	4,571

※ 姫路獨協は平成23年度より募集停止



法科大学院の入学定員の推移

平成24年4月1日現在

年 度	学校数	入学定員	増 減	備 考
平成16年度	68校	5,590人	—	—
平成17年度	74校	5,825人	235人	【新規開設】()は入学定員 筑波大学(40人) 信州大学(40人) 静岡大学(30人) 北海学園大学(30人) 愛知学院大学(35人) 龍谷大学(60人)
平成18年度	74校	5,825人	—	—
平成19年度	74校	5,825人	—	—
平成20年度	74校	5,795人	△30人	【入学定員削減】 関東学院大学(60→30人)
平成21年度	74校	5,765人	△30人	【入学定員削減】 福岡大学(50→30人) 姫路獨協大学(40→30人)
平成22年度	74校	4,909人	△856人	【入学定員削減】 53校：別紙参照
平成23年度	74校	4,571人	△338人	【入学定員削減】 23校：別紙参照
平成24年度	74校	4,484人	△87人	【入学定員削減】 8校：別紙参照

各法科大学院における入学定員見直し状況

平成24年4月1日現在

No	大学名	H24	H23	H22	H21	備考	No	大学名	H24	H23	H22	H21	備考
1	北海道大学	80	80	80	100		39	専修大学	55	55	60	60	
2	東北大学	80	80	80	100		40	創価大学	35	35	35	50	
3	筑波大学	36	36	36	40		41	大東文化大学	40	40	40	50	
4	千葉大学	40	40	40	50		42	中央大学	270	270	300	300	
5	東京大学	240	240	240	300		43	東海大学	30	30	40	50	
6	一橋大学	85	85	85	100		44	東洋大学	40	40	40	50	
7	横浜国立大学	40	40	40	50		45	日本大学	80	80	100	100	
8	新潟大学	35	35	35	60		46	法政大学	80	80	100	100	
9	金沢大学	25	25	25	40		47	明治大学	170	170	170	200	
10	信州大学	18	18	18	40		48	明治学院大学	40	60	60	80	
11	静岡大学	20	20	20	30		49	立教大学	65	65	70	70	
12	名古屋大学	70	70	70	80		50	早稲田大学	270	270	300	300	
13	京都大学	160	160	160	200		51	神奈川大学	35	35	35	50	
14	大阪大学	80	80	80	100		52	関東学院大学	25	30	30	30	平成20年度に 60→30に削減
15	神戸大学	80	80	80	100		53	桐蔭横浜大学	50	60	60	70	
16	島根大学	20	20	20	30		54	山梨学院大学	35	35	35	40	
17	岡山大学	45	45	45	60		55	愛知大学	30	30	40	40	
18	広島大学	48	48	48	60		56	愛知学院大学	25	25	35	35	
19	香川大学	20	20	20	30		57	中京大学	25	25	30	30	
20	九州大学	80	80	80	100		58	南山大学	40	40	50	50	
21	熊本大学	22	22	22	30		59	名城大学	40	40	40	50	
22	鹿児島大学	15	15	15	30		60	京都産業大学	32	40	40	60	
23	琉球大学	22	22	22	30		61	同志社大学	120	120	120	150	
24	首都大学東京	52	52	65	65		62	立命館大学	130	130	150	150	
25	大阪市立大学	60	60	60	75		63	龍谷大学	25	25	30	60	
26	北海学園大学	25	25	30	30		64	大阪学院大学	30	30	45	50	
27	東北学院大学	30	30	30	50		65	関西大学	100	100	130	130	
28	白鷗大学	20	25	25	30		66	近畿大学	40	40	40	60	
29	大宮法科大学院大学	50	70	70	100		67	関西学院大学	100	100	125	125	
30	獨協大学	30	40	40	50		68	甲南大学	50	50	50	60	
31	駿河台大学	48	48	48	60		69	神戸学院大学	35	35	35	60	
32	青山学院大学	50	50	50	60		70	姫路獨協大学	募集停止	募集停止	20	30	平成21年度に 40→30に削減
33	学習院大学	50	50	50	65		71	広島修道大学	30	30	30	50	
34	慶應義塾大学	230	230	260	260		72	久留米大学	30	30	30	40	
35	國學院大學	40	40	40	50		73	西南学院大学	35	35	35	50	
36	駒澤大学	36	45	50	50		74	福岡大学	30	30	30	30	平成21年度に 50→30に削減
37	上智大学	90	90	100	100		計(平均)		4,484	4,571	4,909	5,765	—
38	成蹊大学	45	45	50	50								

法科大学院の認証評価について

制度の概要

- ・ 認証評価機関は、法科大学院の教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について評価（5年以内ごと）を行い、評価基準に適合しているか否かの認定（「適格認定」）を行う。
- ・ 大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択。

文部科学大臣による認証評価機関の認証

- ・ 認証評価機関として必要な評価の基準・方法・体制等についての一定の基準（認証基準）を、省令により規定。
- ・ 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣に申請の上、中央教育審議会の審議を経て、文部科学大臣より認証を受ける。
- ・ その際、認証評価機関になろうとする者は、当該団体が行う評価基準についても、あらかじめ詳細を明示した上で、審議・認証を受ける。

法科大学院を対象とした認証評価機関

- （財）日弁連法務研究財団（平成16年8月31日認証）
- （独）大学評価・学位授与機構（平成17年1月14日認証）
- （財）大学基準協会（平成19年2月16日認証）

その他

法科大学院における認証評価については、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）において、

- ① 評価結果について、文部科学大臣から法務大臣に通知すること
- ② 適格認定を受けられなかった法科大学院に対し、文部科学大臣から報告または資料の提出を求めること

などが定められている。

【参考】

○ 法科大学院の認証評価受審状況

() は不適格となった大学数

平成23年3月30日現在

	日弁連法務 研究財団	大学評価・ 学位授与機構	大学基準 協会	合 計
平成18年度	2 (0)	—	—	2 (0)
平成19年度	11 (1)	9 (4)	2 (0)	22 (5)
平成20年度	14 (6)	16 (2)	14 (9)	44 (17)
平成21年度	1 (0)	3 (1)	2 (1)	7 (2)
合 計	28 (7)	28 (7)	18 (10)	74 (24注)

※ 京都産業大学は平成20年度及び平成21年度に受審（上記の表では平成20年度の評価結果のみ記載）。

注 大学評価・学位授与機構はH16年度、大学基準協会はH22年度、日弁連法務研究財団はH23年度より、適格認定を受けられなかった場合の追評価を実施しており、11校は追評価により適格認定を受けている。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律 (平成14年法律第139号) (抄)

(法科大学院の適格認定等)

- 第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第百九条第四項に規定する大学評価基準（以下この条において「法科大学院評価基準」という。）の内容が法曹養成の基本理念（これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。）を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。
- 2 学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関（以下この条において単に「認証評価機関」という。）が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価（第四項において単に「認証評価」という。）においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない。
- 3 大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（第五項において「適格認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。
- 4 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認証評価を行った認証評価機関から学校教育法第百十条第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。
- 5 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動の状況について適格認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該法科大学院の教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

法科大学院に係る認証評価の見直しに関する留意事項

平成22年3月12日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会は、平成21年4月17日にとりまとめた「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）の提言及び平成22年3月の学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）の一部改正などによる、認証評価機関の定める法科大学院の認証評価を行うための基準の見直しに関して、各認証評価機関に対し、次の事項に留意されるよう求めたい。

1. 認証評価項目の改正関係（第4条第1項第1号）

（1）「イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。」

認証評価を受ける法科大学院（以下「受審法科大学院」という。）が、特別委員会報告において積極的に情報提供を行うべき事項として例示された事項などの基本的な情報について、法科大学院案内、入学者募集要項やホームページなどを通じて、自ら主体的に入学希望者をはじめとする社会一般に対して提供しているかを評価することが求められる。

（2）「ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること。」

受審法科大学院が、入学者選抜における競争的な環境を整え、入学者の質を確保するよう取り組んでいるかを評価する必要がある。

その際、法科大学院適性試験について、実施機関により総受験者数や得点分布状況などを考慮した、法科大学院への入学に最低限必要と考えられる点数の基準が公表された場合には、受審法科大学院において当該基準が適切に活用されているかを評価することが求められる。

特に、受審法科大学院の実施する入学者選抜において、社会人を含めたすべての受験者に対し、当該基準が等しく適用されているかを確認する必要がある。

(3) 「ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。」

受審法科大学院が、専任教員について、法律基本科目をはじめとした教育上主要な科目において、その年齢構成にも配慮しながら、十分な教育研究上の業績や実務上の実績及び教育を担当する能力を有する者を確保し、適切に配置しているかを評価することが求められる。

(4) 「ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること。」

受審法科大学院が、法科大学院修了者の共通的な到達目標が策定された場合には、当該目標を踏まえて、必要な教育課程の編成や適切な学修指導を実施しているかを評価することが求められる。

特に、受審法科大学院が、司法試験の解答の作成方法に傾斜した技術的教育などの司法試験の受験指導に過度に偏した教育や、法律基本科目や司法試験の選択科目となっている一部の授業科目に偏した教育を行っていないかを評価することが求められる。

(5) 「ト 授業の方法に関すること。」

受審法科大学院において、双方向・多方向的な授業方法を基本とした適切な授業方法により、教育が実施されているかを評価することが求められる。

(6) 「チ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること。」

受審法科大学院において、GPA制度の活用などによる厳格な成績評価・修了認定が実施されているかを評価することが求められる。

その際、GPA制度や進級制度の導入状況について形式的に評価するのではなく、受審法科大学院において当該制度が実質的に機能し、厳格な成績評価・修了認定が実施されているかを評価することが重要である。

また、法科大学院修了者の共通的な到達目標が策定された場合には、受審法科大学院が、在籍する法科大学院生の当該目標の達成度について、厳格な成績評価・修了認定により適切に評価しているかを評価することが期待される。

(7) 「リ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること。」

受審法科大学院において、適切なファカルティ・ディベロップメント（教員の職能開発）が実施されるとともに、その充実が図られているかを評価することが求められる。

（８）「又 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。」

履修登録単位数の上限の設定については、特別委員会報告において、引き続き36単位を標準とする考え方を維持しつつも、法学未修者教育の充実の観点から、各法科大学院の判断により法学未修者1年次については、配当する法律基本科目を6単位増加させ、最大42単位とすることを認めると提言されており、認証評価においては、当該提言を踏まえた評価を実施することが求められる。

法学未修者1年次における当該増加単位は、あくまで法律基本科目に係る学修を補完することを目的としていることを踏まえ、受審法科大学院において、司法試験の受験対策が実施されていないか、過剰な学修範囲の拡大などにより法科大学院生の自学自修を妨げられる結果となっていないかなどを評価することが求められる。

（９）「ル 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。」

受審法科大学院の実施する法学既修者認定試験の内容が、認定により修得したものとみなす科目に対応して適切に実施されているかを評価する必要がある。

（10）「カ 法科大学院の課程を修了した者の進路（司法試験の合格状況を含む。）に関すること。」

法曹養成の中核的機関という法科大学院の設置目的にかんがみ、司法試験の合格状況などを含む、法科大学院修了者の進路について評価することが求められる。

法科大学院修了者の進路については、司法試験の合格状況や法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）への進路のみではなく、受審法科大学院の掲げる人材育成の目標を踏まえた、企業や官公庁などの多様な職域への進路を含むものであることに留意する必要がある。

特に、司法試験の合格状況については、単に司法試験合格率などの数値的指標のみで判断するのではなく、合格状況の分析やその改善に向けた教育内容・教育体制の見直しが適切に実施されているかなど、法科大学院の取組について総合的に評価される必要がある。

また、法科大学院修了者の進路については、本人が進路に関する情報を提供しない場合や本人との連絡が取れない場合があるなど、全員の把握が難しい現状にあると考えられるが、各法科大学院においては可能な限りにおいてその把握に努めることが求められる。よって、法科大学院修了者の進路の評価にあたっては、単に把握状況についての数値的指標のみで判断するのではなく、受審法科大学院において把握のための適切な取組が行われているかどうかをあわせて評価する必要がある。

2. 評価方法関係（第4条第1項第2号）

「評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。」

「特に重要と認める事項」（特別委員会報告における「重点評価項目」）については、特別委員会報告で例示された項目^{*}を踏まえて設定されることが期待される。また、それ以外についても、各認証評価機関の判断で、必要と思われる項目を付加することも考えられる。

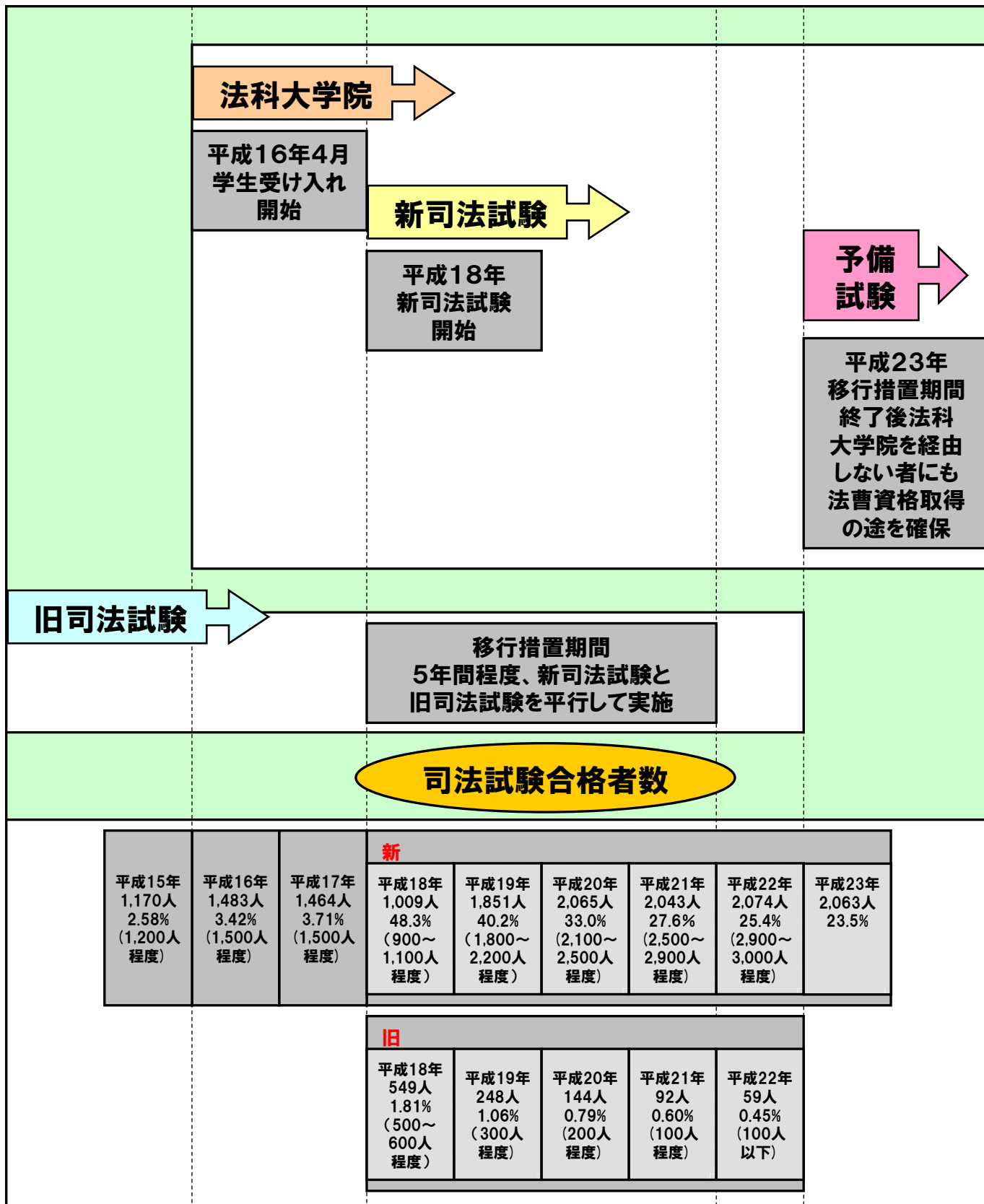
※ 特別委員会報告において提言された「特に重要と認める事項」（重点評価項目）の例

- ・ 入学者の質（適性試験の状況（入学最低基準の運用状況など）、競争倍率等の入学者選抜状況など）
- ・ 修了者の質（教育課程の編成の状況（授業科目間のバランス、共通的な到達目標の達成状況など）、厳格な成績評価の実施状況、司法試験の合格状況など）
- ・ 教育体制の確保（教員の教育研究上の業績・能力、適正な入学定員の規模など）

「特に重要と認める事項」として設定されていない項目についても、適格認定にあたっての総合的な判定の要素として考慮することを可能とする必要がある。

明白かつ重大な法令違反については、適格認定にあたっての重要な判断要素であり、これについては、「特に重要と認める事項」に当たるか否かにかかわらず、評価結果の中で適切に取り扱われる必要がある。

法科大学院制度と新司法試験等のスケジュール



平成 14年 15年 16年 17年 18年 19年 20年 21年 22年 23年 24年 25年

※司法試験合格者数の下の割合は合格率を表し、その下の()内は司法試験委員会が示した合格者についての一応の目安となる概括的な数字を表す。

新司法試験合格状況(法科大学院別)

No.	大学名	新司法試験合格者数									新司法試験合格率								H20年度修了者の新司法試験合格状況				
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	(参考)不合格者数H23		H18	H19	H20	H21	H22	H23	既修		未修		H20年度修了者数(C)	合格者数計(D)	H20年度修了者合格率D/C	C-D
								既修	未修							既修	未修						
1	北海道大学	26	48	33	63	62	48	29	19	112	68.4%	49.0%	30.6%	40.4%	43.1%	30.0%	34.9%	24.7%	107	68	63.6%	39	
2	東北大学	20	47	59	30	58	54	35	19	116	47.6%	49.0%	46.5%	19.5%	36.5%	31.8%	33.7%	28.8%	108	56	51.9%	52	
3	筑波大学	5	3	11	4	4	4	4	51	19.2%	8.8%	25.6%	7.3%	7.3%	7.3%	7.3%	7.3%	36	5	13.9%	31		
4	千葉大学	15	40	34	24	30	29	21	8	45	55.6%	64.5%	49.3%	37.5%	43.5%	39.2%	46.7%	27.6%	39	28	71.8%	11	
5	東京大学	120	178	200	216	201	210	165	45	206	70.6%	58.6%	54.6%	55.5%	48.9%	50.5%	63.5%	28.8%	281	216	76.9%	65	
6	一橋大学	44	61	78	83	69	82	61	21	60	83.0%	63.5%	61.4%	62.9%	50.0%	57.7%	62.9%	46.7%	101	81	80.2%	20	
7	横浜国立大学	5	13	24	20	17	13	4	9	83	50.0%	34.2%	36.9%	25.3%	19.1%	13.5%	20.0%	11.8%	46	24	52.2%	22	
8	新潟大学	5	8	9	14	9	8	0	8	69	50.0%	22.2%	18.0%	17.3%	11.0%	10.4%	0.0%	10.7%	61	13	21.3%	48	
9	金沢大学	1	8	4	11	17	15	0	15	49	50.0%	33.3%	8.5%	22.4%	31.5%	23.4%	0.0%	24.2%	26	11	42.3%	15	
10	信州大学	4	4	5	4	4	4	4	48	0.0%	15.4%	12.2%	7.7%	7.7%	7.7%	7.7%	7.7%	28	6	21.4%	22		
11	静岡大学	2	4	6	7	7	7	7	40	11.8%	11.1%	16.2%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	29	3	10.3%	26		
12	名古屋大学	17	41	32	40	49	43	13	30	93	60.7%	63.1%	32.7%	33.3%	35.3%	31.6%	43.3%	28.3%	81	43	53.1%	38	
13	京都大学	87	135	100	145	135	172	135	37	143	67.4%	64.0%	41.5%	50.3%	48.7%	54.6%	62.8%	37.0%	187	145	77.5%	42	
14	大阪大学	10	32	49	52	70	49	23	26	122	47.6%	43.8%	38.6%	33.5%	38.9%	28.7%	44.2%	21.8%	119	64	53.8%	55	
15	神戸大学	40	46	70	73	49	69	54	15	79	64.5%	50.5%	54.7%	49.0%	34.0%	46.6%	51.9%	34.1%	105	71	67.6%	34	
16	島根大学	1	3	4	1	3	4	4	42	100.0%	16.7%	15.4%	4.3%	10.3%	8.7%	8.7%	8.7%	15	1	6.7%	14		
17	岡山大学	4	10	11	13	8	23	3	20	50	33.3%	43.5%	31.4%	25.0%	15.1%	31.5%	50.0%	29.9%	33	6	18.2%	27	
18	広島大学	3	11	19	21	16	10	1	9	70	25.0%	34.4%	36.5%	25.0%	20.8%	12.5%	14.3%	12.3%	52	16	30.8%	36	
19	香川大学	3	3	3	3	10	2	2	42	33.3%	14.3%	7.1%	19.2%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	32	4	12.5%	28		
20	九州大学	7	29	38	46	46	42	24	18	158	53.8%	39.2%	36.2%	26.4%	26.3%	21.0%	28.2%	15.7%	121	57	47.1%	64	
21	熊本大学	1	2	7	5	7	4	1	3	35	25.0%	10.0%	21.2%	15.6%	20.6%	10.3%	33.3%	8.3%	23	7	30.4%	16	
22	鹿児島大学	2	2	1	2	0	3	3	45	8.0%	4.3%	5.7%	0.0%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	22	2	9.1%	20		
23	琉球大学	7	3	4	5	7	7	7	35	43.8%	12.5%	10.0%	13.2%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	25	8	32.0%	17		
24	首都大学東京	17	28	39	34	30	38	33	5	82	43.6%	40.6%	49.4%	39.1%	29.7%	31.7%	40.7%	12.8%	53	39	73.6%	14	
25	大阪市立大学	18	31	33	24	31	30	16	14	90	69.2%	43.1%	40.2%	25.0%	26.1%	25.0%	27.1%	23.0%	65	36	55.4%	29	
26	北海学園大学	2	7	3	10	4	6	2	34	15.4%	29.2%	9.7%	27.0%	57.1%	20.0%	20.0%	20.0%	19	9	47.4%	10		
27	東北学院大学	3	7	4	2	2	0	2	27	9.4%	18.9%	12.1%	5.1%	5.6%	0.0%	5.9%	5.9%	19	2	10.5%	17		
28	白鷗大学	3	4	2	4	2	1	0	1	39	50.0%	21.1%	9.5%	16.7%	5.7%	2.5%	0.0%	3.1%	16	3	18.8%	13	
29	大宮法科大学院大学	6	16	12	12	9	9	132	14.0%	19.8%	14.8%	10.2%	6.4%	6.4%	6.4%	6.4%	6.4%	72	9	12.5%	63		
30	獨協大学	6	8	5	3	11	0	11	85	20.0%	20.0%	7.6%	3.7%	11.5%	0.0%	11.6%	11.6%	48	6	12.5%	42		
31	駿河台大学	2	9	11	4	7	5	0	5	103	9.5%	19.6%	13.1%	5.0%	7.6%	4.6%	0.0%	5.6%	47	3	6.4%	44	
32	青山学院大学	5	7	15	8	3	8	0	8	77	35.7%	17.5%	24.6%	9.0%	3.6%	9.4%	0.0%	9.9%	56	7	12.5%	49	
33	学習院大学	15	19	20	21	19	18	15	3	62	30.6%	28.4%	23.0%	24.4%	20.2%	22.5%	24.2%	16.7%	47	26	55.3%	21	
34	慶應義塾大学	104	173	165	147	179	164	129	35	178	63.4%	63.8%	56.5%	46.4%	50.4%	48.0%	53.3%	35.0%	232	167	72.0%	65	
35	國學院大学	1	6	4	6	5	5	1	4	67	50.0%	21.4%	10.0%	10.9%	7.4%	6.9%	33.3%	5.8%	47	6	12.8%	41	
36	駒澤大学	1	8	11	5	9	2	0	2	77	5.6%	21.6%	23.4%	10.4%	13.2%	2.5%	0.0%	3.1%	25	6	24.0%	19	
37	上智大学	17	40	50	40	33	39	23	16	154	33.3%	42.6%	41.7%	27.8%	19.6%	20.2%	22.5%	17.6%	93	35	37.6%	58	
38	成蹊大学	11	16	17	14	11	11	4	7	80	44.0%	38.1%	37.8%	20.6%	11.8%	12.1%	10.5%	13.2%	54	20	37.0%	34	
39	専修大学	9	19	20	17	19	17	13	4	101	17.6%	25.0%	27.7%	20.5%	19.6%	14.4%	16.0%	10.8%	52	16	30.8%	36	
40	創価大学	8	20	13	12	18	12	3	9	74	57.1%	51.3%	21.7%	15.8%	19.6%	14.0%	21.4%	12.5%	50	9	18.0%	41	
41	大東文化大学	4	4	6	3	2	2	0	2	67	21.1%	11.1%	16.2%	7.0%	4.3%	2.9%	0.0%	3.3%	36	1	2.8%	35	
42	中央大学	131	153	196	162	189	176	137	39	285	54.8%	52.4%	55.7%	43.4%	43.1%	38.2%	46.3%	23.6%	275	189	68.7%	86	
43	東海大学	0	2	4	3	2	7	3	7	64	0.0%	12.5%	11.8%	6.0%	3.6%	9.9%	9.9%	9.9%	36	6	16.7%	30	
44	東洋大学	4	12	4	5	7	11	6	5	77	16.7%	27.3%	7.3%	7.1%	9.1%	12.5%	16.7%	9.6%	40	8	20.0%	32	
45	日本大学	7	14	26	20	21	12	5	7	172	13.0%	12.6%	17.6%	13.1%	12.9%	6.5%	5.4%	7.7%	86	18	20.9%	68	
46	法政大学	23	24	32	25	24	31	18	13	152	37.1%	18.8%	23.7%	18.1%	14.5%	16.9%	15.3%	20.0%	72	25	34.7%	47	
47	明治大学	43	80	84	96	85	90	47	43	285	45.3%	40.0%	31.8%	31.0%	25.4%	24.0%	28.8%	20.3%	198	103	52.0%	95	
48	明治学院大学	8	11	16	9	9	5	0	5	107	44.4%	20.4%	21.6%	11.7%	10.3%	4.5%	0.0%	4.7%	54	6	11.1%	48	
49	立教大学	7	17	21	25	24	17	11	6	106	38.9%	28.8%	22.8%	22.3%	20.7%	13.8%	19.3%	9.1%	64	24	37.5%	40	
50	早稲田大学	12	115	130	124	130	138	9	129	294	63.2%	51.6%	37.7%	32.6%	32.7%	31.9%	52.9%	31.1%	256	138	53.9%	118	
51	神奈川大学	4	8	5	4	8	4	1	3	57	30.8%	32.0%	12.2%	6.7%	15.1%	6.6%	12.5%	5.7%	30	4	13.3%	26	
52	関東学院大学	1	9	4	7	3	5	0	5	41	6.7%	39.1%	9.5%	12.5%	5.5%	10.9%	0.0%	11.4%	20	5	19.2%	21	
53	桐蔭横浜大学	9	8	8	6	6	6	6	81	25.7%	12.7%	12.9%	7.2%	6.9%	6.9%	6.9%	6.9%	58	9	15.5%	49		
54	山梨学院大学	6	10	7	12	14	7	3	4	38	54.5%	32.3%	17.5%	26.1%	27.5%	15.6%	27.3%	11.8%	33	14	42.4%	19	
55	愛知大学	13	7	16	20	14	8	4	4	28	72.2%	25.9%	45.7%	48.8%	31.8%	22.2%	36.4%	16.0%	27	19	70.4%	8	
56	愛知学院大学	0	4	3	1	1	1	40	0.0%	15.4%	8.8%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	32	5	15.6%	27		
57	中京大学	4	8	6	6	6	8	0	8	31	22.2%	22.2%	15.8%	14.3%	20.5%	0.0%	21.1%	19	7	36.8%	12		
58	南山大学	5	10	15	18	10	21	3	18	59	50.0%	38.5%	30.6%	30.5%	13.7%	26.3%	21.4%	27.3%	47	15	31.9%	32	
59	名城大学	2	6	5	7	10	7	1	6	65	40.0%	30.0%	16.1%	18.9%	20.0%	9.7%	33.3%	8.7%	38	6	15.8%	32	
60	京都産業大学	0	7	4	1	4	3	0	3	90	0.0%	19.4%	8.9%	2.0%	5.4%	3.2%	0.0%	3.3%	48	3	6.3%	45	
61	同志社大学	35	57	59	45	55	65	47	18	212	39.8%	35.4%	28.1%	19.1%	21.0%	23.5%	25.3%	19.8%	140	54	38.6%	86	
62	立命館大学	27	62	59	60	47	40	31	9	222	26.2%	36.7%	28.8%	24.7%	18.9%	15.3%	18.2%	9.8%	135	68	50.4%	67	
63	龍谷大学	2	5	8	5	0	5	72	8.3%	10.4%	11.4%	6.5%	0.0%	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%	44	10	22.7%	34		
64	大阪学院大学	2	1	2	3	2	1	1	74	14.3%	3.6%	5.6%	5.5%	2.6%	20.0%	1.4%	1.4%	41	1	2.4%	40		
65	関西大学	18	32	38	35	32	35	25	10	175	36.0%	24.6%	20.3%	16.9%	14.5%	16.7%	19.1%	12.7%	110	41	37.3%	69	
66	近畿大学	3	2	4	9	8	8	0	8	50	50.0%	11.8%	16.0%	18.0%	14.0%	13.8%	0.0%	15.1%	33	9	27.3%	24	
67	関西学院大学	28	39	51	37	37	26	13	13	152	43.8%	30.0%	30.4%	19.4%	20.3%	14.6%	16.7%	13.0%					

司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について
(報告)

～ 法科大学院設立の理念の再確認のために ～

平成19年12月18日

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会

目次

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会

「司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について」（報告）

○ 報告の趣旨	1
○ 第一章 基本的考え方（法科大学院における教育と司法試験の有機的連携）	3
○ 第二章 教育課程	4
○ 第三章 授業・教育方法等	5
1. 論述能力を涵養する指導	5
2. 短答式問題の活用	6
3. 補習指導等	6
4. 学生主催の学習活動等について	7
5. いわゆる「法職課程」等について	7
○ おわりに	8
○ 附属資料	
審議経過・委員名簿	9
○ 参考	
法科大学院における新司法試験に関連した指導の状況について（調査結果） （平成19年10月5日）	10

司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について（報告）

～ 法科大学院設立の理念の再確認のために ～

報告の趣旨

- 当報告は、先般の慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）における司法試験
 考査委員による不適切な課外指導に端を発する問題状況を踏まえて文部科学省が実施
 した調査「法科大学院における新司法試験に関連した指導の状況について」（平成1
 9年10月5日）に関連して、文部科学省から「司法制度改革の趣旨に則った法科大
 学院教育の在り方について」の検討の要請を受け、法科大学院特別委員会で4回にわ
 たって議論した結果をとりまとめたものである。
- 本来、司法試験考査委員としての行為の適・不適の問題や司法試験問題の漏洩防止
 方策は、司法試験の公正性の確保等の観点から、司法試験制度や司法試験考査委員制
 度及びその行動準則等の在り方として議論されるべきものであるが、司法制度改革に
 より新たに整備された法曹養成制度の下においては、司法試験は法科大学院における
 教育を前提とし、原則としてその教育課程を修了した者のみに受験資格が認められて
 いるという一体的な関係にある以上、司法試験考査委員を務める個々の教員だけでな
 く、各法科大学院及びそこに所属する教員すべてが、その教育の過程や学生・修了生
 に対する指導などにおいて司法試験の公正性・公平性を害することのないよう万全の
 配慮をすべき責務を負うことは言うまでもない。のみならず、今回不適切として問題
 とされた行為の背景として、司法制度改革の一環として法曹養成のための中核的な役
 割を担うべき教育機関として創設された法科大学院において、司法試験の受験指導に
 主眼を置いた教育や司法試験の合格のための指導に過度に偏った教育が行われている
 のではないかとの指摘があることは、法科大学院制度創設の趣旨に照らして看過でき
 ないところである。
- 新たな法曹養成制度は、旧来の司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法
 科大学院における理論と実務を架橋した法学専門教育、司法試験、司法修習を有機的
 に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備したものである。このプロセ
 スの中であって、法科大学院は、単なる「点」としての司法試験への対策としての教
 育に陥ることなく、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法
 律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実
 施することにより、多様かつ広範な国民の要請に応えることのできる高度の専門知識、
 幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するとい
 う理念を実現する教育を実践しなければならない。

- そのような法曹養成のための中核的な教育機関として、法科大学院制度が平成15年度に創設され、もっぱら法学既修者を対象とした昨年度の第1回の新司法試験に引き続き、初めて法学未修者をも対象として実施された今年度の司法試験により、社会人や法学部以外の出身者から広く人材を受け入れ、多様な分野において活躍することのできる法曹を養成するという制度が本格的にスタートしたこととなる。

このような時期にあつて、今回問題とされている不適切な行為の背景に、法科大学院制度の依つて立つ基本理念を忘れて、司法試験合格者数という目先の数値を追う状況が仮に存在し、それが特定の法科大学院に限られるものとは言えない現象であるとするれば、法科大学院制度の根幹を揺るがしかねないものであり、法科大学院制度が創設された原点に立ち返り、法科大学院教育の在り方を考え直す必要がある。

- 今回の検討を行うにあたり、文部科学省においても、法科大学院教育の在り方の検討の参考に資すること等を目的として、法科大学院教員が実施する新司法試験に対応した指導について、実態調査を行った。

この中では、答案練習等を実施した教員は調査済教員4,227人のうち467人(54大学)、件数にして延べ711件とされている。もとよりこの件数の中には、単に司法試験受験指導を直接に念頭に置いた指導というよりは、法曹に必要な論述能力の向上を図るための指導として法科大学院における適切かつ必要な指導と評価されるべき教育・指導が多数含まれており、この数値をもって法科大学院において広く受験指導に偏した教育が行われていると即断することは適当ではない。しかしながら、その概括的な調査内容からも、プロセスとしての法曹養成の中核的教育機関である法科大学院として、将来の法曹として必要な豊かな学識及び能力を培いつつ、同時に、その確認をするものとしての司法試験について、旧司法試験対策としてみられた受験技術偏重の教育を避けながら、他方、法科大学院の教育課程において十分な成果を収めた学生が司法試験にも確実に合格することができるという結果を実現するために、各法科大学院が苦悩し、試行錯誤している姿が窺われる。また同時に、一部においては、司法試験受験指導を過度に意識した教育となっているのではないかとの指摘を受けかねない事例も見られた。

- そもそも司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について、新司法試験受験対策を目的とした答案練習等の指導という問題に焦点を合わせて検討することは必ずしも適切とは言えず、また、いわゆる答案練習方式による指導の実態は多様であり、その当否は、その具体的な実施形態、教育課程全体における位置づけ、法科大学院教育と司法試験との連携の実情等々との関連で総合的に判断されるべきものであり、このような調査結果だけを基礎に司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について論じる意義には限界がある。しかしながら、法科大学院教育の現状について指摘されている問題が、法科大学院教育と司法試験との健全な有機的連携の確立にとって無視しがたい重要性をもっていることに鑑み、本委員会では、さしあたりこの調査結果と直接関連する問題を中心に司法制度改革の本旨に則った法科大学院教育のあるべき姿について議論し、この問題についての基本的な考え方を提示する必要

があると考え、今回、その整理を行ったものである。

- 各法科大学院においては、本整理を参考として、あるべき法科大学院教育について今一度考え、法科大学院制度全体の理念と各法科大学院の養成しようとする法曹像に即した法曹養成教育を行うことが期待される。

(検討の視点)

- 本検討においては、法科大学院における教育が、「司法制度改革審議会意見書」（平成13年6月司法制度改革審議会）、中央教育審議会答申（「法科大学院の設置基準について」（平成14年8月））及び法令の基準（「法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律」（平成14年法律第139号）、「専門職大学院設置基準」（平成15年文部科学省令第16号））等に照らして、法科大学院としての本来あるべき教育となっているかとの観点から議論した。

第一章 基本的考え方（法科大学院における教育と司法試験の有機的連携）

- 既述のとおり、新たな法曹養成制度は、旧来の司法試験という「点」のみによる選抜によるのではなく、法科大学院における理論と実務を架橋する法学専門教育と、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備したものである。

そこでは、法科大学院においては、将来の法曹としての実務に必要な学識とその応用能力及び法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的・実践的な教育を体系的に実施し、厳格な成績評価と修了認定がなされる一方、司法試験においては、法科大学院の教育を十分踏まえたものとし、法科大学院の教育内容を十分習得したことを前提として司法修習を施せば、法曹としての活動を始めることが許される程度の知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定するものとされている。したがって、司法試験は、いわば法科大学院教育により培われるべき将来の法曹として必要な豊かな学力及び能力が確実に習得されていることを確認するという性格を有するものであり、法科大学院における教育と新司法試験の出題は、有機的連携が図られていることが必要である。このような法科大学院教育と新司法試験との関連からみて排されるべきは、旧司法試験において指摘された問題点を再発させかねないような教育であり、例えば試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や理解を伴わない機械的な暗記をさせる教育など、「点」としての司法試験への対策に陥った教育である。

- 法科大学院において、理論と実務を架橋する教育が求められることや、新司法試験と法科大学院における教育内容との有機的連携の必要性に鑑みれば、例えば新司法試験の問題やそれに類する形式の事案が法科大学院教育において教材の一つとして使われることをもって直ちに、現在の法科大学院教育が本来あるべき法科大学院教育とは

かけ離れた、受験指導に偏った指導であるということは適当ではない。

しかしながら、法科大学院の教育は、将来の法曹としての必要な学識とその応用能力、法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的・実践的な教育により、豊かな人間性や創造的な思考力、法的討論の能力等を広く養うため体系的に行うことが求められているものであり、仮にその教材として司法試験問題等が扱われる場合であっても、それはあくまでこうした目的達成のための手段の一つとして活用されるに留まるべきである。すなわち、本来涵養されるべきこうした幅広い能力の育成よりも、司法試験合格を過度に意識した、事例の解答の作成方法に傾斜した技術的教育が、法科大学院教育の理念に適うものとは言えないことは明らかである。

- このようにみれば、個々の指導が本来あるべき法科大学院教育として適当であるか否かは、その指導が狙いとする目的と形式及び態様との組み合わせにより総合的に判断されるべきものである。

第二章 教育課程

- 法科大学院においては、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも併せて実施し、体系的な理論を基調として実務との架橋を強く意識した教育を行うこととされている。このことから法科大学院は、法曹に必要な学識及び能力を培うために必要な授業科目を開設し、その教育課程を体系的に編成し実施することが求められている。

しかし、司法試験の受験指導に過度に偏した教育は、法科大学院において本来行われるべき体系的教育を阻害し、試験に直結するかに見える断片的な判例・学説に関する知識の獲得をもってよしとする態度を助長するものと言える。

- また、このような教育への傾斜は、現象面で言えば、法科大学院における教育が法律基本科目や司法試験の選択科目となっている一部の授業科目に偏した教育が行われ、司法試験受験科目以外である授業科目、例えば展開・先端科目群や基礎法学・隣接科目群に配置される多様な授業科目の指導が十分になされないことにもつながりかねない。このような事態に至れば、法的問題を批判的に検討・発展させていく創造的な思考力と議論能力、具体的な問題を事実即して法的に分析・議論する能力の育成や、先端的な法領域についての基本的な理解など、司法制度改革が求めた法曹としての資質について十分な展開が図られないこととなり、法曹養成の中核的教育機関としての法科大学院教育の理念にもとることとなる。

第三章 授業・教育方法等

1. 論述能力を涵養する指導

- 法科大学院においては、従来、大学教育と司法修習とで分離していた、実定法に関する理論的指導と実務における法適用の在り方に関する指導の融合とともに、法理論教育と実務教育の導入部分（要件事実や事実認定）など理論と実務の架橋を意識した教育を行うこととされている。このため、一定の事案をもとに法的に意味のある事実関係を分析し、その法的分析・検討を行い、一定の法律文書を作成する能力を育成する教育は法科大学院本来の教育であり、法曹として実務に必要な文章能力の育成は当然に求められるものである。この能力の涵養のために、一定の課題等に基づき論述の機会を与え、効果的な添削指導等を行うことは、通常の授業の中においても十分有り得るものである。（なお、このような論述訓練のうち、過去の新司法試験問題又は同形式の作成問題を素材に、一定時間内において答案を作成させ、添削・解説等を行う訓練・指導がいわゆる「答案練習」と呼ばれており、この中には、上記のような目的のもとに法科大学院教育に相応しいものとして実施されている場合も多いが、試験対策に傾斜した指導になっていると見られる可能性がある場合等も含まれていると考えられる。）
- このような論述指導を行うに際して、その課題として、各教員が独自に作成した一定の事例問題のほか、過去の新司法試験問題を取り上げる場合がある。新司法試験の出題内容自体が長文の事案を読ませ、その事実関係を分析した上で、法的な分析・検討を行わせるものであり、またこのような出題内容が法科大学院において行われるべき教育との有機的連携を図るものであることから、新司法試験の問題やこれに類似する事例問題を活用することをもって、直ちに、本来の法科大学院教育とかけ離れたものということとはできない。しかし、論述訓練による添削・指導が、司法試験にどのように対応すればよいかという、受験技術に焦点を当てたものである場合、本来あるべき教育理念から離反しているものと言わざるを得ない。
- また、授業において行われる論述訓練が当該授業内容との連続性・体系性を欠いた指導であったり、授業そのものの時間配分が過度に論述訓練に偏し、双方向的・多方向的な授業を通じて創造的に考えさせる能力を育成することをおろそかにしている場合、本来の法科大学院教育としては不適當と考えざるを得ない。
- なお、論述能力を涵養する指導に関して、一定の法律文書を作成する能力の前提として、一般的な文章能力の育成が必要な場合があるが、このような指導に当たって教材として過去の司法試験問題等が適當であるか、また受験技術に焦点を当てた指導とならないような指導方法の在り方等について、各法科大学院において適切に検討することが必要である。
- また、法曹に必要な論述指導に関して、クリニック等において行われる実務指導等は、法曹が行う法文書作成に必要な論述指導という観点から積極的に位置づけられるべきである。クリニック等においては、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案

整理、関係法律の調査、解決案の検討等とともに、準備書面等の法律文書起案も行われるものであり、このプロセスは単なる論述能力の育成に留まらず、内容分析とそれに対応した実践的な文章展開能力の育成という観点からも、より積極的に評価されるべきものである。

2. 短答式問題の活用

- 法科大学院教育においては、法曹に必要な基礎的知識の確実な定着が前提とされることは当然であり、そのような基本的な知識なしに批判的・創造的な法的能力を養成することは不可能である。この基礎的知識の定着を促し、また確認する上で、過去の司法試験における短答式問題等が利用される場合があるが、その利用が法科大学院教育に必要な知識の定着確認等を目的とするかぎり、そのことをもって直ちに試験対策に偏った指導とは言えない面もある。しかし、それが授業の中で日常的に過度に行われ、当該授業内容との連続性・関係性を欠いたものとなることや、知識の暗記型教育に偏することとなれば、知識偏重型の学習態度を助長し、法科大学院において実施されるべき教育が、そうした基本的知識を前提とした批判的・創造的能力の育成の涵養にあることを等閑視させるものと言える。
- このような観点から、どのような方法を用いてどのような形で、基礎的な知識の定着とその有機的・体系的な結合を前提とした高度の法的思考能力の育成を図っていくか、各法科大学院において十分に検討することが望まれる。

3. 補習指導等

- 司法試験において問われる知識・技能の総体に比して、法科大学院における授業単位・時間が限られていることから、補習や特別講義等において指導が必要であるとの意見も聞かれる。確かに法曹に必要な基礎的知識に限って見てもその量が多いため、特に知識の定着等が不十分な学生や初学者に対する指導を中心に、一定の補習指導が必要な場合があり、そのことは法科大学院教育として適切に行われている以上、否定的に評価されるものではない。
- しかしながら、その場合においても、法科大学院における教育は、教員が授業の中で行う指導と、学生が事前・事後に教室外で行う自学・自習との適切な配分によって展開されるべきものであるという視点が看過されるべきではない。補習指導等は授業における指導の延長として観念され、その内容を補完するものであるべきことは当然であり、授業外の指導であるとの理由で、本来あるべき授業の内容と離れた受験指導を行うことは適切ではない。
- また、過度の補習指導等は、学生の自学自習の態度を阻み、またそれに必要な時間を奪うことにもなりかねない。この意味で、授業以外に組まれる補習指導等は、受動的な学習態度を排して創造的・批判的能力の涵養を目指す双方向的・多方向的な授業

と、学生による自学・自習との適度な配分を損なうものであってはならない。したがって、法科大学院の授業科目に割り当てられる単位数に比してバランスを失するような補習指導が行われることのないよう、十分留意する必要がある。

4. 学生主催の学習活動等について

- 学生が自らの活動として、自主的な勉強会や演習ゼミ等を行うことは大学院教育として望ましく、それが授業において習得された内容を自ら創造的に発展・展開されるものとなることが積極的に期待される。そのような学習活動等において、法科大学院の教員が学生の希望に応じて一定の学習支援・指導を行うことは、それが授業における指導を補完・発展させるものである限り否定されるべきでなく、また積極的意義も認められる。
- しかしながら、学生主催の学習活動等であっても、教員が関与する以上、当該指導は広義の法科大学院教育の一環として観念されるべきものであり、その指導が受験技術に焦点を当てたものである場合には、正課外の学習支援・指導の在り方として適当なものとは言えない。その指導は、あくまで法科大学院教育が目指すべき能力の育成に向けられたものであることが必要である。
- また、学生が自らの活動として行う自主的な学習活動等について、法曹関係者等が指導者として関与し学習指導が行われる場合であっても同様の配慮が求められる。

5. いわゆる「法職課程」等について

- 従来、旧司法試験に対応した教育を目的に法学部に設置されてきた、いわゆる「法職課程」等の組織は、法科大学院を法曹養成の中核的機関としたプロセスとしての法曹養成への転換とともに、各大学においてその設置目的や機能の見直し等が図られつつある。
- しかし、仮に当該組織が法学部等法科大学院以外の組織として設置される場合であっても、法科大学院の教員が関与する以上は、そこにおける教育指導等が直接的に新司法試験の受験指導を目的とするものとして受験指導に偏ったものであるとすれば、上記と同様に、正課外の学習指導の在り方として適当ではない。
また、当該法科大学院の教員が関与するか否かにかかわらず、法科大学院の学生がそのような組織における受験指導を利用することにより、法科大学院教育において本来行われるべき教育・学習活動を阻害する場合には適切ではないと考えられる。
- 法科大学院において教員等が当該法科大学院の修了生に対して指導等を行う場合であっても、その指導等が受験指導に偏ったものにならないようにするなど、法科大学院の教育理念に抵触することがないよう適切な配慮が求められることは上記と同様である。

おわりに

- 既述のとおり、新たな法曹養成制度は、旧来の司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法科大学院における法学専門教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備したものである。そこにおいては、法科大学院教育が、旧来の「点」としての司法試験への対策に偏した技術的教育を排しつつ、将来の法曹として必要な豊かな人間性や創造的な思考力、法的討論の能力等を広く養うために体系的に行われる一方、司法試験は、このような将来の法曹として必要な豊かな学識及び能力を確認するものでなければならず、現在の新司法試験はこのような趣旨を踏まえて行われており、受験技術指導に主眼を置いた教育では対応できないものである。法科大学院において上記のような理念に則った教育を十分に受け、法曹として必要な豊かな学識及び能力を身に着けることこそが、司法試験に合格するための最良の方法であり、かつ、将来、社会に求められる法曹になるための確実な道であると言える。

多くの法科大学院では国民の要請に応えることのできる質の高い法曹を養成するという理念を実現すべく、真摯な教育の取組みが行われているところであるが、各法科大学院には、改めて上記の認識を再確認するとともに、学生に対してもこのような認識を踏まえて適切にメッセージを発することを期待するものである。

- 双方向的・多方的で密度の濃い教育方法を中心として効果的な教育方法を編み出し、創造的・批判的な能力を備えた、社会から期待される法曹を養成することは、各法科大学院に付託された使命である。各法科大学院が、こうした使命の下、正課内外を問わず、あるいは、法科大学院の教員が関与しているか否かを問わず、制度創設の趣旨にもとる指導等によって、付託された使命が妨げられることのないよう、適切な教育課程を編成・実施し履修指導を行うことは、各法科大学院の責務であることを改めて認識することが必要である。
- 21世紀の法曹を担うにふさわしい質の確保を目的に整備された「プロセス」としての法曹養成の中で、法科大学院は、司法制度改革の本旨に則った法科大学院制度の理念に今一度立ち返り、法科大学院の養成しようとする法曹像に即した教育を行うことが期待される。

審議経過

- 第1回 平成19年8月9日
 第2回 平成19年9月4日
 第3回 平成19年10月19日
 第4回 平成19年11月29日

第4期中央教育審議会大学分科会
 法科大学院特別委員会委員名簿

(臨時委員)

- 座長 田中成明 関西学院大学大学院司法研究科教授
 座長代理 木村孟 独立行政法人大学評価・学位授与機構長

(専門委員)

- 磯村保 神戸大学大学院法学研究科教授
 井上宏 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
 井上正仁 東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
 小幡純子 上智大学大学院法学研究科教授
 鎌田薫 早稲田大学大学院法務研究科長
 川端和治 弁護士
 川村正幸 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
 小島武司 桐蔭横浜大学大学院法務研究科長・法学部長
 瀬戸純一 駿河台大学教授
 永田眞三郎 関西大学法学部教授・学校法人関西大学理事
 中谷実 南山大学大学院法務研究科教授
 林道晴 司法研修所事務局長
 諸石光熙 大江橋法律事務所弁護士
 山中至 熊本大学大学院法曹養成研究科長

役職は平成19年10月現在

法科大学院における新司法試験に関連した指導の状況について (調査結果)

平成19年10月5日
文部科学省高等教育局
専 門 教 育 課

I 調査の目的

新たな法曹養成制度は、旧来の司法試験における競争の激化により、受験者の受験技術優先の傾向が顕著となってきたことや、大学においても学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、「ダブルスクール化」、「大学離れ」と言われる状況を招き、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っていること等の反省に立ち、司法制度改革の一環として、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法科大学院における理論と実務を架橋した法学専門教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度として創設されたものである。

このプロセスの中であって、法科大学院には、単なる「点」としての司法試験への対策としての教育に陥ることなく、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施することにより、国民の要請に応えることのできる質の高い法曹を養成するという理念を実現する教育が求められており、各法科大学院では、このような教育の実現に向けた真摯な取り組みが行われている。

しかしながら、今般、新司法試験審査委員である法科大学院の教員により、当該法科大学院の学生等を対象に、学内で、司法試験の受験指導が行われたことが判明し、法科大学院教育の在り方についても問われている。

今回の調査は、このような状況を踏まえ、新たな法曹養成制度の原点に立ち返り、司法制度改革の本旨に則った法科大学院教育の在り方の検討等に資するため、各法科大学院における新司法試験に関連した指導の状況を把握することを目的として実施したものである。

II 調査の概要

1 調査の対象

法科大学院を置く全ての大学（74大学）を対象とした。

2 調査の内容

- (1) 平成19年7月3日に、対象大学に対して、同大学に平成18年4月1日から平成19年6月30日の間に在籍した全教員（4,259人）を対象として、同期間における新司法試験対策を目的とした答案練習会等の実施の有無について調査を依頼した。
- (2) 該当する大学における当該教員数及び教員ごとの答案練習会等の実施形態、実施

科目、実施対象者、実施時期、実施回数等の状況について、所定の様式により回答を求めた。

- (3) 実施形態については、「答案練習会」、「特別な講座」及び「その他」とし、①「答案練習会」は、「新司法試験対策を目的とし、新司法試験の出題形式に準じて、特定の専門分野の論述問題等を出題して解答させこれを添削・指導」、②「特別な講座」は、「答案練習会以外に、新司法試験対策を目的として、通常の教育カリキュラム以外に実施する特別な講義・演習等」、③「その他」は、「新司法試験対策を目的として、教員主催ではなく学生等の要請による自主的な勉強会等への参加等」として回答を求めた。

Ⅲ 調査結果の概要

1 調査結果の整理方針

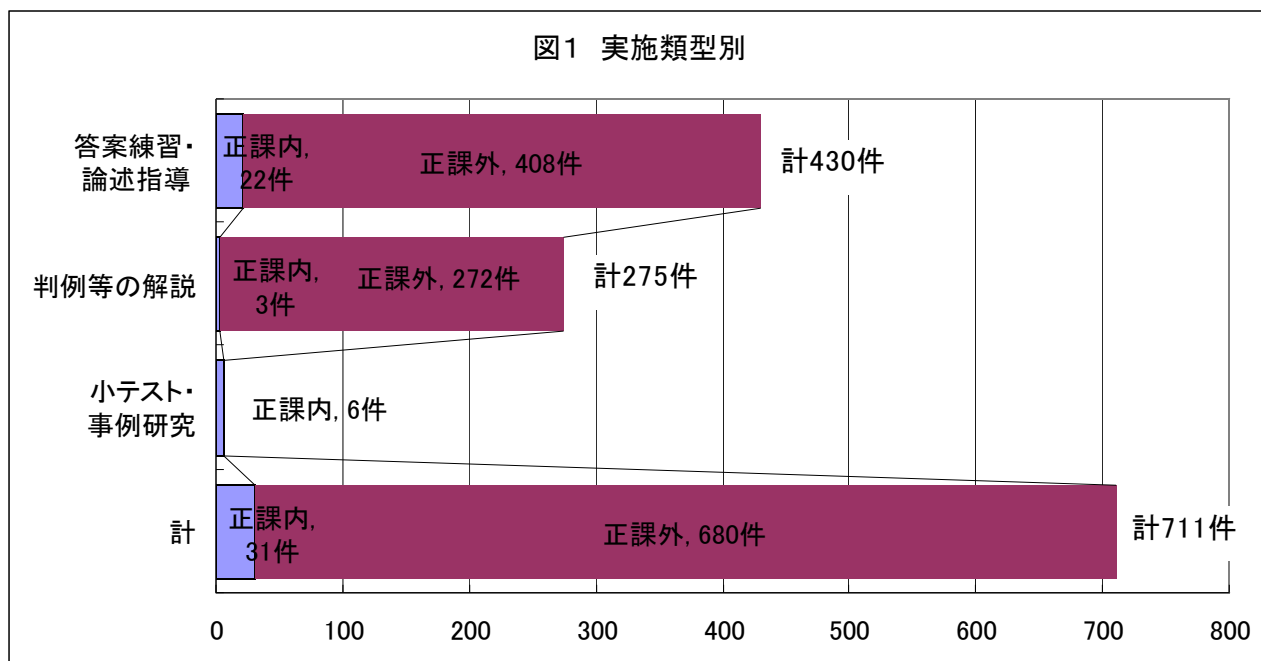
調査結果の全体的な状況は、具体的な実施内容を「答案練習・論述指導」、「判例等の解説」及び「小テスト・事例研究」（以下、「答案練習等」という）に類型化した上で、実施類型別、正課内外別、実施主体別にその状況をまとめた。

2 調査結果の全体的な状況

(1) 法科大学院を置く全ての大学において、対象教員の99%に当たる4,227人の教員について調査が行われ、答案練習等を実施した教員数は、467人（54大学）で、実施件数は延べ711件であった。

(2) 実施類型別で見ると、「答案練習・論述指導」は430件（正課内22件、正課外408件）、「判例等の解説」は275件（3件、272件）、「小テスト・事例研究」は6件（正課内のみ）となっており、正課内は全体で31件（4%）、正課外は680件（96%）である。

（図1）

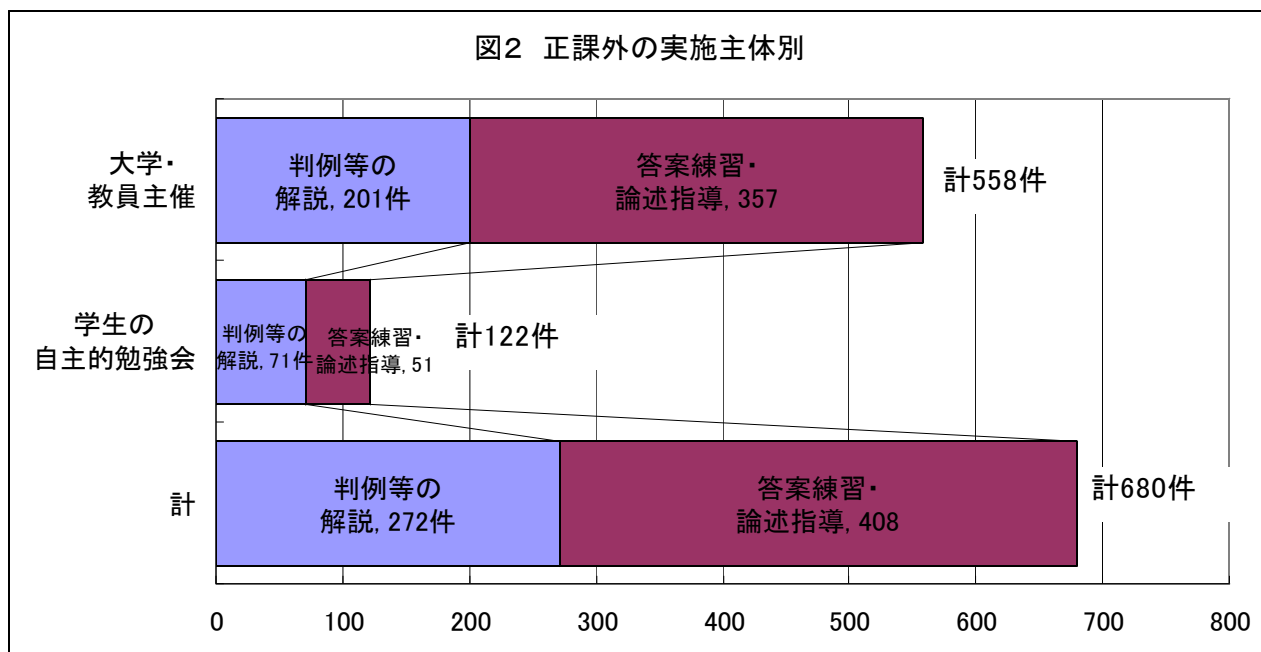


(3) 正課内に行われた答案練習等31件について、実施科目の状況は、民事系が最も多く10件、次いで刑事系8件、公法系7件となっており、対象者は、ほとんどが3年次生である。また、実施時期については、1月～5月が20件で最も多く、次いで6月～12月10件となっている。実施回数は、9割以上が3回までとなっている。

正課外に行われた答案練習等の実施科目、対象者、実施時期等の状況は、「3正課外における答案練習等の実施概況」で整理した。

(4) 正課外に行われた答案練習等の実施主体別の状況については、大学又は教員が主催したものでは、「答案練習・論述指導」が357件、「判例等の解説」が201件で合わせて558件となっている。また、学生の自主的な勉強会では、「答案練習・論述指導」が51件、「判例等の解説」が71件で合わせて122件となっている。(図2)

図2 正課外の実施主体別



3 正課外における答案練習等の実施概況

(1) 実施科目について

実施科目については、公法系151件（22%）、民事系257件（38%）、刑事系125件（18%）、その他147件（22%）となっており、民事系が多くなっている。（図3-1）

内訳を実施類型別の「答案練習・論述指導」や「判例等の解説」で見ても、その傾向は変わっていない。（図3-2、3-3）

（注）実施科目は、回答内容を①公法系（憲法、行政法）、②民事系（民法、商法、民事訴訟法）、③刑事系（刑法、刑事訴訟法）、④その他（労働法、国際関係法等）に分類している。

図3-1 実施科目（正課外全件）

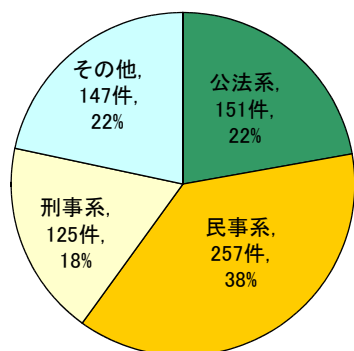


図3-2 実施科目
（正課外のうち答案練習・論述指導）

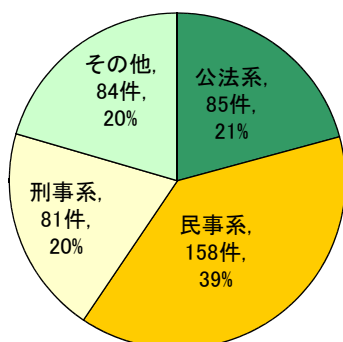
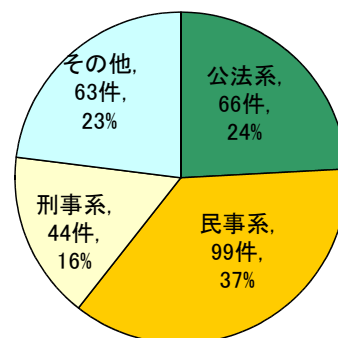


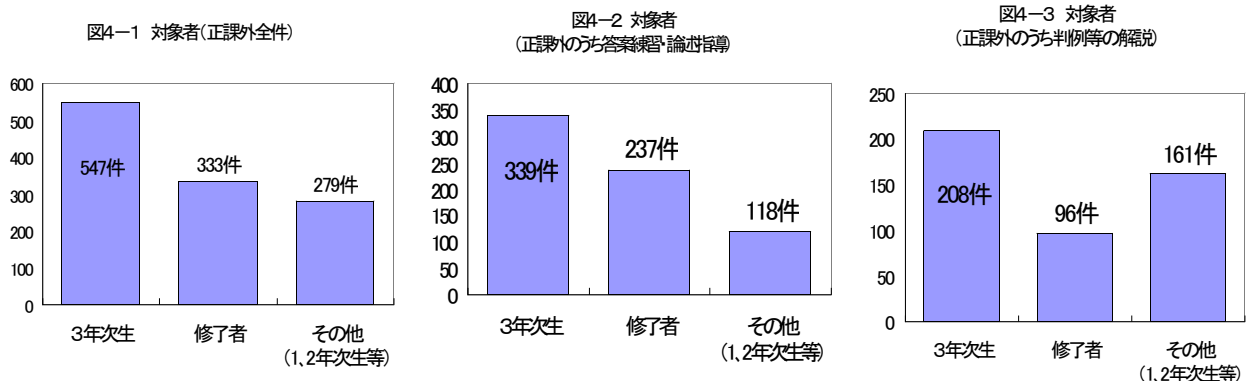
図3-3 実施科目
（正課外のうち判例等の解説）



(2) 対象者について

対象者については、複数回答が可能となっているが、3年次生を対象とするものが最も多く、547件（80%）、次いで修了者を対象とするものが333件（49%）、1、2年次等のその他を対象とするものが279件（41%）となっている。（図4-1）

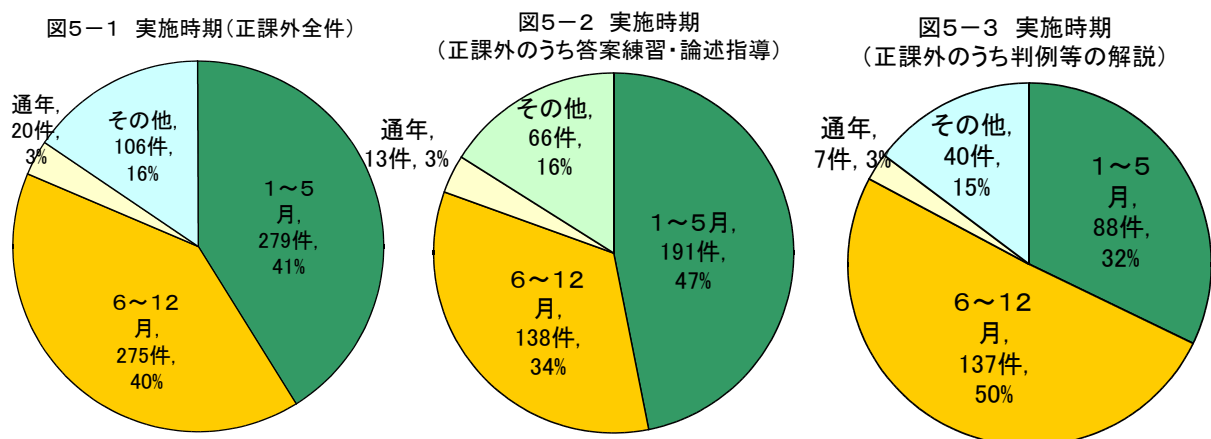
内訳を実施類型別にみると、3年次生が一番多い傾向は変わらないものの、「判例等の解説」では、1、2年次生等のその他が161件（59％）で、修了者の96件（35％）、を上回っている。（図4-2、4-3）



(3) 実施時期について

実施時期については、新司法試験実施前である1月～5月が279件（41％）、新司法試験実施後である6月～12月が275件（40％）とどちらも同程度の件数であった。そのほか、通年が20件（3％）、その他が106件（16％）となっている。（図5-1）

内訳を実施類型別で見ると、「答案練習・論述指導」では、1月～5月の割合が正課外全体より高くなっている一方、「判例等の解説」では、6月～12月の割合が最も高くなっている。（図5-2、5-3）

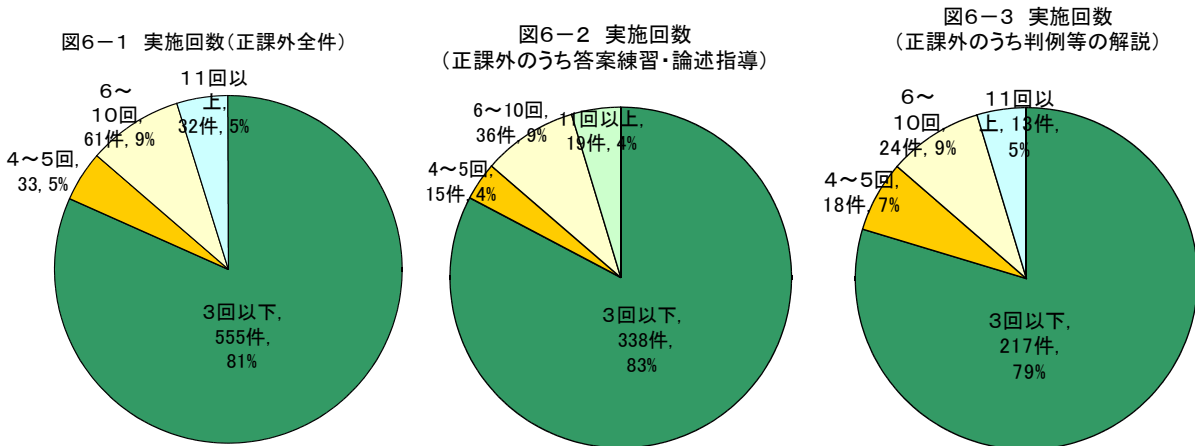


(4) 実施回数について

実施回数については、担当した教員ごとに、答案練習1件当たりの実施回数を表している。内訳については、3回以下が555件（81％）と大半を占めている。このほか、4～5回が33件（5％）、6～10回が60件（9％）、11回以上が32件（5％）

となっている。(図6-1)

内訳を、実施類型別に見てもその傾向は変わっていない。(図6-2、6-3)



IV 答案練習等の実施状況の概括

1 正課内に実施された答案練習等の状況

正課内に実施された事例の31件のうち22件(7割)は、「答案練習・論述指導」の類であり、受講学生を対象に授業として授業内容に関する設問を出題し演習を行ったもの、実務的思考の過程を教育した結果の確認のため、判例を素材に、司法研修所で行う起案を意識して演習を行ったもの等が大半である。

これらの大学の回答の中には、新司法試験対策を目的とした答案練習は実施していないが、各法分野に関する法律文書の起案演習の中で添削・指導を行っているため、照会の趣旨を広く捉えて回答したとする例もあり、ここでの事例は、授業内容の理解の程度等を確認することを主たる目的として実施されたものが多いと考えられる。

また、残りの9件については、「判例等の解説」や「小テスト・事例研究」の類であり、新しい判例等について解説を行ったもの、特定のテーマに関する判例を基に設問し演習を行ったもの等である。これらは、学生に事例を与えて、それを分析・検討させ、法的解決の道筋を明らかにさせる訓練と見られ、一般的に法科大学院で行われている教育の一形態であると考えられる。

2 正課外に実施された答案練習等の状況

正課外での事例の約6割は、教員が作成した論文式問題を出題し、答案を作成させ、当該答案を基に添削・解説をするといった「答案練習・論述指導」の類であるが、回答内容から、法曹に必要な論述能力の向上を図るために必要な教育・指導として行われていると考えられる例も多く見受けられた。

また、各法律の分野ごとに重要問題に関して判例を用いて解説を行う等の「判例等の解説」に当たるものが約4割あったが、通常はとくに問題とはならない指導であると考えられる。したがって、これらの状況をもって直ちに法科大学院全体として本来の教育とかけ離れた指導が行われているとは言えない。

V 本調査結果から認識される課題

- 1 今回の調査に際して、大学からは、「答案練習の解釈に関して、法曹に必要な文章作成能力の育成のための指導との区分が不明確である」、「新司法試験そのものが法科大学院教育との連続性を求められている以上、広い意味では法科大学院における教育が全て新司法試験対策に資することとなる」、「講義内容の理解を深める、あるいは復習を徹底するための指導は否定されるべきではない」等の意見が多く寄せられた。
- 2 このような意見や前述した答案練習等の実施状況の概括を見ると、プロセスとしての法曹養成の中核的教育機関である法科大学院として、将来の法曹として必要な豊かな学識及び能力を培いつつ、同時に、その確認をする中間点としての司法試験について、旧司法試験対策としてみられた受験技術偏重の教育を避けながら、他方、法科大学院の教育課程において十分な学修を行った学生が司法試験にも確実に合格することができるという結果を実現するために、各法科大学院が試行錯誤している姿が窺われる。しかし同時に、一部においては、その実施方法によっては司法試験受験指導を過度に意識した教育となっているのではないかとの指摘を受けかねない事例も見受けられる。
- 3 例えば、正課外の事例として、3年次生を対象に、6月から9月にかけて当該年度に実施された新司法試験の問題を使い、本試験と同様の日程と試験時間により体験的な模擬試験を実施したといった司法試験を直接に意識したと考えられる例も若干見受けられた。

新司法試験の模擬試験や短答式問題の形式による小テストについては、正課外であっても、それに偏することにより、豊かな人間性や創造的な思考力、法的議論の能力等を広く養うべき本来の授業が軽視されるものとなるならば、法科大学院教育としての適切性の観点から疑問が生じ得るものと思われる。また、短答式問題の小テストについては、授業内容の理解の確認としては意義が認められるが、たとえば3年次生等を主たる対象として繰り返し過度に実施された場合は、新司法試験のための暗記型の技術的教育ではないかとの指摘を受けるおそれがある。

- 4 また、答案練習・論述指導については、法理論の学習が一通り終了した3年次生、修了者に対して、3年次生に対する授業がほぼ終了する1月から新司法試験が実施される5月までに集中的に行われるような場合は、その内容によっては、新司法試験対策に傾斜した教育となっていないかとの懸念が生じ得る。その際、大学や教員個人が主催するもののみならず、学生が自主的に行う勉強会であっても、法科大学院の教員が関与する以上、当該指導が法科大学院における教育の理念から離れたものとならないよう注意する必要がある。
- 5 個々の答案練習等による指導が、司法制度改革の本旨に則った本来の法科大学院教育としてふさわしいものであるかどうかを判断するには、指導方法としての適否の面だけでなく、教育課程や履修方法等も含めて、新司法試験科目である法律基本科目の履修に過度に偏っていないか、新司法試験に出題されやすいか否かという観点によって授業内容が左右されていないか、どのように考えるべきかよりも、どのように試験

で解答すべきかという試験技術対策的指導に陥っていないかなど、法科大学院の教育理念・目的に即して総合的に検証することが必要である。

- 6 これらの課題については、今後、司法制度改革の本旨に則った法科大学院教育の在り方の観点から十分検討していく必要がある。

「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」の概要

中央教育審議会法科大学院特別委員会報告(平成21年4月17日)

1. 本報告の趣旨

法科大学院教育の質の一層の向上を図るため、その質の保証のあり方について、以下の改善方策をとりまとめた。文部科学省は、この報告を踏まえ、各法科大学院に対して、速やかに改善に着手するよう促すとともに、改善状況についてフォローアップしていくこととする。

2. 主な内容

現 状

第1 入学者の質と多様性

- ・志願者数の減少により、入学者選抜における競争性が不十分
- ・法学既修者の認定方法にバラツキ
- ・社会人、他学部出身の入学者の割合が漸減傾向

第2 修了者の質の保証

- ・一部の修了者が基礎的な理解や思考能力を十分身につけていないとの指摘
- ・法学未修者の合格率が法学既修者の半分
- ・司法試験合格者数が著しく少ない状態の続く法科大学院が一定数存在

第3 教育体制の充実

- ・法律基本科目の専任教員の確保が困難化
- ・一部の法科大学院に入学者の質、教員の確保、司法試験の合格状況に課題
- ・博士後期課程の進学希望者が減少

第4 質を重視した評価システムの構築

- ・認証評価機関の間で評価にバラツキがある、形式的な評価にとどまっているなどの指摘
- ・各法科大学院における情報公開が不十分

改善の方向性

- ①入学定員の見直しなどにより、入学者選抜における競争的な環境(競争倍率2倍以上)を確保
- ②適性試験の改善と総受験者の下位から15%程度の人数を目安とした統一入学最低基準の設定
- ③法学既修者認定の統一的運用による厳格化
- ④夜間コースや長期履修コースの拡充などによる社会人のアクセスしやすい環境の整備

- ①法科大学院生が修了時まで共通的に到達すべき目標の設定・評価の実施
- ②法律基本科目の量的・質的充実(法学未修者1年次の法律基本科目を6単位増加、法学既修者の法律基本科目の単位数の増加)
- ③成績・進級判定の厳格化(特に法学未修者1年次から2年次への進級判定)
- ④司法試験合格者数が著しく少ない法科大学院の抜本的見直し

- ①平成25年度まで認められている専任教員数のダブルカウントの暫定措置は延長しない
- ②平成22年度の入学定員の見直しや教育課程の共同実施・統合等の促進
- ③法科大学院の教員が博士後期課程の研究指導に携わるための制度的配慮や授業料免除、奨学金の充実
- ④ファカルティ・ディベロップメント(教員の職能開発)の充実

- ①到達目標の達成度、厳格な成績評価・修了認定、教員の業績・能力、司法試験の合格状況などを重点的に評価
- ②評価機関の間での不適格認定の内容・方法の調整
- ③各法科大学院における情報公開の促進
- ④改善の進捗状況のフォローアップ体制の構築

志願者数・入学者数等の推移（平成 16 年度～平成 23 年度）

1. 志願者数及び志願倍率について

（単位：人）

区 分		国 立	公 立	私 立	計
志願者数	H16	16,691 (22.9%)	2,425 (3.3%)	53,684 (73.7%)	72,800
	H17	9,884 (23.7%)	1,047 (2.5%)	30,825 (73.8%)	41,756
	H18	11,052 (27.4%)	1,493 (3.7%)	27,796 (68.9%)	40,341
	H19	12,453 (27.5%)	2,035 (4.5%)	30,719 (68.0%)	45,207
	H20	10,734 (27.1%)	1,897 (4.8%)	26,924 (68.1%)	39,555
	H21	8,113 (27.3%)	1,453 (4.9%)	20,148 (67.8%)	29,714
	H22	6,913 (28.8%)	1,206 (5.0%)	15,895 (66.2%)	24,014
	H23	7,005 (30.5%)	1,139 (5.0%)	14,783 (64.5%)	22,927
志願倍率	H16	10.1	17.3	14.1	13.0
	H17	5.6	7.5	7.9	7.2
	H18	6.3	10.7	7.1	6.9
	H19	7.1	14.5	7.8	7.8
	H20	6.1	13.6	6.9	6.8
	H21	4.6	10.4	5.2	5.2
	H22	5.1	9.6	4.7	4.9
	H23	5.1	10.2	4.9	5.1

2. 入学者数について

① 法学既修・未修の別

(単位：人)

区 分	国 立			公 立			私 立			計		
	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計
H16	737 (43.3%)	964 (56.7%)	1,701	76 (57.1%)	57 (42.9%)	133	1,537 (39.1%)	2,396 (60.9%)	3,933	2,350 (40.7%)	3,417 (59.3%)	5,767
H17	718 (40.5%)	1,055 (59.5%)	1,773	84 (64.6%)	46 (35.4%)	130	1,261 (34.6%)	2,380 (65.4%)	3,641	2,063 (37.2%)	3,481 (62.8%)	5,544
H18	740 (40.6%)	1,082 (59.4%)	1,822	83 (61.0%)	53 (39.0%)	136	1,356 (35.4%)	2,470 (64.6%)	3,826	2,179 (37.7%)	3,605 (62.3%)	5,784
H19	797 (44.5%)	994 (55.5%)	1,791	84 (59.2%)	58 (40.8%)	142	1,288 (34.1%)	2,492 (65.9%)	3,780	2,169 (38.0%)	3,544 (62.0%)	5,713
H20	761 (44.1%)	963 (55.9%)	1,724	82 (60.3%)	54 (39.7%)	136	1,223 (34.6%)	2,314 (65.4%)	3,537	2,066 (38.3%)	3,331 (61.7%)	5,397
H21	758 (47.3%)	845 (52.7%)	1,603	80 (58.4%)	57 (41.6%)	137	1,183 (38.1%)	1,921 (61.9%)	3,104	2,021 (41.7%)	2,823 (58.3%)	4,844
H22	703 (54.2%)	594 (45.8%)	1,297	73 (62.4%)	44 (37.6%)	117	1,147 (42.4%)	1,561 (57.6%)	2,708	1,923 (46.7%)	2,199 (53.3%)	4,122
H23	708 (54.9%)	581 (45.1%)	1,289	66 (62.9%)	39 (37.1%)	105	1,141 (51.3%)	1,085 (48.7%)	2,226	1,915 (52.9%)	1,705 (47.1%)	3,620

② 社会人の入学状況

(単位：人)

区 分	国 立			公 立			私 立			計		
	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計
H16	161 (21.8%)	422 (43.8%)	583 (34.3%)	51 (67.1%)	29 (50.9%)	80 (60.2%)	826 (53.7%)	1,303 (54.4%)	2,129 (54.1%)	1,038 (44.2%)	1,754 (51.3%)	2,792 (48.4%)
H17	104 (14.5%)	390 (37.0%)	494 (27.9%)	25 (29.8%)	22 (47.8%)	47 (36.2%)	558 (44.3%)	992 (41.7%)	1,550 (42.6%)	687 (33.3%)	1,404 (40.3%)	2,091 (37.7%)
H18	124 (16.8%)	354 (32.7%)	478 (26.2%)	39 (47.0%)	21 (39.6%)	60 (44.1%)	555 (40.9%)	832 (33.7%)	1,387 (36.3%)	718 (33.0%)	1,207 (33.5%)	1,925 (33.3%)
H19	107 (13.4%)	316 (31.8%)	423 (23.6%)	42 (50.0%)	26 (44.8%)	68 (47.9%)	568 (44.1%)	775 (31.1%)	1,343 (35.5%)	717 (33.1%)	1,117 (31.5%)	1,834 (32.1%)
H20	130 (17.1%)	308 (32.0%)	438 (25.4%)	30 (36.6%)	9 (16.7%)	39 (28.7%)	437 (35.7%)	695 (30.0%)	1,132 (32.0%)	597 (28.9%)	1,012 (30.4%)	1,609 (29.8%)
H21	84 (11.1%)	269 (31.8%)	353 (22.0%)	27 (33.8%)	17 (29.8%)	44 (32.1%)	353 (29.8%)	548 (28.5%)	901 (29.0%)	464 (23.0%)	834 (29.5%)	1,298 (26.8%)
H22	70 (10.0%)	198 (33.3%)	268 (20.7%)	24 (32.9%)	11 (25.0%)	35 (29.9%)	254 (22.1%)	436 (27.9%)	690 (25.5%)	348 (18.1%)	645 (29.3%)	993 (24.1%)
H23	61 (8.6%)	179 (30.8%)	240 (18.6%)	11 (16.7%)	4 (10.3%)	15 (14.3%)	223 (19.5%)	286 (26.4%)	509 (22.9%)	295 (15.4%)	469 (27.5%)	764 (21.1%)

③ 学部系統別の入学状況

(単位：人)

区 分		法 学	文系（法学以外）	理 系	そ の 他	計
国 立	H16	1,180 (69.4%)	291 (17.1%)	157 (9.2%)	73 (4.3%)	1,701
	H17	1,309 (73.8%)	273 (15.4%)	141 (8.0%)	50 (2.8%)	1,773
	H18	1,384 (76.0%)	284 (15.6%)	100 (5.5%)	54 (3.0%)	1,822
	H19	1,365 (76.2%)	277 (15.5%)	102 (5.7%)	47 (2.6%)	1,791
	H20	1,290 (74.8%)	276 (16.0%)	109 (6.3%)	49 (2.8%)	1,724
	H21	1,242 (77.5%)	199 (12.4%)	102 (6.4%)	60 (3.7%)	1,603
	H22	1,041 (80.3%)	155 (12.0%)	60 (4.6%)	41 (3.1%)	1,297
	H23	1,043 (80.9%)	163 (12.7%)	53 (4.1%)	30 (2.3%)	1,289
公 立	H16	86 (64.7%)	35 (26.3%)	8 (6.0%)	4 (3.0%)	133
	H17	94 (72.3%)	18 (13.8%)	14 (10.8%)	4 (3.1%)	130
	H18	106 (77.9%)	22 (16.2%)	2 (1.5%)	6 (4.4%)	136
	H19	114 (80.3%)	17 (12.0%)	5 (3.5%)	6 (4.2%)	142
	H20	114 (83.8%)	12 (8.8%)	9 (6.6%)	1 (0.7%)	136
	H21	103 (75.2%)	28 (20.4%)	1 (0.7%)	5 (3.6%)	137
	H22	90 (76.9%)	13 (11.1%)	3 (2.6%)	11 (9.4%)	117
	H23	81 (77.1%)	19 (18.1%)	4 (3.8%)	1 (1.0%)	105
私 立	H16	2,513 (63.9%)	943 (24.0%)	321 (8.2%)	156 (4.0%)	3,933
	H17	2,481 (68.1%)	759 (20.9%)	277 (7.6%)	124 (3.4%)	3,641
	H18	2,660 (69.5%)	832 (21.8%)	224 (5.9%)	110 (2.9%)	3,826
	H19	2,744 (72.6%)	767 (20.3%)	166 (4.4%)	103 (2.7%)	3,780
	H20	2,583 (73.0%)	684 (19.3%)	164 (4.6%)	106 (3.0%)	3,537
	H21	2,275 (73.3%)	574 (18.5%)	144 (4.6%)	111 (3.6%)	3,104
	H22	2,123 (78.4%)	404 (14.9%)	68 (2.5%)	113 (4.2%)	2,708
	H23	1,748 (78.5%)	335 (15.0%)	77 (3.5%)	66 (3.0%)	2,226
計	H16	3,779 (65.5%)	1,269 (22.0%)	486 (8.4%)	233 (4.0%)	5,767
	H17	3,884 (70.1%)	1,050 (18.9%)	432 (7.8%)	178 (3.2%)	5,544
	H18	4,150 (71.7%)	1,138 (19.7%)	326 (5.6%)	170 (2.9%)	5,784
	H19	4,223 (73.9%)	1,061 (18.6%)	273 (4.8%)	156 (2.7%)	5,713
	H20	3,987 (73.9%)	972 (18.0%)	282 (5.2%)	156 (2.9%)	5,397
	H21	3,620 (74.7%)	801 (16.5%)	247 (5.1%)	176 (3.6%)	4,844
	H22	3,254 (78.9%)	572 (13.9%)	131 (3.2%)	165 (4.0%)	4,122
	H23	2,872 (79.3%)	517 (14.3%)	134 (3.7%)	97 (2.7%)	3,620

(注)「文系」は人文科学・社会科学系学部、「理系」は理学・工学・農学・保健・商船系学部、「その他」は家政・教育・芸術系学部その他。

各法科大学院の入学者選抜実施状況

平成24年4月1日現在

	入学定員						受験者数			合格者数			入学者数			競争倍率			新司法試験合格率					
	H24	H23 (A)	H22	H21 (B)	A-B	備考	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H20	H19	H18
1 北海道大学	80	80	80	100	▲20		474	341	413	111	101	132	78	76	93	4.27	3.38	3.13	30.0%	43.1%	40.4%	30.6%	49.0%	68.4%
2 東北大学	80	80	80	100	▲20		239	215	347	98	94	132	77	79	102	2.44	2.29	2.63	31.8%	36.5%	19.5%	46.5%	49.0%	47.6%
3 筑波大学	36	36	36	40	▲4		147	204	268	39	45	48	36	36	40	3.77	4.53	5.58	7.3%	25.6%	8.8%	19.2%	—	—
4 千葉大学	40	40	40	50	▲10		412	360	604	69	73	71	44	41	41	5.97	4.93	8.51	39.2%	43.5%	37.5%	49.3%	64.5%	55.6%
5 東京大学	240	240	240	300	▲60		1,161	900	856	239	238	278	228	229	274	4.86	3.78	3.08	50.5%	48.9%	55.5%	54.6%	58.6%	70.6%
6 一橋大学	85	85	85	100	▲15		412	484	470	92	92	105	87	88	103	4.48	5.26	4.48	57.7%	50.0%	62.9%	61.4%	63.5%	83.0%
7 横浜国立大学	40	40	40	50	▲10		157	210	310	54	53	59	43	42	50	2.91	3.96	5.25	13.5%	19.1%	25.3%	36.9%	34.2%	50.0%
8 新潟大学	35	35	35	60	▲25		73	66	121	36	36	66	26	22	29	2.03	1.83	1.83	10.4%	11.0%	17.3%	18.0%	22.2%	50.0%
9 金沢大学	25	25	25	40	▲15		95	76	84	52	38	50	18	16	19	1.83	2.00	1.68	23.4%	31.5%	22.4%	8.5%	33.3%	50.0%
10 信州大学	18	18	18	40	▲22		54	41	73	34	34	39	19	17	17	1.59	1.21	1.87	7.7%	12.2%	15.4%	0.0%	—	—
11 静岡大学	20	20	20	30	▲10		54	44	63	22	26	36	10	13	23	2.45	1.69	1.75	14.9%	16.2%	11.1%	11.8%	—	—
12 名古屋大学	70	70	70	80	▲10		379	467	283	99	89	96	84	65	91	3.83	5.25	2.95	31.6%	35.3%	33.3%	32.7%	63.1%	60.7%
13 京都大学	160	160	160	200	▲40		501	623	717	170	172	213	159	166	206	2.95	3.62	3.37	54.6%	48.7%	50.3%	41.5%	64.0%	67.4%
14 大阪大学	80	80	80	100	▲20		688	663	727	185	180	231	86	82	99	3.72	3.68	3.15	28.7%	38.9%	33.5%	38.6%	43.8%	47.6%
15 神戸大学	80	80	80	100	▲20		809	839	905	205	194	218	85	83	97	3.95	4.32	4.15	46.6%	34.0%	49.0%	54.7%	50.5%	64.5%
16 島根大学	20	20	20	30	▲10		31	16	47	15	12	27	10	11	18	2.07	1.33	1.74	8.7%	10.3%	4.3%	15.4%	16.7%	100.0%
17 岡山大学	45	45	45	60	▲15		146	106	114	56	52	81	32	37	51	2.61	2.04	1.41	31.5%	15.1%	25.0%	31.4%	43.5%	33.3%
18 広島大学	48	48	48	60	▲12		139	142	153	84	75	92	44	44	58	1.65	1.89	1.66	12.5%	20.8%	25.0%	36.5%	34.4%	25.0%
19 香川大学	20	20	20	30	▲10		45	39	67	22	36	44	10	18	15	2.05	1.08	1.52	4.5%	19.2%	7.1%	14.3%	33.3%	—
20 九州大学	80	80	80	100	▲20		190	251	354	100	97	116	79	83	99	1.90	2.59	3.05	21.0%	26.3%	26.4%	36.2%	39.2%	53.8%
21 熊本大学	22	22	22	30	▲8		35	76	91	18	37	54	16	19	35	1.94	2.05	1.69	10.3%	20.6%	15.6%	21.2%	10.0%	25.0%
22 鹿児島大学	15	15	15	30	▲15		25	32	42	12	16	27	7	9	14	2.08	2.00	1.56	6.3%	0.0%	5.7%	4.3%	8.0%	—
23 琉球大学	22	22	22	30	▲8		31	38	84	18	28	38	11	21	29	1.72	1.36	2.21	16.7%	13.2%	10.0%	12.5%	43.8%	—
24 首都大学東京	52	52	65	65	▲13		627	565	724	69	76	87	47	63	63	9.09	7.43	8.32	31.7%	29.7%	39.1%	49.4%	40.6%	43.6%
25 大阪市立大学	60	60	60	75	▲15		386	410	429	129	130	120	58	54	74	2.99	3.15	3.58	25.0%	26.1%	25.0%	40.2%	43.1%	69.2%
26 北海学園大学	25	25	30	30	▲5		63	58	62	27	28	32	22	19	20	2.33	2.07	1.94	27.0%	9.7%	29.2%	15.4%	—	—
27 東北学院大学	30	30	30	50	▲20		25	37	52	12	23	34	8	14	18	2.08	1.61	1.53	5.6%	5.1%	12.1%	18.9%	9.4%	—
28 白鷗大学	20	25	25	30	▲5		32	24	49	14	14	31	8	10	16	2.29	1.71	1.58	2.5%	5.7%	16.7%	9.5%	21.1%	50.0%
29 大宮法科大学院大学	50	70	70	100	▲30		94	122	123	50	76	79	27	43	47	1.88	1.61	1.56	6.4%	10.2%	14.8%	19.8%	14.0%	—
30 獨協大学	30	40	40	50	▲10		48	52	109	20	42	75	7	16	40	2.40	1.24	1.45	11.5%	3.7%	7.6%	20.0%	20.0%	—
31 駿河台大学	48	48	48	60	▲12		79	75	136	30	57	101	24	32	61	2.63	1.32	1.35	4.6%	7.6%	5.0%	13.1%	19.6%	9.5%
32 青山学院大学	50	50	50	60	▲10		158	274	239	60	106	73	24	29	33	2.63	2.58	3.27	9.4%	3.6%	9.0%	24.6%	17.5%	35.7%
33 学習院大学	50	50	50	65	▲15		266	488	370	109	88	94	49	51	49	2.44	5.55	3.94	22.5%	20.2%	24.4%	23.0%	28.4%	30.6%
34 慶應義塾大学	230	230	260	260	▲30		1,492	1,609	1,623	423	475	497	229	235	248	3.53	3.39	3.27	48.0%	50.4%	46.4%	56.5%	63.8%	63.4%
35 國學院大学	40	40	40	50	▲10		60	50	138	30	37	66	16	25	31	2.00	1.35	2.09	6.9%	7.4%	10.9%	10.0%	21.4%	50.0%
36 駒澤大学	36	45	50	50	▲5		84	70	154	35	47	76	15	28	33	2.40	1.49	2.03	2.5%	13.2%	10.4%	23.4%	21.6%	5.6%
37 上智大学	90	90	100	100	▲10		761	851	1,098	186	214	202	93	95	109	4.09	3.98	5.44	20.2%	19.6%	27.8%	41.7%	42.6%	33.3%
38 成蹊大学	45	45	50	50	▲5		188	254	432	87	74	97	49	41	52	2.16	3.43	4.45	12.1%	11.8%	20.6%	37.8%	38.1%	44.0%
39 専修大学	55	55	60	60	▲5		242	279	369	94	113	104	50	61	47	2.57	2.47	3.55	14.4%	19.6%	20.5%	22.7%	25.0%	17.6%
40 創価大学	35	35	35	50	▲15		130	133	222	49	55	63	35	32	41	2.65	2.42	3.52	14.0%	19.6%	15.8%	21.7%	51.3%	57.1%
41 大東文化大学	40	40	40	50	▲10		61	74	94	50	64	76	33	27	41	1.22	1.16	1.24	2.9%	4.3%	7.0%	16.2%	11.1%	21.1%
42 中央大学	270	270	300	300	▲30		1,843	2,432	2,616	626	618	591	271	271	291	2.94	3.94	4.43	38.2%	43.1%	43.4%	55.7%	52.4%	54.8%
43 東海大学	30	30	40	50	▲20		30	23	55	23	17	45	15	5	21	1.30	1.35	1.22	9.9%	3.6%	6.0%	11.8%	12.5%	0.0%
44 東洋大学	40	40	40	50	▲10		32	40	119	15	19	60	9	9	30	2.13	2.11	1.98	12.5%	9.1%	7.1%	7.3%	27.3%	16.7%
45 日本大学	80	80	100	100	▲20		223	279	373	111	161	203	64	95	105	2.01	1.73	1.84	6.5%	12.9%	13.1%	17.6%	12.6%	13.0%
46 法政大学	80	80	100	100	▲20		293	333	362	120	129	142	60	74	87	2.44	2.58	2.55	16.9%	14.5%	18.1%	23.7%	18.8%	37.1%
47 明治大学	170	170	170	200	▲30		1,225	1,116	1,892	317	514	499	100	296	175	3.86	2.17	3.79	24.0%	25.4%	31.0%	31.8%	40.0%	45.3%
48 明治学院大学	40	60	60	80	▲20		86	141	224	59	104	138	29	48	57	1.46	1.36	1.62	4.5%	10.3%	11.7%	21.6%	20.4%	44.4%
49 立教大学	65	65	70	70	▲5		323	398	391	103	112	104	69	67	75	3.14	3.55	3.76	13.8%	20.7%	22.3%	22.8%	28.8%	38.9%
50 早稲田大学	270	270	300	300	▲30		2,499	1,726	1,642	846	578	604	261	257	275	2.95	2.99	2.72	31.9%	32.7%	32.6%	37.7%	51.6%	63.2%
51 神奈川大学	35	35	35	50	▲15		39	63	117	22	34	53	13	17	20	1.77	1.85	2.21	6.6%	15.1%	6.7%	12.2%	32.0%	30.8%
52 関東学院大学	25	30	30	30	0	H20に▲30	30	44	78	17	39	53	14	16	16	1.76	1.13	1.47	10.9%	5.5%	12.5%	9.5%	39.1%	6.7%
53 桐蔭横浜大学	50	60	60	70	▲10		81	94	163	64	79	120	38	41	53	1.27	1.19	1.36	6.9%	7.2%	12.9%	12.7%	25.7%	—
54 山梨学院大学	35	35	35	40	▲5		55	69	110	22	30	33	19	19	21	2.50	2.30	3.33	15.6%	27.5%	26.1%	17.5%	32.3%	54.5%
55 愛知大学	30	30	40	40	▲10		108	123	152	53	66	71	19	35	28	2.04	1.86	2.14	22.2%	31.8%	48.8%	45.7%	25.9%	72.2%
56 愛知学院大学	25	25	35	35	▲10		20	31	36	17	23	30	4	10	16	1.18	1.35	1.20	2.4%	8.8%	15.4%	0.0%	—	—
57 中京大学	25	25	30	30	▲5		40	75	128	20	52	78	4	10	23	2.00	1.44	1.64	20.5%	14.3%	15.8%	22.2%	22.2%	—
58 南山大学	40	40	50	50	▲10		112	129	185	78	83	97	26	27	36	1.44	1.55	1.91	26.3%	13.7%	30.5%	30.6%	38.5%	50.0%
59 名城大学	40	40	40	50	▲10		53	73	104	43	53	67	35	37	50	1.23	1.38	1.55	9.7%	20.0%	18.9%	16.1%	30.0%	40.0%
6																								

法科大学院適性試験について

1. 目的

法科大学院の入学者選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するため、法律学についての学識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試す「法科大学院適性試験」を実施。

2. 実施機関

適性試験管理委員会（平成23年度より）

※平成22年度までは、次の2機関でそれぞれ実施。

- ・独立行政法人 大学入試センター
- ・財団法人 日弁連法務研究財団（社団法人 商事法務研究会）

3. 実施概要（平成23年度）

区 分	第 1 回	第 2 回
試験実施期日	平成23年5月29日（日）	平成23年6月12日（日）
問題構成等	第1部（論理的判断力） 40分 第2部（分析的判断力） 40分 第3部（長文読解力） 40分 第4部（表現力） 40分 ※第1～3部 多肢選択・マークシート式 第4部 論述式	
受験料	15,750円（各1回）	

4. 志願者数・受験者数の推移

<平成15年度～平成22年度>

（人）

	大学入試センター		日弁連法務研究財団	
	志願者数	受験者数	志願者数	受験者数
平成15年度	39,350	35,521	20,043	18,355
平成16年度	24,036	21,429	13,993	12,249
平成17年度	19,859	17,872	10,724	9,617
平成18年度	18,450	16,680	12,429	11,213
平成19年度	15,937	14,323	11,945	10,798
平成20年度	13,138	11,870	9,930	8,940
平成21年度	10,282	9,370	8,546	7,737
平成22年度	8,650	7,909	7,820	7,066

※大学入試センターの受験者数については、追試験受験者数を含む。

<平成23年度>

（人）

	第1回		第2回		実人数	
	志願者数	受験者数	志願者数	受験者数	志願者数	受験者数
平成23年度	5,946	5,481	7,386	6,692	7,829	7,249

法科大学院修了認定状況の推移（平成17年度～平成22年度）

1. 平成17～22年度修了者数比較

平成23年10月7日現在

区 分		標準修業年限 修了者	うち法学未修者 (3年コース)	うち法学既修者 (2年コース)	その他 (原級留置 ・休学等)	合 計
平成17年度	国 立	663 (90.0%)	-	663 (90.0%)	-	663
	公 立	68 (89.5%)	-	68 (89.5%)	-	68
	私 立	1,445 (94.0%)	-	1,445 (94.0%)	-	1,445
	合 計	2,176 (92.6%)	-	2,176 (92.6%)	-	2,176
平成18年度	国 立	1,356 (81.4%)	728 (75.5%)	628 (89.5%)	15	1,371
	公 立	131 (92.9%)	49 (86.0%)	82 (97.6%)	1	132
	私 立	2,895 (79.8%)	1,786 (74.6%)	1,109 (89.8%)	17	2,912
	合 計	4,382 (80.6%)	2,563 (75.0%)	1,819 (90.0%)	33	4,415
平成19年度	国 立	1,449 (80.9%)	790 (73.8%)	659 (91.4%)	107	1,556
	公 立	110 (85.9%)	35 (77.8%)	75 (90.4%)	4	114
	私 立	2,989 (79.6%)	1,751 (72.9%)	1,238 (91.6%)	251	3,240
	合 計	4,548 (80.2%)	2,576 (73.2%)	1,972 (91.5%)	362	4,910
平成20年度	国 立	1,515 (80.8%)	783 (71.2%)	732 (94.5%)	162	1,677
	公 立	116 (84.7%)	43 (81.1%)	73 (86.9%)	2	118
	私 立	2,907 (77.3%)	1,716 (69.4%)	1,191 (92.5%)	292	3,199
	合 計	4,538 (78.6%)	2,542 (70.1%)	1,996 (93.0%)	456	4,994
平成21年度	国 立	1,398 (79.3%)	686 (67.5%)	712 (95.4%)	183	1,581
	公 立	128 (91.4%)	51 (87.9%)	77 (93.9%)	8	136
	私 立	2,737 (73.7%)	1,655 (66.5%)	1,082 (88.5%)	328	3,065
	合 計	4,263 (75.9%)	2,392 (67.1%)	1,871 (91.2%)	519	4,782
平成22年度	国 立	1,364 (79.4%)	668 (68.2%)	696 (94.2%)	159	1,523
	公 立	116 (86.6%)	43 (79.6%)	73 (91.3%)	5	121
	私 立	2,452 (70.2%)	1,430 (61.8%)	1,022 (86.5%)	436	2,888
	合 計	3,932 (73.6%)	2,141 (64.0%)	1,791 (89.6%)	600	4,532

※（ ）内は既修、未修ごとの入学者のうち修了者の割合

(参考)	平成16年度法学既修者入学者数	2,350	人	(国立：737人	公立：76人	私立：1,537人)
	平成16年度法学未修者入学者数	3,416	人	(国立：964人	公立：57人	私立：2,395人)
	平成17年度法学既修者入学者数	2,021	人	(国立：702人	公立：84人	私立：1,235人)
	平成17年度法学未修者入学者数	3,517	人	(国立：1,070人	公立：45人	私立：2,402人)
	平成18年度法学既修者入学者数	2,156	人	(国立：721人	公立：83人	私立：1,352人)
	平成18年度法学未修者入学者数	3,627	人	(国立：1,100人	公立：53人	私立：2,474人)
	平成19年度法学既修者入学者数	2,147	人	(国立：775人	公立：84人	私立：1,288人)
	平成19年度法学未修者入学者数	3,564	人	(国立：1,017人	公立：58人	私立：2,489人)
	平成20年度法学既修者入学者数	2,051	人	(国立：746人	公立：82人	私立：1,223人)
	平成20年度法学未修者入学者数	3,346	人	(国立：979人	公立：54人	私立：2,313人)
	平成21年度法学既修者入学者数	2,000	人	(国立：739人	公立：80人	私立：1,181人)

※ 入学者数は、各年度の修了認定状況調査の結果による

2. 修了しなかった者の事由

平成23年10月7日現在

区 分		退 学	うち旧司法 試験合格者		その他 (原級留置 ・休学等)	合 計
				うち左記以外		
平成17年度	国 立	47 (63.5%)	42 (56.8%)	5 (6.7%)	27 (36.5%)	74 (100%)
	公 立	6 (75.0%)	5 (62.5%)	1 (12.5%)	2 (25.0%)	8 (100%)
	私 立	64 (69.6%)	43 (46.8%)	21 (22.8%)	28 (30.4%)	92 (100%)
	合 計	117 (67.2%)	90 (51.7%)	27 (15.5%)	57 (32.8%)	174 (100%)
平成18年度	国 立	119 (37.1%)	39 (12.2%)	80 (24.9%)	202 (62.9%)	321 (100%)
	公 立	4 (40.0%)	1 (10.0%)	3 (30.0%)	6 (60.0%)	10 (100%)
	私 立	312 (40.8%)	31 (4.1%)	281 (36.7%)	453 (59.2%)	765 (100%)
	合 計	441 (41.1%)	75 (7.0%)	366 (34.1%)	631 (58.9%)	1,072 (100%)
平成19年度	国 立	123 (36.0%)	25 (7.3%)	98 (28.7%)	219 (64.0%)	342 (100%)
	公 立	13 (72.2%)	5 (27.8%)	8 (44.4%)	5 (27.8%)	18 (100%)
	私 立	312 (40.8%)	31 (4.1%)	281 (36.7%)	453 (59.2%)	765 (100%)
	合 計	448 (39.8%)	61 (5.4%)	387 (34.4%)	677 (60.2%)	1,125 (100%)
平成20年度	国 立	111 (30.8%)	10 (2.8%)	101 (28.1%)	249 (69.2%)	360 (100%)
	公 立	13 (61.9%)	7 (33.3%)	6 (28.6%)	8 (38.1%)	21 (100%)
	私 立	378 (44.2%)	21 (2.5%)	357 (41.8%)	477 (55.8%)	855 (100%)
	合 計	502 (40.6%)	38 (3.1%)	464 (37.5%)	734 (59.4%)	1,236 (100%)
平成21年度	国 立	117 (32.1%)	9 (2.5%)	108 (29.6%)	248 (67.9%)	365 (100%)
	公 立	5 (41.7%)	2 (16.7%)	3 (25.0%)	7 (58.3%)	12 (100%)
	私 立	423 (43.4%)	11 (1.1%)	412 (42.3%)	552 (56.6%)	975 (100%)
	合 計	545 (40.3%)	22 (1.6%)	523 (38.7%)	807 (59.7%)	1,352 (100%)
平成22年度	国 立	102 (28.8%)	6 (1.7%)	96 (27.1%)	252 (71.2%)	354 (100%)
	公 立	10 (55.6%)	3 (16.7%)	7 (38.9%)	8 (44.4%)	18 (100%)
	私 立	431 (41.4%)	4 (0.4%)	427 (41.0%)	611 (58.6%)	1,042 (100%)
	合 計	543 (38.4%)	13 (0.9%)	530 (37.5%)	871 (61.6%)	1,414 (100%)

※ ()内は、各設置者別の合計に対する割合である。

専門職大学院設置基準及び学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正について

平成21年4月17日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）の提言を踏まえ、所要の改正を行う。（施行期日：平成22年4月1日）

1. 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第25条の一部改正

（1）特別委員会報告の提言

法学未修者の法律基本科目の学修の充実を図る。そのため、法学未修者1年次では、1年あたりの履修登録上限単位数の標準である36単位を超えて、法律基本科目を6単位程度増加することを可能とする。

（2）改正の概要

法学既修者が履修したものとみなすことができる上限である30単位に（1）で増加した単位数を加えることを可能とする。

2. 学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）第4条の一部改正

（1）特別委員会報告の提言

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院がその役割を十分果たしているかを評価するために、評価基準・方法を改善する。

（2）改正の概要

- ① 入学者選抜での適性の適確かつ客観的な評価、教員組織での専任教員の適切な配置等、体系的な教育課程の編成、新司法試験の合格状況を含む修了者の進路に関する評価を実施する。
- ② 法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と判断した項目の評価結果を勘案しつつ、総合的に評価するなど、適切な適格認定を行うことができる評価方法とする。

法科大学院修了者の多様な進路について

○国家公務員採用 I 種試験(行政、法律、経済区分)の法科大学院出身者数

		法科大学院	全体
採用者数	平成18年度	4人 (1.0%)	296人 (100.0%)
	平成19年度	11人 (3.4%)	295人 (100.0%)
	平成20年度	18人 (6.0%)	298人 (100.0%)
	平成21年度	19人 (6.1%)	312人 (100.0%)
	平成22年度	11人 (4.3%)	253人 (100.0%)

(注)採用者数は、翌年度中の採用者数である。ただし、平成22年度は平成23年4月1日現在の採用者数。
 なお、旧年度合格者数を含み、防衛省等への採用(特別職)も含む。

※人事院資料より作成

○新規弁護士の組織内弁護士就職状況

修習期		弁護士一括登録日	弁護士数	時点	組織内弁護士推計【注】	割合	
59期		2006.12.3 2007.1.23	1,266	2007.5.8	11	0.87%	
60期	現	2007.9.5	1,247	2007.11.11	9	0.72%	1.33%
	新	2007.12.20	853	2008.2.6	19	2.23%	
61期	現	2008.9.3	538	2008.10.1	10	1.86%	3.15%
	新	2008.12.18	1,528	2009.2.3	55	3.60%	
62期	現	2009.9.3	322	2010.3.12	12	3.73%	2.71%
	新	2009.12.17	1,785	2010.4.1	45	2.52%	

(注)事務所名がなく、事務所住所等に「会社」等が入っているものを計上。組織内弁護士推計値は、一括登録日以降も多少増える場合がある。

※「弁護士白書2010年版」より抜粋

共通的な到達目標の在り方に関する検討結果

平成 22 年 9 月 16 日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
第 2 ワーキング・グループ

1. 共通的な到達目標の検討経緯

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）が平成 21 年 4 月にとりまとめた「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）において、修了者の質の保証のための改善方策の一つとして、「すべての法科大学院における共通的な到達目標を策定する必要がある」ことが提言された。

法科大学院修了者の共通的な到達目標（以下「共通的な到達目標」という。）については、これまでに、文部科学省の「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」の支援を得て、研究者教員及び法曹関係者の参加のもとに調査研究が行われ、関係各方面の意見も踏まえ、本年 3 月に「共通的到達目標モデル（第二次案）」（以下「第二次案」という。）が公表されている。

しかし、法科大学院関係者や法曹関係者間において、「共通的な到達目標」の法科大学院教育における位置づけや「共通的な到達目標」と認証評価との関係等についてなお十分な共通認識が得られているとは言い難いため、本年 4 月の法科大学院特別委員会の審議の結果、本ワーキング・グループにおいて、第二次案を参考にして「共通的な到達目標」についての検討を行うこととされた。

2. 検討結果

本ワーキング・グループでは、第二次案及びこれに対する関係者からの意見を参考にしつつ、「共通的な到達目標」の法科大学院教育における位置づけ及び「共通的な到達目標」と認証評価との関係について検討を行い、以下のとおり審議結果をとりまとめた*。

今後、関係者のさらなる尽力により、本ワーキング・グループの意見を踏まえて、最終的に「共通的な到達目標」が策定されることを期待したい。

* なお、審議の過程で第二次案の内容について議論した事項については、参考として別紙に付した。

(1) 「共通的な到達目標」の法科大学院教育における位置づけ

特別委員会報告で提言されているとおり、「共通的な到達目標」は、法科大学院の修了者が共通に備えておくべき能力等を明確にし、修了者の質を保証することを目的とするものであり、すべての法科大学院において共通して学修することが求められる内容及び水準（ミニマム・スタンダード）を示すものである。したがって、「共通的な到達目標」の法科大学院教育における位置づけとしては、以下の点に留意が必要である。

- ① 各法科大学院においては、ミニマム・スタンダードとしての「共通的な到達目標」を踏まえ、それぞれの教育理念に則り、創意工夫によって、それぞれの到達目標を設定することが必要であり、自主的・自律的に「共通的な到達目標」を超える到達目標とすることが強く期待される。
- ② 各法科大学院において設定した到達目標の内容については、授業及び自学自習を通じて、修了時まで学生に確実に修得させることが必要である。なお、各法科大学院は、確実な修得を求める到達目標とは別に、その達成が望ましい、より高度の目標を自主的・自律的に設定することも考えられる。
- ③ 授業で取り上げる事項及び自学自習を通じて学習する事項の決定については、各法科大学院が、授業の種類・性質や学生の資質・能力等に十分配慮し、適切に判断することが必要である。また、学生の到達状況を見極めながら、不断にその在り方を検証することが必要である。
- ④ 自学自習に委ねる内容については、その学習方法等に関し適切に指導・助言することが必要である。

なお、「共通的な到達目標」を「コア・カリキュラム」と表現することがあるが、「コア・カリキュラム」という用語は「授業」を連想させ、授業内容を直接規律するものとの誤解を招くおそれがあるとの意見もあり、「共通的な到達目標」の趣旨を踏まえた名称の工夫も必要であると考えられる。

(2) 「共通的な到達目標」と認証評価との関係

各認証評価機関は、「共通的な到達目標」に関し、認証評価において以下のとおり各法科大学院の取組について評価することが期待される。

- ① 各法科大学院が、学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準として、適切な到達目標を設定しているかを評価することが期待される。その際、ミニマム・スタンダードとしての「共通的な到達目標」に照らし、それと同等もしくはそれを上回る到達目標となっているかを評価することが適切である。
- ② 各法科大学院が設定した到達目標を踏まえ、適切に教育課程が編成され、学修指導が実施されているかを評価することが期待される。その際、組織全体として到達目標を踏まえた授業計画の作成・実施を担保するための措置が講じられているかを確認することが適切である。また、授業で直接取り上げない事項については、学生に対し、自学自習を促進・支援するための適切な手段を講じていることを確認することが適切である。

- ③ 自学自習を通じて学習する内容を含め、各法科大学院が設定した到達目標に対する学生の到達レベルを測定するための適切な手段を講じているかを評価することが期待される。その際、組織全体として到達目標を踏まえた成績評価・修了認定の実施を担保するための措置が講じられているかを確認することが適切である。

調査研究班・共通的到達目標モデル（第二次案）について（参考）

<総論>

「共通的な到達目標」を策定するにあたっての基本的な考え方は適切であるが、共通的な到達目標とされる項目のうち、授業の対象として取り上げるべきものと自学自習に委ねるべきものをどのように振り分けるかについては、各法科大学院および授業を担当する教員が適切に判断する必要があることを、より明確に指摘しておく必要があると思われる。

<公法系>

○憲法

「共通的な到達目標」の趣旨に合致したものと認められるが、若干の項目については、整理統合、追補、求められる到達水準の見直し、及び字句の修正について検討すべきである。なお、行政法及び刑事訴訟法と重複する事項については、両者の記載に矛盾がない限り、それぞれの判断で記載することが適切であると思われる。

○行政法

「共通的な到達目標」の趣旨に合致したものと認められるが、若干の項目については、整理統合、追補、求められる到達水準の見直し、及び字句の修正について検討すべきである。なお、憲法と重複する事項については、両者の記載に矛盾がない限り、それぞれの判断で記載することが適切であると思われる。

<民事系>

○民法

「共通的な到達目標」の趣旨におおむね合致したものと認められるが、以下の点についてなお検討を要すると思われる。

まず、取り上げる項目については基本的に適切であるが、一部について追加や削除の可能性を検討する必要があると思われる。

また、項目の一部については、複数の内容が統合されており、その趣旨が必ずしも明確でないものが含まれており、その再整理を行う必要があるほか、総論に示されている項目表現の趣旨に照らして、各項目の表現が適切であるかどうかを吟味する必要があると思われる。

○商法

「共通的な到達目標」の趣旨に合致したものと認められるが、表現の点で修正を要する箇所や、項目の統合について、なお検討を要する点が若干あると思われる。

○民事訴訟法

「共通的な到達目標」の趣旨に合致したものと認められるが、若干の字句について修正することを検討すべきである。

<刑事系>

○刑法

「共通的な到達目標」の趣旨に合致したものと認められるが、若干の字句について修正することを検討すべきである。

○刑事訴訟法

「共通的な到達目標」の趣旨に合致したものと認められるが、若干の項目を追補することを検討すべきである。なお、憲法の刑事手続に関する権利の記述と刑事訴訟法との重複部分については、両者の記載に矛盾がない限り、それぞれの判断で記載するのが適切と思われる。

<法律実務基礎科目>

民事実務の基礎、刑事実務の基礎及び法曹倫理に関する法律実務基礎科目のいずれについても、「共通的な到達目標」の趣旨に合致したものと認められる。

平成 21 年 4 月中央教育審議会法科大学院特別委員会報告を 踏まえた各法科大学院の改善状況（まとめ）

平成 22 年 1 月 22 日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
第 3 ワーキング・グループ

1. はじめに

平成 21 年 4 月の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告¹（以下「特別委員会報告」という。）で、

- ①各法科大学院で教育活動が法令に従って適切に行われているか
- ②改善のための真摯な取組が推進されているか

について、フォローアップを行うための組織を設置することが提言された。

その上で、実態を把握しながら、必要な改善を各法科大学院に対して継続的に促していく仕組みを構築することが求められた²。

本まとめは、本ワーキング・グループが特別委員会報告の提言を踏まえ、平成 21 年 4 月からすべての法科大学院の協力のもと実施してきた、法科大学院教育の改善状況についてのフォローアップの結果をまとめたものである。

各法科大学院に対しては、本まとめで指摘した課題を踏まえ、引き続き教育の質の向上に向けた取組が行われることを期待したい。

2. フォローアップの実施経過について

本ワーキング・グループは、フォローアップを実施するための基礎情報を把握するため、平成 21 年 4 月にすべての法科大学院に対し、特別委員会報告を踏ま

¹ 平成 21 年 4 月 17 日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」

² 平成 21 年 9 月 14 日に開催された法科大学院特別委員会でも、座長談話として、平成 22 年度の入学者選抜の厳格化や平成 23 年度の入学定員の見直しについて、文部科学省と本ワーキング・グループが連携し、各法科大学院に対して強く促していくことが求められている。

えた現状の分析及び改善のための取組（検討中のものも含む。）を提示するよう依頼した。

本ワーキング・グループでは、すべての法科大学院から提示された現状の分析及び改善のための取組について精査した。

その結果、主に以下に掲げる観点に該当すると考えられ、かつ、不明な部分の把握や改善のための取組に関する実効性の確認等が必要と判断される法科大学院に対してはヒアリングを実施することとした。その結果、40 の法科大学院からヒアリングを実施した。

【ヒアリング実施に関する観点】

- ① 入学者選抜における競争倍率が低いなど、今後、入学者の質の確保がさらに困難となることが懸念される。
- ② 新司法試験の合格者数が著しく少ない、または合格率が平均の半分未満の状況が継続しているなど、修了者の質の確保に早急に取り組む必要がある。
- ③ 現状の分析が不十分ではないかと懸念される。
- ④ 改善のための取組が不十分ではないかと懸念される、またはその内容が不明確である。

さらに、ヒアリングの結果、法科大学院の現状や改善のための取組等をより詳細に確認し、さらにフォローアップを行う必要があると判断された場合は、在籍中の法科大学院生との意見交換や授業の見学等による実地調査を実施することとした。その結果、26 の法科大学院に対して実地調査を実施した。

フォローアップの実施経過については次のとおり。

平成 21 年 2 月 24 日	第 3 ワーキング・グループ設置
平成 21 年 4 月 17 日	法科大学院特別委員会（「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」）
平成 21 年 6 月 5 日	法科大学院特別委員会（審議状況報告）
平成 21 年 7 月	ヒアリング（40 校）
平成 21 年 8 月 3 日	法科大学院特別委員会（審議状況報告）
平成 21 年 10 月	
～平成 22 年 1 月	実地調査（26 校）
平成 21 年 12 月 3 日	法科大学院特別委員会（審議経過報告）

3. フォローアップの結果について

フォローアップの結果、本ワーキング・グループとしては、以下のような所感を得た。

【全体的な取組状況について】

すべての法科大学院で特別委員会報告の提言を踏まえた改善の取組に着手されており、多くの法科大学院で意欲的な取組がなされていることがうかがえた。

【フォローアップで見られた課題について】

- (1) 現在実施中の平成 22 年度入学者選抜で、競争倍率 2 倍を下回る結果となる合格者数を出すなど、入学者の質の確保に対する意識が低いのではないかと懸念される法科大学院がみられる。
- (2) 学生との意見交換を実施した結果、授業に対する学生の満足度が高い法科大学院が多数ある一方で、学生と教員の意思疎通が十分図られていない結果、学生の授業に対する満足度や期待度が低い法科大学院もみられる。
- (3) 定期試験問題及び答案について一部の科目につき確認したところ、次のような問題のある法科大学院がみられる。
 - ① 可とされた答案の中に、不可相当ではないかと考えられる答案が少なからずみられる。
 - ② 試験問題の内容・難易度・出題形式等で、法科大学院生としての学修到達度を測るのに適切か疑問を感じさせる問題がみられる。

とくに、このような法科大学院は、概して、厳格な成績評価の観点からも問題があるとみられる。
- (4) 入学者選抜における志願状況や新司法試験合格状況が芳しくないにもかかわらず、その原因の分析に着手していないまたはそれが不十分であり、かつ的確な対応策を講じていない法科大学院がみられる。
- (5) 受験時または入学時に法科大学院を選ぶ際に、個々の法科大学院における新司法試験合格実績や教育内容についてほとんど意識しないで、新司法試験の合格は自らの努力の問題であると認識している学生も少なからずみられる。

【個別の法科大学院における所見について】

※ 別表に記載

4. 今後の取組について

今後、本ワーキング・グループは、平成 22 年度入学者選抜の結果等の法科大学院を巡る状況も踏まえながら、さらに必要と判断した法科大学院を中心に引き続きフォローアップを実施し、その結果について随時本委員会に報告していく予定である。

【別表】フォローアップ資料

平成22年1月14日現在

No.	大学名	入学定員関係		入学者数	競争倍率	新司法試験合格者数				新司法試験合格率				H18年度修了者の新司法試験合格状況			ヒアリング	実地調査	
		入学定員H21	募集人員H22			H21	H21	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21	H18年度修了者数(A)		合格者数計(B)	B/A
1	北海道大学	100	80	93	3.13	26	48	33	63	70.3%	49.0%	30.6%	40.4%	95	53	55.8%			
2	東北大学	100	80	102	2.63	20	47	59	30	47.6%	49.0%	46.5%	19.5%	79	57	72.2%			
3	筑波大学	40	36	40	5.58	/	/	5	3	/	/	19.2%	8.8%	/	/	/			
4	千葉大学	50	40	41	8.51	15	40	34	24	57.7%	64.5%	49.3%	37.5%	55	39	70.9%			
5	東京大学	300	240	274	3.08	120	178	200	216	70.6%	58.6%	54.6%	55.5%	282	214	75.9%			
6	一橋大学	100	85	103	4.48	44	61	78	83	83.0%	63.5%	61.4%	62.9%	90	72	80.0%			
7	横浜国立大学	50	40	50	5.25	5	13	24	20	50.0%	34.2%	36.9%	25.3%	39	17	43.6%			
8	新潟大学	60	35	29	1.83	5	8	9	14	50.0%	22.2%	18.0%	17.3%	36	11	30.6%	●		
9	金沢大学	40	25	19	1.68	1	8	4	11	50.0%	33.3%	8.5%	22.4%	31	11	35.5%	●		
10	信州大学	40	18	17	1.87	/	/	0	4	/	/	0.0%	15.4%	/	/	/	●	●	改善のための取組が実施され、今後一定の成果が見込まれると考えられる。しかしながら、平成19年度修了生については、依然として合格者が1人とどまるなど、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることを考えれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
11	静岡大学	30	20	23	1.75	/	/	2	4	/	/	11.8%	11.1%	/	/	/	●	●	組織的なFD活動が十分機能していないと考えられ、個々の教員による授業内容の検討も十分とはいえない点がある。また、具体的改善方策の検討も進んでいない状況であることから、改善が着実に実施されているとは言いがたい。さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことも踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
12	名古屋大学	80	70	91	2.95	17	41	32	40	60.7%	63.1%	32.7%	33.3%	65	41	63.1%			
13	京都大学	200	160	206	3.37	87	135	100	145	67.4%	64.0%	41.5%	50.3%	189	135	71.4%			
14	大阪大学	100	80	99	3.15	10	32	49	52	47.6%	43.8%	38.6%	33.5%	77	43	55.8%			
15	神戸大学	100	80	97	4.15	40	46	70	73	64.5%	50.5%	54.7%	49.0%	80	63	78.8%			
16	島根大学	30	20	18	1.74	1	3	4	1	100.0%	16.7%	15.4%	4.3%	28	7	25.0%	●	●	授業内容・方法・評価について、教員と学生との間で十分な共通理解が図られていないと思われる。また、学生面談の結果、基本的な理解を十分身につけたという自信を持っていないまま修了する者も少なからずいるのではないかと推測される。さらに、平成20、21年新司法試験では受け控えが多く、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことを踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
17	岡山大学	60	45	51	1.41	4	10	11	13	33.3%	43.5%	31.4%	25.0%	24	12	50.0%			
18	広島大学	60	48	58	1.66	3	11	19	21	25.0%	34.4%	36.5%	25.0%	29	15	51.7%			
19	香川大学	30	20	15	1.52	/	3	3	3	/	33.3%	14.3%	7.1%	20	6	30.0%	●	●	授業科目間での内容の調整が図られていないなど、組織的な改善に取り組むことが必要であるという認識が不十分である。さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことなども踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
20	九州大学	100	80	99	3.05	7	29	38	46	53.8%	39.2%	36.2%	26.4%	79	33	41.8%			

No.	大学名	入学定員関係		入学者数	競争倍率	新司法試験合格者数				新司法試験合格率				H18年度修了者の新司法試験合格状況			ヒアリング	実地調査	
		入学定員H21	募集人員H22			H21	H21	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21	H18年度修了者数(A)		合格者数計(B)	B/A
21	熊本大学	30	22	35	1.69	1	2	7	5	25.0%	10.0%	21.2%	15.6%	25	4	16.0%	●		
22	鹿児島大学	30	15	14	1.56		2	1	2	8.0%	4.3%	5.7%	29	3	10.3%	●	●	大学側の改善方針が一部学生側に伝わっていない部分があると思われる。また、授業内容の検討や学生への情報提供などについて組織的な取組が不十分な状況にあると考えられる。さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。	
23	琉球大学	30	22	29	2.21		7	3	4	43.8%	12.5%	10.0%	19	9	47.4%	●	●	改善の努力は行われているものの、組織的なFDの取組が十分に実施されていないと考えられる。また、入学者選抜でも厳しい状況にある。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	
24	首都大学東京	65	65	63	8.32	17	28	39	34	43.6%	40.6%	49.4%	39.1%	61	38	62.3%			
25	大阪市立大学	75	60	74	3.58	18	31	33	24	69.2%	43.1%	40.2%	25.0%	71	41	57.7%			
26	北海学園大学	30	30	20	1.94			2	7			15.4%	29.2%				●		
27	東北学院大学	50	30	18	1.53		3	7	4	9.4%	18.9%	12.1%	34	10	29.4%	●	●	学生の質の確保が相当困難となっているにもかかわらず、入学者選抜での競争性の確保に関する取組や教育内容・方法の改善のための取組が十分なされていないと思われる。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。	
28	白鷗大学	30	25	16	1.39	3	4	2	4	50.0%	21.1%	9.5%	16.7%	20	3	15.0%	●	●	改善のための取組が実施されているものの、入学者選抜の状況などからみて、なお、競争的環境の下で質の高い学生を確保できるか懸念がある。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
29	大宮法科大学院大学	100	70	47	1.56		6	16	12	14.0%	19.8%	14.8%	64	13	20.3%	●			
30	獨協大学	50	40	40	1.45		6	8	5	20.0%	20.0%	7.6%	37	10	27.0%	●	●	授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者選抜の状況や新司法試験の結果を踏まえた改善策について、組織的な取組がまだまだ十分とはいえない。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	
31	駿河台大学	60	48	61	1.35	2	9	11	4	9.5%	19.6%	13.1%	5.0%	54	7	13.0%	●	●	改善の取組は実施されているが、改善効果が認められる段階に至っていないとはいえない。厳格な成績評価・修了認定の徹底などについては、改善が十分な状況に達しているとはいえない。さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
32	青山学院大学	60	50	33	3.27	5	7	15	8	35.7%	17.5%	24.6%	9.0%	45	11	24.4%	●		
33	学習院大学	65	50	49	3.94	15	19	20	21	30.6%	28.4%	23.0%	24.4%	42	15	35.7%			
34	慶應義塾大学	260	260	248	3.27	104	173	165	147	63.4%	63.8%	56.5%	46.4%	234	171	73.1%			
35	國學院大学	50	40	31	2.09	1	6	4	6	50.0%	21.4%	10.0%	10.9%	35	9	25.7%	●	●	教育内容や方法の改善や成績評価の厳格化に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者の質の確保に向けて改善の取組が十分になされていないとは言い難い。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。

No.	大学名	入学定員関係		入学者数	競争倍率	新司法試験合格者数				新司法試験合格率				H18年度修了者の新司法試験合格状況			ヒアリング	実地調査	
		入学定員H21	募集人員H22			H21	H21	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21	H18年度修了者数(A)		合格者数計(B)	B/A
36	駒澤大学	50	50	33	2.03	1	8	11	5	5.6%	21.6%	23.4%	10.4%	34	9	26.5%	●		
37	上智大学	100	100	109	5.44	17	40	50	40	33.3%	42.6%	41.7%	27.8%	78	46	59.0%			
38	成蹊大学	50	50	52	4.45	11	16	17	14	44.0%	38.1%	37.8%	20.6%	47	21	44.7%			
39	専修大学	60	60	47	3.55	9	19	20	17	17.6%	25.0%	22.7%	20.5%	42	16	38.1%	●		
40	創価大学	50	35	41	3.52	8	20	13	12	57.1%	51.3%	21.7%	15.8%	40	19	47.5%			
41	大東文化大学	50	40	41	1.24	4	4	6	3	21.1%	11.1%	16.2%	7.0%	30	5	16.7%	●	●	厳格な成績評価が実施されていない科目が一部にみられ、成績評価の在り方に問題がある。個々の教員の成績評価の厳格性に対する認識も不十分であり、組織的なFD活動や改善への取組がなされているとはうかがえない。また、入学者選抜での競争性確保に向けた改善も不十分である。さらに、新司法試験についても相当厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
42	中央大学	300	300	291	4.43	131	153	196	162	54.8%	52.4%	55.7%	43.4%	217	143	65.9%			
43	東海大学	50	40	21	1.22	0	2	4	3	0.0%	12.5%	11.8%	6.0%	23	4	17.4%	●	●	入学者選抜は実質的に機能しておらず、入学者の質が十分確保されていないといえる。また、教員間の連携による、教員の資質能力の向上や授業内容の質の向上への取組が不十分である。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップする必要がある。
44	東洋大学	50	40	30	1.98	4	12	4	5	16.7%	27.3%	7.3%	7.1%	42	6	14.3%	●	●	改善の努力は行われているものの、いずれについても現状を大きく好転させるまでには至っていないと思われる。特に厳格な成績評価・修了認定の徹底に関する取組自体も未だ不明確な部分が見られ、入学者や教員の質の確保などでも相当厳しい状況にある。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
45	日本大学	100	100	105	1.84	7	14	26	20	13.0%	12.6%	17.6%	13.1%	96	19	19.8%	●	●	入学定員の見直しなどの入学者の質の確保や、厳格な成績評価などの修了者の質の保証などに向けた取組が十分に行われていないにもかかわらず、改善の必要性があることに対する十分な認識がなされていないと思われる。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
46	法政大学	100	100	87	2.55	23	24	32	25	37.7%	18.8%	23.7%	18.1%	106	33	31.1%			
47	明治大学	200	170	175	3.79	43	80	84	96	45.3%	40.0%	31.8%	31.0%	174	93	53.4%			
48	明治学院大学	80	60	57	1.62	8	11	16	9	44.4%	20.4%	21.6%	11.7%	49	16	32.7%			
49	立教大学	70	70	75	3.76	7	17	21	25	38.9%	28.8%	22.8%	22.3%	57	23	40.4%			
50	早稲田大学	300	300	275	2.72	12	115	130	124	63.2%	51.6%	37.7%	32.6%	246	147	59.8%			
51	神奈川大学	50	35	20	2.21	4	8	5	4	30.8%	32.0%	12.2%	6.7%	34	4	11.8%	●	●	授業方法や定期試験問題について、学修到達度を的確に認識したうえでの改善を行うべき点が見られる。また、カリキュラムの構成意図が学生側に十分伝わっているかについて懸念がある。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
52	関東学院大学	30	30	16	1.47	1	9	4	7	6.7%	39.1%	9.5%	12.5%	27	6	22.2%	●	●	授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者選抜の改善に向けた取組が十分なされていない。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。

No.	大学名	入学定員関係		入学者数	競争倍率	新司法試験合格者数				新司法試験合格率				H18年度修了者の新司法試験合格状況			ヒアリング	実地調査	
		入学定員H21	募集人員H22			H21	H21	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21	H18年度修了者数(A)		合格者数計(B)	B/A
53	桐蔭横浜大学	70	60	53	1.81		9	8	8	25.7%	12.7%	12.9%	47	16	34.0%	●	●	成績評価の厳格化に向けた取組に着手しているものの、教員組織のあり方や教育方法などについての改善がなお不十分であると考えられる。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	
54	山梨学院大学	40	35	21	3.33	6	10	7	12	54.5%	32.3%	17.5%	26.1%	35	11	31.4%			
55	愛知大学	40	40	28	2.14	13	7	16	20	72.2%	25.9%	45.7%	48.8%	26	10	38.5%			
56	愛知学院大学	35	30	16	1.20				4			0.0%	15.4%				●	●	法科大学院として、改善の必要性が正しく認識されていないため、成績上位者による予備校の答案練習を組織的に支援するなど、受け入れた学生を自ら責任を持って教育しようという意識が希薄であり、法科大学院での教育を中心とした教育課程および学修指導体制を再構築する必要がある。また、入学者選抜での競争性確保についても深刻な状況にあるにもかかわらず適切な方策がとられないままであり、改善計画自体も全般的に不明確である。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、特に重点的にフォローアップを実施する必要がある。
57	中京大学	30	30	23	1.64		4	8	6	22.2%	22.2%	15.8%	21	9	42.9%				
58	南山大学	50	50	36	1.91	5	10	15	18	50.0%	38.5%	30.6%	30.5%	27	15	55.6%			
59	名城大学	50	40	50	1.55	2	6	5	7	40.0%	30.0%	16.1%	18.9%	21	7	33.3%	●		
60	京都産業大学	60	40	19	1.52	0	7	4	1	0.0%	19.4%	8.9%	2.0%	47	11	23.4%	●	●	成績評価の厳格化など改善の取組が進められているが、すべての教員にそれが徹底されているとは言い難い状況にあると思われる。また、それぞれの授業でも到達度を見据えて責任をもって学生を教育するという共通の認識のもとに行われているとはうかがえない。入学者選抜の状況からみて、質の確保についても不十分である。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
61	同志社大学	150	120	136	1.89	35	57	59	45	39.8%	35.4%	28.1%	19.1%	132	65	49.2%			
62	立命館大学	150	150	139	1.92	27	62	59	60	26.5%	36.7%	28.8%	24.7%	132	52	39.4%			
63	龍谷大学	60	30	31	1.66			2	5			8.3%	10.4%				●	●	改善のための取組が実施されているものの、入学者選抜での競争倍率が低く、入学者の質の確保に懸念が見られる。さらに新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
64	大阪学院大学	50	45	33	1.19		2	1	2		14.3%	3.6%	5.6%	36	2	5.6%	●	●	厳格な成績評価が実施されていない科目が一部みられるなど、成績評価の在り方に重大な問題があるにもかかわらず、対策が講じられていない。また、学生に対して到達レベルを明確にした教育を行うための組織的な取組もなされていない。また、入学者選抜状況を踏まえた入学定員見直しなどの入学者の質の確保に関する認識と取組も不十分である。さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップが必要である。
65	関西大学	130	130	128	1.97	18	32	38	35	36.0%	24.6%	20.3%	16.9%	130	40	30.8%	●		

No.	大学名	入学定員関係		入学者数	競争倍率	新司法試験合格者数				新司法試験合格率				H18年度修了者の新司法試験合格状況			ヒアリング	実地調査	
		入学定員H21	募集人員H22			H21	H21	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21	H18年度修了者数(A)		合格者数計(B)	B/A
66	近畿大学	60	40	23	1.34	3	2	4	9	50.0%	11.8%	16.0%	18.0%	22	2	9.1%	●	●	学生の要望などを踏まえ、授業内容や方法の改善のための取組は一定程度行われている。しかし、入学者選抜の状況とそれに伴う入学者の質の確保、少人数をいかにした取組など、いまだ改善が十分とはいえない。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップする必要がある。
67	関西学院大学	125	125	135	1.59	28	39	51	37	43.8%	30.0%	30.4%	19.4%	113	54	47.8%			
68	甲南大学	60	50	49	1.74	5	11	12	17	27.8%	25.0%	16.9%	18.3%	39	10	25.6%	●		
69	神戸学院大学	60	35	30	1.30	0	4	6	3	0.0%	36.4%	33.3%	10.7%	18	3	16.7%	●	●	競争倍率を2倍に近づける努力は行っているものの、質の高い入学者の確保の見通しが立っているとはいえない。また、新司法試験の合格状況に関する分析・認識が不十分であり、授業や成績評価の改善効果が認められる段階にまではいたっていない。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
70	姫路獨協大学	30	20	5	1.88	0	1	0	2	0.0%	5.3%	0.0%	7.7%	28	1	3.6%	●	●	入学者選抜が実質的に機能していないため、入学者の質が十分確保されていないといえる。入学者の質の確保のための今後の取組も不明確である。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
71	広島修道大学	50	30	27	1.15	6	7	6	6	28.6%	20.0%	12.8%	29	9	31.0%	●			
72	久留米大学	40	30	17	1.36	1	1	5	5	25.0%	3.4%	11.9%	10.0%	37	2	5.4%	●	●	教育方法やカリキュラムの改善に向けた取組は開始されているものの、法科大学院で必要とされる到達度に対する認識や教育の改善の方向性についてなお検討すべき課題も多岐ある。また、入学者の質の確保のための取組も十分とは思われない。さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
73	西南学院大学	50	35	36	1.15	2	7	2	10	50.0%	25.0%	4.3%	14.9%	44	10	22.7%	●		
74	福岡大学	30	30	31	1.37	3	6	10	7	60.0%	42.9%	30.3%	18.4%	21	11	52.4%	●		
計(平均)		5,765	4,904	4,844	2.81	1,009	1,851	2,065	2,043	48.3%	40.2%	33.0%	27.6%	4,415	2,123	48.1%	40校		26校

※ 競争倍率は、小数点以下第3位を四捨五入。新司法試験合格率は、小数点以下第2位を四捨五入。

※ 平成22年度の入学定員は、現時点で未確定のため、募集人員を記載。募集人員は、各大学から提出のあった平成22年度学生募集要項等から抜粋。

各法科大学院の改善状況に係る調査結果

平成 22 年 9 月 16 日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
第 3 ワーキング・グループ

1. 経緯及び趣旨

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）は、平成 21 年 4 月に「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）をまとめた。本ワーキング・グループでは、特別委員会報告の提言を踏まえ、各法科大学院の改善状況調査を実施し、その第 1 回の調査結果（以下「第 1 回調査結果」という。）を平成 22 年 1 月に公表した。

本ワーキング・グループは、第 1 回調査結果において、各法科大学院で特別委員会報告を踏まえた教育の改善が進められていること、一方で入学者選抜における競争性や授業内容、成績評価、教育体制に深刻な課題を抱える法科大学院も存在すること等を指摘するとともに、平成 22 年度入学者選抜の結果等の法科大学院を巡る状況も踏まえながら、引き続きフォローアップを実施することとした。

入学者選抜における競争性の確保については、特別委員会報告において、「競争倍率（受験者数／合格者数）が 2 倍を下回る状況は、入学者選抜における選抜機能が十分に働いているとはいえない」とし、「このような状況にある法科大学院については、質の高い入学者を確保するため、早急に入学定員を見直すなど、競争的な環境を整えることが不可欠である」と提言された。本ワーキング・グループにおいても、第 1 回調査結果で「現在（注：平成 22 年 1 月時点）実施中の平成 22 年度入学者選抜で、競争倍率 2 倍を下回る結果となる合格者数を出すなど、入学者の質の確保に対する意識が低いのではないかと懸念される法科大学院がみられる」と指摘した。それにもかかわらず、平成 22 年度の入学者選抜の結果をみると、競争倍率が 2 倍未満となった法科大学院数が 40 校に上るなど、入学者の質の確保に問題を抱えていると考えられる法科大学院が多数あることが判明した。

このような状況を踏まえ、平成 22 年 4 月開催の法科大学院特別委員会における審議の結果、本ワーキング・グループにより、以下の調査を実施することとされた。

（1）第 1 回調査結果を踏まえた改善の取組の調査

第 1 回調査結果において、改善の努力の継続が必要であることから「継続的にフォローアップを実施する必要がある」とした法科大学院及び大幅な改善が必要であ

ることから「重点的にフォローアップを実施する必要がある」とした法科大学院について、調査結果を踏まえた改善の取組について調査を実施すること。

(2) 平成22年度法科大学院入学者選抜の結果を踏まえた調査

平成22年度の入学者選抜の結果からみて課題があると考えられる法科大学院について、競争性の確保、法科大学院適性試験（以下「適性試験」という。）の活用、入学定員の見直し等に関する入学者の質の確保のための取組について調査を実施すること。

2. 調査の概要

本ワーキング・グループでは、法科大学院特別委員会における審議を踏まえ、調査方針及び内容について審議し、以下のとおり各法科大学院の教育の改善状況についての調査を実施した（調査対象校については別紙参照。）。

(1) 書面調査

各法科大学院における改善状況を把握するため、以下のとおり書面調査を実施した。

① 第1回調査結果を踏まえた改善の取組の調査

第1回調査結果において、改善の努力の継続が必要であることから「継続的にフォローアップを実施する必要がある」とした法科大学院及び大幅な改善が必要であることから「重点的にフォローアップを実施する必要がある」とした法科大学院（ただし、平成23年度以降の学生募集停止を決定済の法科大学院を除く。）に対し、第1回調査結果における本ワーキング・グループの指摘を踏まえて改善した事項及び今後改善を予定している事項等について調査を実施した。

② 平成22年度法科大学院入学者選抜の結果を踏まえた調査

平成22年度法科大学院入学者選抜の結果、競争倍率が2倍未満となった法科大学院に対し、競争倍率が2倍未満となった理由や入学定員の見直しを含めた競争性の確保に向けた今後の取組等について調査を実施した。

あわせて、適性試験の点数が著しく低い者を合格させた法科大学院に対し、法科大学院への入学に最低限必要と考える適性試験の点数の基準（以下「適性試験最低基準点」という。）の設定の必要性に関する考え方等について調査を実施した。

(2) ヒアリング調査

本ワーキング・グループでは、上記の書面調査に対する各法科大学院からの回答を分析し、審議を行った結果、(1)①については、今後の状況の推移をも踏まえて検討する必要があるため調査を継続することとするとともに、(1)②については、平成23年度入学者選抜の実施に向け喫緊の課題と考えられることから、入学者の質の確保を中心に、ヒアリング調査を実施することとした。

具体的には、競争倍率が2倍未満となった法科大学院（競争倍率が2倍をわずかに

下回るにとどまるものを除く。)について、ヒアリングを実施し、入学者の質の確保のための取組の状況や今後の運営方針等について聴取するとともに、平成23年度以降の入学者の質の確保を促すこととした。これに加えて、競争倍率は2倍をわずかに下回るにとどまるものの、入学定員の規模が大きいため、入学者の質の確保が十分に図られているか確認する必要がある法科大学院や、審議の結果、書面調査の回答に関して確認する必要がある法科大学院等についても、ヒアリングを実施することとした。

3. 調査の結果

平成22年度入学者選抜において、競争倍率が2倍を下回った法科大学院が40校にも上ったことは、1.において述べたとおりである。

入学者選抜における入学者の質の確保については、特別委員会報告や第1回調査結果による指摘に加えて、「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」（文部科学副大臣及び法務副大臣主宰）が本年7月にとりまとめた検討結果においても、「入学者の質を確保するためには、入学試験における競争性の確保（競争倍率2倍以上の確保）」が重要であるとされ、「特に問題点を抱える法科大学院は、その入学定員の削減を進めるべきであるとの意見があった」ことが記載されている。

これらの報告書が提言するように、法科大学院が法曹養成機関として社会の期待にこたえるためには、入学者選抜における競争的な環境を整備して入学者の質を確保し、充実した教育を提供するとともに厳格な成績評価・修了認定を実施することで、質の高い修了者を輩出することが必要である。

本ワーキング・グループとしては、各法科大学院の入学者の質の確保に関する今回の調査の結果、以下のような所感を得た。

○ 平成22年度の入学者選抜の結果、競争倍率が2倍未満となった理由については、入学志願者数の減少を挙げる法科大学院が多く、具体的には、全国的な志願者数の減少、他の法科大学院との入学者選抜日程の重複、新司法試験結果の低迷等が挙げられた。これらの法科大学院においては、改善方策として、広報活動の強化や入学者選抜の内容・方法・日程設定等の改善、学生への経済的支援の充実、教育指導体制の強化による新司法試験合格状況改善への取り組み等が示された。

○ 一方で、競争倍率が2倍を相当下回る結果になるとしても、入学定員を満たす入学者数を確保することを優先して合格者数を決定している法科大学院や、合格発表後に追加合格者を出したため競争倍率をさらに下げた法科大学院もあった。

しかし、一定の入学者数を確保できたとしても、最終的に修了できない者や、修了しても新司法試験を受験することを見送らざるを得ない者や合格するに至らない者を多数出してしまうことになるとすれば問題であり、入学者選抜の段階から入学者の質の確保を図ることは極めて重要である。各法科大学院は、入学者選抜において競争倍率2倍以上の競争性の確保を徹底すべきであり、その結果として入学定員未充足の状況が継続する場合には、入学定員の見直しを検討するなど、更なる抜本的な改善に取り組む必要がある。

- また、適性試験の成績が著しく低い者は不合格としていること、前年度までの入学者選抜に比べて合格水準を下げていないこと等から、競争倍率2倍以上を確保しなくても、入学者の質は確保できていると説明する法科大学院もあった。

しかし、適性試験最低基準点の設定の趣旨は、法科大学院における履修の前提として要求される資質をそもそも備えているかを極めて疑わしくするような著しく点数の低い者を入学させないようにすべきというものであり、逆にその措置さえ取れば直ちに入学者の質を確保できるというものではない。また、各法科大学院における合格基準についても、従来どおりの合格水準を維持していれば質が確保されていると当然にはいえず、入学者の入学後の状況や修了後の状況を踏まえて、その合格水準自体がそもそも、入学者の質の確保という点で適切なものであるのかどうか見直してみる必要がある。したがって、いずれも、競争倍率2倍以上の競争性の確保に取り組む必要性を減じる理由となるものとは考えられない。

- さらに、入学者選抜の方法に関連して、特に法学未修者については、入学者選抜の段階では法曹としての適性を測ることが困難であるため、入学者選抜の厳格化よりは、むしろ、厳格な成績評価の実施により入学後に適性を判断し、適性のない者は進級・修了させないものとするにより対応すべきであるという意見もあった。

しかし、法科大学院が法曹養成機関としての役割を十全に果たすためには、前述のとおり、高度の教育や厳格な成績評価・修了認定の前提として入学者の質の確保ということが極めて重要である。入学者選抜の段階で厳格化を図ることなく、入学後に相当数の者が進級・修了できなくなることもやむを得ないとするは、一定期間に密度の高い教育を行い、質の高い法曹を養成するという法科大学院の機能を疎かにするものであり、また、法科大学院に対する入学者の信頼を損なう結果となることは明らかである。

したがって、入学者選抜における競争性の確保を図るとともに、入学時の成績と入学後の成績の相関関係について分析し、その結果を入学者選抜方法の改善に役立てるなど、選抜機能の強化に取り組むべきである。

- 適性試験最低基準点の設定の必要性については、平成22年度入学者選抜において適性試験の点数が著しく低い者を合格させた法科大学院を対象に調査を実施したところ、一部にはなお適性試験最低基準点を設定する予定がない法科大学院もあった。これらの法科大学院においては、すみやかに設定に向けた検討が行われることが望まれる。

4. 今後の取組

今後、平成22年新司法試験の結果等も踏まえながら、各法科大学院における改善状況について、引き続きフォローアップを実施し、その結果について随時法科大学院特別委員会に報告していく予定である。

【参考】各法科大学院における教育の改善状況調査参考資料

平成22年9月16日現在

No.	大学名	第1回改善状況調査結果		書面調査実施	ヒアリング調査実施	平成21～22年度入学者選抜結果						入学定員関係			新司法試験合格率							
		重点	継続			競争倍率(A/B)		受験者数(A)		合格者数(B)		入学者数		※H23は予定			H22	H21	H20	H19	H18	
						H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21						H22
1	北海道大学					3.38	3.13	341	413	101	132	76	93	80	80	100	43.1%	40.4%	30.6%	49.0%	70.3%	
2	東北大学					2.29	2.63	215	347	94	132	79	102	80	80	100	36.5%	19.5%	46.5%	49.0%	47.6%	
3	筑波大学					4.53	5.58	204	268	45	48	36	40	36	36	40	25.6%	8.8%	19.2%			
4	千葉大学					4.93	8.51	360	604	73	71	41	41	40	40	50	43.5%	37.5%	49.3%	64.5%	57.7%	
5	東京大学					3.78	3.08	900	856	238	278	229	274	240	240	300	48.9%	55.5%	54.6%	58.6%	70.6%	
6	一橋大学					5.26	4.48	484	470	92	105	88	103	85	85	100	50.0%	62.9%	61.4%	63.5%	83.0%	
7	横浜国立大学					3.96	5.25	210	310	53	59	42	50	40	40	50	19.1%	25.3%	36.9%	34.2%	50.0%	
8	新潟大学			○		1.83	1.83	66	121	36	66	22	29	35	35	60	11.0%	17.3%	18.0%	22.2%	50.0%	
9	金沢大学					2.00	1.68	76	84	38	50	16	19	25	25	40	31.5%	22.4%	8.5%	33.3%	50.0%	
10	信州大学		●	○	○	1.21	1.87	41	73	34	39	17	17	18	18	40	12.2%	15.4%	0.0%			
11	静岡大学	●		○	○	1.69	1.75	44	63	26	36	13	23	20	20	30	16.2%	11.1%	11.8%			
12	名古屋大学					5.25	2.95	467	283	89	96	65	91	70	70	80	35.3%	33.3%	32.7%	63.1%	60.7%	
13	京都大学					3.62	3.37	623	717	172	213	166	206	160	160	200	48.7%	50.3%	41.5%	64.0%	67.4%	
14	大阪大学					3.68	3.15	663	727	180	231	82	99	80	80	100	38.9%	33.5%	38.6%	43.8%	47.6%	
15	神戸大学					4.32	4.15	839	905	194	218	83	97	80	80	100	34.0%	49.0%	54.7%	50.5%	64.5%	
16	島根大学		●	○	○	1.33	1.74	16	47	12	27	11	18	20	20	30	10.3%	4.3%	15.4%	16.7%	100.0%	
17	岡山大学					2.04	1.41	106	114	52	81	37	51	45	45	60	15.1%	25.0%	31.4%	43.5%	33.3%	
18	広島大学			○		1.89	1.66	142	153	75	92	44	58	48	48	60	20.8%	25.0%	36.5%	34.4%	25.0%	
19	香川大学	●		○	○	1.08	1.52	39	67	36	44	18	15	20	20	30	19.2%	7.1%	14.3%	33.3%		
20	九州大学					2.59	3.05	251	354	97	116	83	99	80	80	100	26.3%	26.4%	36.2%	39.2%	53.8%	
21	熊本大学					2.05	1.69	76	91	37	54	19	35	22	22	30	20.6%	15.6%	21.2%	10.0%	25.0%	
22	鹿児島大学	●		○		2.00	1.56	32	42	16	27	9	14	15	15	30	0.0%	5.7%	4.3%	8.0%		
23	琉球大学		●	○	○	1.36	2.21	38	84	28	38	21	29	22	22	30	13.2%	10.0%	12.5%	43.8%		
24	首都大学東京					7.43	8.32	565	724	76	87	63	63	52	65	65	29.7%	39.1%	49.4%	40.6%	43.6%	
25	大阪市立大学					3.15	3.58	410	429	130	120	54	74	60	60	75	26.1%	25.0%	40.2%	43.1%	69.2%	
26	北海学園大学					2.07	1.94	58	62	28	32	19	20	25	30	30	9.7%	29.2%	15.4%			
27	東北学院大学	●		○	○	1.61	1.53	37	52	23	34	14	18	30	30	50	5.1%	12.1%	18.9%	9.4%		
28	白鷲大学		●	○	○	1.71	1.39	24	43	14	31	10	16	25	25	30	5.7%	16.7%	9.5%	21.1%	50.0%	
29	大宮法科大学院大学			○	○	1.61	1.56	122	123	76	79	43	47	70	70	100	10.2%	14.8%	19.8%	14.0%		
30	獨協大学		●	○	○	1.24	1.45	52	109	42	75	16	40	削減するかを含めて検討		40	50	3.7%	7.6%	20.0%	20.0%	
31	駿河台大学		●	○	○	1.32	1.35	75	136	57	101	32	61	48	48	60	7.6%	5.0%	13.1%	19.6%	9.5%	
32	青山学院大学					2.58	3.27	274	239	106	73	29	33	50	50	60	3.6%	9.0%	24.6%	17.5%	35.7%	
33	学習院大学					5.55	3.94	488	370	88	94	51	49	50	50	65	20.2%	24.4%	23.0%	28.4%	30.6%	
34	慶應義塾大学					3.39	3.27	1,609	1,623	475	497	235	248	230	260	260	50.4%	46.4%	56.5%	63.8%	63.4%	
35	國學院大学		●	○	○	1.35	2.09	50	138	37	66	25	31	40	40	50	7.4%	10.9%	10.0%	21.4%	50.0%	
36	駒澤大学			○	○	1.49	2.03	70	154	47	76	28	33	削減の方向で検討		50	50	13.2%	10.4%	23.4%	21.6%	5.6%
37	上智大学					3.98	5.44	851	1,098	214	202	95	109	90	100	100	19.6%	27.8%	41.7%	42.6%	33.3%	

No.	大学名	第1回改善状況調査結果		書面調査実施	ヒアリング調査実施	平成21～22年度入学者選抜結果						入学定員関係			新司法試験合格率						
		重点	継続			競争倍率(A/B)		受験者数(A)		合格者数(B)		入学者数		※H23は予定			H22	H21	H20	H19	H18
						H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H23	H22	H21					
38	成蹊大学			○		3.43	4.45	254	432	74	97	41	52	45	50	50	11.8%	20.6%	37.8%	38.1%	44.0%
39	専修大学			○		2.47	3.55	279	369	113	104	61	47	55	60	60	19.6%	20.5%	22.7%	25.0%	17.6%
40	創価大学					2.42	3.52	133	222	55	63	32	41	35	35	50	19.6%	15.8%	21.7%	51.3%	57.1%
41	大東文化大学	●		○	○	1.16	1.24	74	94	64	76	27	41	40	40	50	4.3%	7.0%	16.2%	11.1%	21.1%
42	中央大学					3.94	4.43	2,432	2,616	618	591	271	291	270	300	300	43.1%	43.4%	55.7%	52.4%	54.8%
43	東海大学	●		○	○	1.35	1.22	23	55	17	45	5	21	30	40	50	3.6%	6.0%	11.8%	12.5%	0.0%
44	東洋大学	●		○		2.11	1.98	40	119	19	60	9	30	40	40	50	9.1%	7.1%	7.3%	27.3%	16.7%
45	日本大学	●		○	○	1.73	1.84	279	373	161	203	95	105	80	100	100	12.9%	13.1%	17.6%	12.6%	13.0%
46	法政大学					2.58	2.55	333	362	129	142	74	87	80	100	100	14.5%	18.1%	23.7%	18.8%	37.7%
47	明治大学			○	○	2.17	3.79	1,116	1,892	514	499	296	175	170	170	200	25.4%	31.0%	31.8%	40.0%	45.3%
48	明治学院大学			○	○	1.36	1.62	141	224	104	138	48	57	60	60	80	10.3%	11.7%	21.6%	20.4%	44.4%
49	立教大学					3.55	3.76	398	391	112	104	67	75	65	70	70	20.7%	22.3%	22.8%	28.8%	38.9%
50	早稲田大学					2.99	2.72	1,726	1,642	578	604	257	275	270	300	300	32.7%	32.6%	37.7%	51.6%	63.2%
51	神奈川大学		●	○	○	1.85	2.21	63	117	34	53	17	20	35	35	50	15.1%	6.7%	12.2%	32.0%	30.8%
52	関東学院大学		●	○	○	1.13	1.47	44	78	39	53	16	16	30	30	30	5.5%	12.5%	9.5%	39.1%	6.7%
53	桐蔭横浜大学		●	○	○	1.74	1.81	94	163	54	90	41	53	60	60	70	7.2%	12.9%	12.7%	25.7%	△
54	山梨学院大学					2.30	3.33	69	110	30	33	19	21	35	35	40	27.5%	26.1%	17.5%	32.3%	54.5%
55	愛知大学			○		1.86	2.14	123	152	66	71	35	28	30	40	40	31.8%	48.8%	45.7%	25.9%	72.2%
56	愛知学院大学	●		○	○	1.35	1.20	31	36	23	30	10	16	25	35	35	8.8%	15.4%	0.0%	△	△
57	中京大学			○	○	1.44	1.64	75	128	52	78	10	23	25	30	30	14.3%	15.8%	22.2%	22.2%	△
58	南山大学			○	○	1.55	1.91	129	185	83	97	27	36	40	50	50	13.7%	30.5%	30.6%	38.5%	50.0%
59	名城大学			○	○	1.38	1.55	73	104	53	67	37	50	40	40	50	20.0%	18.9%	16.1%	30.0%	40.0%
60	京都産業大学	●		○	○	1.56	1.52	53	102	34	67	7	19	40	40	60	5.4%	2.0%	8.9%	19.4%	0.0%
61	同志社大学			○	○	1.53	1.89	461	647	302	342	114	136	120	120	150	21.0%	19.1%	28.1%	35.4%	39.8%
62	立命館大学			○	○	1.80	1.92	521	602	290	313	133	139	130	150	150	18.9%	24.7%	28.8%	36.7%	26.5%
63	龍谷大学		●	○	○	1.06	1.66	52	128	49	77	10	31	25	30	60	11.4%	10.4%	8.3%	△	△
64	大阪学院大学	●		○	○	1.54	1.19	40	89	26	75	11	33	30	45	50	5.5%	5.6%	3.6%	14.3%	△
65	関西大学			○	○	1.67	1.97	385	660	230	335	101	128	100	130	130	14.5%	16.9%	20.3%	24.6%	36.0%
66	近畿大学		●	○	○	1.46	1.34	76	78	52	58	22	23	40	40	60	14.0%	18.0%	16.0%	11.8%	50.0%
67	関西学院大学			○	○	1.88	1.59	361	435	192	274	81	135	100	125	125	20.3%	19.4%	30.4%	30.0%	43.8%
68	甲南大学			○	○	1.41	1.74	182	331	129	190	36	49	削減するかを含めて検討			10.0%	18.3%	16.9%	25.0%	27.8%
69	神戸学院大学	●		○	○	1.74	1.30	61	69	35	53	8	30	35	35	60	10.3%	10.7%	33.3%	36.4%	0.0%
70	姫路獨協大学	●		—	—	—	1.88	4	15	0	8	0	5	募集停止		30	0.0%	7.7%	0.0%	5.3%	0.0%
71	広島修道大学			○	○	1.12	1.15	38	46	34	40	23	27	30	30	50	11.7%	12.8%	20.0%	28.6%	△
72	久留米大学	●		○	○	1.47	1.36	47	60	32	44	15	17	30	30	40	11.8%	10.0%	11.9%	3.4%	25.0%
73	西南学院大学			○	○	1.61	1.15	111	131	69	114	33	36	35	35	50	11.1%	14.9%	4.3%	25.0%	50.0%
74	福岡大学			○	○	1.18	1.37	80	107	68	78	22	31	30	30	30	22.2%	18.4%	30.3%	42.9%	60.0%
計(平均)		14校	12校	45校	38校	2.75	2.81	21,319	25,857	7,765	9,186	4,122	4,844	4,576(予定)	4,909	5,765	25.4%	27.6%	33.0%	40.2%	48.3%

※ 競争倍率は小数点以下第3位を四捨五入(姫路獨協大学は合格者数がゼロのため算出せず。)。新司法試験合格率は小数点以下第2位を四捨五入。

※ 平成23年度入学定員(予定)の合計については、「検討中」と回答した法科大学院はすべて前年度と同数の入学定員とすると仮定して計算。

各法科大学院の改善状況に係る調査結果

平成 2 3 年 1 月 2 6 日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
第 3 ワーキング・グループ

1. 経緯及び趣旨

平成 2 1 年 4 月に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）が「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）を取りまとめてから 1 年半以上が経過した。

この間、法科大学院志願者数の減少や新司法試験合格率の低迷等の傾向は依然として継続しており、法科大学院を含む法曹養成制度全体を取り巻く状況は厳しさを増している。

各法科大学院は、このような厳しい状況下にあることを認識し、法曹養成制度の中核的機関として社会の期待に応えるため、教育の改善に一層真摯に取り組む必要がある。本ワーキング・グループにおいても、特別委員会報告の提言を踏まえ、これまでに 2 回、各法科大学院の教育の改善状況について調査を実施し、その結果を公表して改善の取組を加速させるよう促してきた。

第 1 回の改善状況調査においては、すべての法科大学院に対し、現状の分析や特別委員会報告を踏まえた改善の取組等について調査を実施し、平成 2 2 年 1 月に取りまとめた調査結果において、入学者選抜や授業内容、成績評価、教育体制に関して課題を抱える一部の法科大学院に対して個別に改善すべき事項を指摘した。

また、平成 2 2 年度入学者選抜の結果を踏まえた第 2 回の改善状況調査においては、入学者の質の確保に課題を抱えていると考えられる法科大学院を中心に調査を実施し、平成 2 2 年 9 月に取りまとめた調査結果において、入学者選抜における競争性（競争倍率 2 倍以上）の確保の徹底や、その結果に基づく入学定員の見直し等の抜本的な改善の必要性を指摘した。

各法科大学院が特別委員会報告や本ワーキング・グループの指摘を踏まえ、入学定員の削減等の改善に取り組んでいることはこれまでの調査でも確認されてきたところであるが、一方で、一部の法科大学院では、第 1 回の調査結果で個別に指摘した事項等の課題を抱えており、依然として厳しい状況にあることもまた事実である。

本ワーキング・グループは、今回、平成 2 2 年新司法試験の結果が 9 月に発表されたことを踏まえ、第 3 回の改善状況調査として、第 1 回の調査結果で指摘した課題等を中

心に、各法科大学院における改善の進捗状況について確認を行うこととした。

2. 調査の概要

本ワーキング・グループにおいては、調査方針及び内容について審議した結果、以下の方法で調査を実施した（調査対象校については別紙参照。）。

（1）書面調査

第1回の改善状況調査と同様、すべての法科大学院を対象に書面調査を実施した。これにより、第1回の改善状況調査時に法科大学院から説明があった教育の改善の取組の進捗状況について、全体的な把握を行った。

（2）ヒアリング調査及び実地調査

以下のとおり、8校に対してヒアリング調査、28校（ヒアリング調査対象校3校を含む。）に対して実地調査を実施した。

①第1回の改善状況調査において、「重点的にフォローアップが必要」または「継続的にフォローアップが必要」と指摘した法科大学院（25校）

第1回の改善状況調査における指摘を踏まえた改善の進捗状況について、直接現地で確認を行う必要があると考えられることから、実地調査（教員との意見交換、定期試験答案確認、学生面談等）を実施した（平成23年度以降、学生募集を停止している法科大学院については、実地調査対象から除外した。）。

②その他の法科大学院

（1）の書面調査及び平成22年新司法試験の結果を踏まえ、新司法試験の合格率、または修了直後の修了者における新司法試験の合格率が著しく低い状況が継続していることなどから、修了者の質の確保に早急に取り組む必要があると考えられる法科大学院（8校）に対して、まず、ヒアリング調査を実施した。

その結果、当該法科大学院の現状や改善のための取組等について、より詳細に確認することが必要と判断された法科大学院（3校）について、実地調査（定期試験答案確認、学生面談等）を実施した。

3. 調査の結果

法科大学院（法曹）志願者数の減少や新司法試験合格率の低迷といった法曹養成制度を巡る厳しい状況は変わらず、今回の改善状況調査においても、全体として各法科大学院における危機意識の高まりが実感された。

このような意識の下、各法科大学院では、本ワーキング・グループの指摘も踏まえ、

試行錯誤を重ねながら改善の取組を強化している。

これらを踏まえ、今後の法科大学院の発展の観点から、今回の改善状況調査において確認された改善の取組と今後の課題を概括的に示すと、以下のとおりである。

なお、個別の法科大学院における改善状況に関する委員所見については、別紙に示した。第1回の改善状況調査において、個別に改善すべき事項について指摘した法科大学院については、引き続き重点的または継続的にフォローアップを実施することとし、今回の改善状況調査においては、改善の取組状況に関する所見を示した。

(1) 入学者選抜における入学者の質の確保に係る取組

入学者選抜における入学者の質の確保の重要性については、これまでも再三指摘してきたところであり、今回、ヒアリング調査や実地調査を実施した法科大学院の多くにおいて、調査実施時点の途中経過ではあるものの、平成23年度入学者選抜において競争倍率2倍以上の確保に努める、法科大学院適性試験による入学最低基準点を導入する等の改善の取組を行っていることが認められた。

平成23年度の総入学定員が最大時（5,825名：平成17～19年度）と比べて約2割減の4,571名まで削減される見通しとなったことをもあわせて考えると、各法科大学院における入学者の質の確保に関する意識は着実に改善されてきているといつてよい。

もっとも、数は限られているものの、平成23年度入学者選抜における競争倍率が依然として2倍を下回るなど、入学者選抜に課題を抱えている法科大学院も見られた。これらの法科大学院においては、入学後短期間で学修に耐えない学生が生じたり、学生間で学力や意欲に大きな格差が見られるなどの問題が生じたりしていることが多く、入学者の質の確保の必要性について今一度認識を新たにし、競争性の確保や入学定員の見直しなどの取組を徹底させることが必要と考える。

(2) 教育内容・方法の改善や成績評価の厳格化等に係る取組

一部の法科大学院においては、修了者の多くが修了直後の新司法試験を受験せず、受験しても合格率が著しく低いといった状況が見られる。

このような状況を改善するためには、法科大学院が学生に対して学修の到達目標を明示するとともに、ファカルティ・ディベロップメント（FD）等を通じた教育内容・方法の改善や成績評価及び修了認定の一層の厳格化に取り組むことなどにより、十分な学力を身につけた者のみを修了させ、学生自身も、当該到達目標を明確に意識して学修し、十分な学力を身に付けたという自信を持って修了できるようにする必要がある。

成績評価及び修了認定の厳格化については、今回、ヒアリング調査や実地調査を実施した法科大学院においても、GPA制度の導入、成績評価基準の見直し、研究者教員と実務家教員の連携強化や、FD等を通じた教員間での共通認識の形成等、様々な改善の取組がなされていることが確認された。

もつとも、一部には、成績評価や修了認定の在り方についてなお課題を抱える法科大学院もある。例えば、

- ・一部の科目の定期試験において、明らかに基礎的な理解を欠いていると思われる答案に合格点ないしそれ以上の評価を与えている、
- ・授業科目ないし担当教員により成績評価基準・方法が異なり、あるいは、学期末の筆記試験の結果に加え、中間試験やレポートの評価、平常点を合わせて成績をつける場合において、その成績判定が各教員に任せきりにされており、それが厳格に行われているかを確認することが困難な状況にあるなど、組織としての成績評価管理の体制が未整備である、

といった問題状況にある法科大学院があった。これらの法科大学院においては、改善の取組の実効性を早急に検証し、改善を果たせるよう組織的な対応を図る必要がある。

4. おわりに

3. で示したとおり、各法科大学院では、法曹養成制度を巡る厳しい状況を踏まえ、特別委員会報告の提言や第1回の改善状況調査における本ワーキング・グループの指摘事項等を真摯に受け止め、改善の取組を強化している。ただし、改善の取組の進捗状況については、別紙に示したとおり法科大学院間で差がある。各法科大学院においては引き続き、組織の在り方の検討や教育内容・方法の改善等に早急に取り組むとともに、改善の取組及びその効果について不断に検証を重ね、実効的に改善を果たせるよう組織全体で引き続き取り組む必要がある。

本ワーキング・グループとしては、各法科大学院におけるこれらの改善が一層加速され、実効を挙げるよう、引き続き平成23年度入学者選抜の結果や平成23年新司法試験の結果を踏まえて引き続き改善状況調査が実施される必要があると考える。

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見
		入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率(※)		ヒアリング調査	実地調査		
		H23(予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21修了 H22試験	H20修了 H21試験	対象校	対象校	実地調査における 委員の所見	
1	北海道大学	80	80	3.38	3.13	62	63	43.1%	40.4%	41.4%	45.8%				
2	東北大学	80	80	2.29	2.63	58	30	36.5%	19.5%	33.7%	20.4%				
3	筑波大学	36	36	4.53	5.58	11	3	25.6%	8.8%	25.0%	5.6%				
4	千葉大学	40	40	4.93	8.51	30	24	43.5%	37.5%	43.9%	48.7%				
5	東京大学	240	240	3.78	3.08	201	216	48.9%	55.5%	50.2%	56.6%				
6	一橋大学	85	85	5.26	4.48	69	83	50.0%	62.9%	54.8%	69.3%				
7	横浜国立大学	40	40	3.96	5.25	17	20	19.1%	25.3%	10.9%	30.4%				
8	新潟大学	35	35	1.83	1.83	9	14	11.0%	17.3%	11.1%	13.1%	●			
9	金沢大学	25	25	2.00	1.68	17	11	31.5%	22.4%	34.5%	19.2%				
10	信州大学	18	18	1.21	1.87	5	4	12.2%	15.4%	11.5%	10.7%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>成績評価においては、概ね適正かつ厳格に評価がなされているが、一部の科目では学生の能力をより適切に評価するための一層の工夫が望まれる。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善のための取組が実施され、今後一定の成果が見込まれると考えられる。</p> <p>しかしながら、平成19年度修了生については、依然として合格者が1人にとどまるなど、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることを考えれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
11	静岡大学	20	20	1.69	1.75	6	4	16.2%	11.1%	13.0%	0.0%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>FD活動については、様々な改善が検討されているが、具体的方策を実施するまでには至っておらず、早急に組織的取組を実施することが必要である。</p> <p>授業内容・方法、成績評価等について、教員間で共通の認識の下に取り組まれていない。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたく、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>組織的なFD活動が十分機能していないと考えられ、個々の教員による授業内容の検討も十分とはいえない点があがる。</p> <p>また、具体的改善方策の検討も進んでいない状況であることから、改善が着実に実施されているとは言いがたい。</p> <p>さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことも踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
12	名古屋大学	70	70	5.25	2.95	49	40	35.3%	33.3%	34.9%	30.9%				
13	京都大学	160	160	3.62	3.37	135	145	48.7%	50.3%	51.6%	59.4%				
14	大阪大学	80	80	3.68	3.15	70	52	38.9%	33.5%	37.5%	28.6%				
15	神戸大学	80	80	4.32	4.15	49	73	34.0%	49.0%	37.0%	52.4%				

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見
		入学 定員		競争 倍率		新司法 試験 合格者数		新司法 試験 合格率		修了直後 の新司法 試験合格 率 (※)		ヒア リング 調査	実地調査		
		H23 (予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対 象 校	対 象 校	実地調査における 委員の所見	
16	島根大学	20	20	1.33	1.74	3	1	10.3%	4.3%	6.7%	0.0%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>学生に対するオリエンテーションの実施や学生との意見交換会の開催等、一定の取組を実施している。</p> <p>成績評価の厳格化のための組織的な取組を行っているが、学生が法科大学院の授業を中心に学修し、修了すれば自信を持って新司法試験を受験することができるよう、引き続き改善に取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>授業内容・方法・評価について、教員と学生との間で十分な共通理解が図られていないと思われる。</p> <p>また、学生面談の結果、基本的な理解を十分身につけたという自信を持ってないまま修了する者も少なからずいるのではないかと推測される。</p> <p>さらに、平成20、21年新司法試験では受け控えが多く、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことを踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
17	岡山大学	45	45	2.04	1.41	8	13	15.1%	25.0%	16.2%	15.2%				
18	広島大学	48	48	1.89	1.66	16	21	20.8%	25.0%	19.6%	15.4%				
19	香川大学	20	20	1.08	1.52	10	3	19.2%	7.1%	14.3%	6.3%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>FD等を通じ、授業科目間での内容の調整や成績評価の厳格化について改善を行う努力が見られるが、成績評価の結果等を見ると、組織全体で徹底されるまでには至っておらず、引き続き改善の努力が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>授業科目間での内容の調整が図られていないなど、組織的な改善に取り組むことが必要であるという認識が不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことなども踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
20	九州大学	80	80	2.59	3.05	46	46	26.3%	26.4%	26.4%	28.1%				
21	熊本大学	22	22	2.05	1.69	7	5	20.6%	15.6%	6.3%	17.4%				
22	鹿児島大学	15	15	2.00	1.56	0	2	0.0%	5.7%	0.0%	4.5%	●		<p>入学者選抜において、入学者の質の確保が十分になされているとはいえない。</p> <p>学修の到達目標について教員間で話し合い、学生に示すなど、改善の努力がされているが、授業や定期試験の実施方法に課題もあり、さらに組織として改善を徹底することが望まれる。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>大学側の改善方針が一部学生側に伝わっていない部分があると思われる。</p> <p>また、授業内容の検討や学生への情報提供などについて組織的な取組が不十分な状況にあると考えられる。</p> <p>さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見
		入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率(※)		ヒアリング調査	実地調査		
		H23(予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21修了 H22試験	H20修了 H21試験	対象校	対象校	実地調査における 委員の所見	
23	琉球大学	22	22	1.36	2.21	5	4	13.2%	10.0%	14.3%	8.0%	●	●	<p>入学者選抜については、依然として厳しい状況にある。授業参観や成績評価に関し、FDの取組が活発化しており、成果につながるよう引き続き努力することが必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善の努力は行われているものの、組織的なFDの取組が十分に実施されていないと考えられる。</p> <p>また、入学者選抜でも厳しい状況にある。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
24	首都大学東京	52	65	7.43	8.32	30	34	29.7%	39.1%	32.8%	50.9%				
25	大阪市立大学	60	60	3.15	3.58	31	24	26.1%	25.0%	23.9%	27.7%				
26	北海学園大学	25	30	2.07	1.94	3	7	9.7%	29.2%	7.4%	33.3%				
27	東北学院大学	30	30	1.61	1.53	2	4	5.1%	12.1%	0.0%	0.0%	●	●	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>教育内容・体制の問題点について組織的な分析がなされておらず、カリキュラムの改善、成績評価の厳格化、学修の到達度の明確化等がいずれも不十分である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたく、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>学生の質の確保が相当困難となっているにもかかわらず、入学者選抜での競争性の確保に関する取組や教育内容・方法の改善のための取組が十分なされていないと思われる。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
28	白鷲大学	25	25	1.71	1.39	2	4	5.7%	16.7%	4.0%	12.5%	●	●	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>きめ細やかな学修支援が行われている一方で、学修の到達目標の明確化や成績評価の厳格化、より思考力を高めるための教育内容の改善が必要ではないかと思われる。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善のための取組が実施されているものの、入学者選抜の状況などからみて、なお、競争的環境の下で質の高い学生を確保できるか懸念がある。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
29	大宮法科大学院大学	70	70	1.61	1.56	12	12	10.2%	14.8%	3.8%	2.8%	●	●	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>成績評価の厳格化の取組も不十分である。教員間の連携により、学生に学修の到達目標を示しつつ、教育方法や成績評価方法等の改善に取り組む必要がある。</p> <p>新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見	
		入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率(※)		ヒアリング調査	実地調査			
		H23(予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21修了 H22試験	H20修了 H21試験	対象校	対象校	実地調査における 委員の所見		
30	獨協大学	削減 を含めて 検討	40	1.24	1.45	3	5	3.7%	7.6%	0.0%	4.2%			<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>きめ細かな学修支援が実施されている。成績評価等について、組織的な取組が十分とはいえない部分がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者選抜の状況や新司法試験の結果を踏まえた改善策について、組織的な取組がまだまだ十分とはいえない。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	
31	駿河台大学		48	48	1.32	1.35	7	4	7.6%	5.0%	3.9%	2.1%			<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>GPA制度の導入等、厳格な成績評価についての一定の取組がなされているが、FD等により、組織的に更なる改善に取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善の取組は実施されているが、改善効果が認められる段階に至っているとはいえない。</p> <p>厳格な成績評価・修了認定の徹底などについては、改善が十分な状況に達しているとはいえない。</p> <p>さらに、新司法試験の合格状況も相当厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
32	青山学院大学		50	50	2.58	3.27	3	8	3.6%	9.0%	5.9%	7.3%	●	●	<p>入学者選抜における競争性は確保されているが、相当数の合格者を出しながら、入学者数が入学定員を大幅に下回っており、入学者の質の確保がなされているのか検証が必要である。</p> <p>成績評価・修了認定の厳格性の確保に疑問がある。</p> <p>カリキュラムや授業内容・方法、教育体制、成績評価等の在り方について組織的な改善の取組が必要である。</p> <p>新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	
33	学習院大学		50	50	5.55	3.94	19	21	20.2%	24.4%	25.6%	25.5%				
34	慶應義塾大学		230	260	3.39	3.27	179	147	50.4%	46.4%	53.3%	51.7%				
35	國學院大学		40	40	1.35	2.09	5	6	7.4%	10.9%	8.1%	8.5%	●		<p>入学者選抜において、入学者の質の確保がなされているかなお懸念がある。</p> <p>GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、なお課題も見られ、その徹底に取り組む必要がある。</p> <p>カリキュラムや授業内容・方法の改善について、より抜本的な措置を講じる必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>教育内容や方法の改善や成績評価の厳格化に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者の質の確保に向けて改善の取組が十分になされているとはいえない。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見
		入学 定員		競争 倍率		新司法 試験 合格者数		新司法 試験 合格率		修了直後 の新司法 試験合格 率 (※)		ヒア リング 調査	実地調査		
		H23 (予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対 象 校	対 象 校	実地調査における 委員の所見	
36	駒澤大学	45	50	1.49	2.03	9	5	13.2%	10.4%	10.0%	4.0%	●			
37	上智大学	90	100	3.98	5.44	33	40	19.6%	27.8%	23.2%	26.9%				
38	成蹊大学	45	50	3.43	4.45	11	14	11.8%	20.6%	9.3%	21.6%				
39	専修大学	55	60	2.47	3.55	19	17	19.6%	20.5%	18.3%	13.5%				
40	創価大学	35	35	2.42	3.52	18	12	19.6%	15.8%	25.0%	12.0%				
41	大東文化大学	40	40	1.16	1.24	2	3	4.3%	7.0%	6.7%	2.8%	●		<p>入学者選抜において、競争性の確保がなされておらず、入学者の質の確保を図るとい認識が極めて不十分である。</p> <p>GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、厳格性の担保がなされておらず、その徹底に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>組織として、教育の在り方の抜本的な見直しにすみやかに取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとはいえず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>厳格な成績評価が実施されていない科目が一部にみられ、成績評価の在り方に問題がある。</p> <p>個々の教員の成績評価の厳格性に対する認識も不十分であり、組織的なFD活動や改善への取組がなされているとはうかがえない。</p> <p>また、入学者選抜での競争性確保に向けた改善も不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験についても相当厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
42	中央大学	270	300	3.94	4.43	189	162	43.1%	43.4%	47.5%	49.8%				
43	東海大学	30	40	1.35	1.22	2	3	3.6%	6.0%	0.0%	2.8%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>また、授業内容・方法の改善や、成績評価の厳格化に向けた取組が不十分であり、その改善に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>大学として教育の在り方についてすみやかに改善のための具体的措置を検討する必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとはいえず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>入学者選抜は実質的に機能しておらず、入学者の質が十分確保されていないといえる。</p> <p>また、教員間の連携による、教員の資質能力の向上や授業内容の質の向上への取組が不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップする必要がある。</p>
44	東洋大学	40	40	2.11	1.98	7	5	9.1%	7.1%	8.8%	5.0%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に向けた取組を行っている。その効果について、引き続き検証を行う必要がある。</p> <p>教員の意識の向上やFD等の取組がされており、引き続き改善に取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善の努力は行われているものの、いずれについても現状を大きく好転させるまでには至っていないと思われる。</p> <p>特に厳格な成績評価・修了認定の徹底に関する取組自体も未だ不明確な部分が見られ、入学者や教員の質の確保などでも相当厳しい状況にある。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見
		入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率(※)		ヒアリング調査	実地調査		
		H23(予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21修了H22試験	H20修了H21試験	対象校	対象校	実地調査における委員の所見	
45	日本大学	80	100	1.73	1.84	21	20	12.9%	13.1%	7.3%	10.5%			<p>入学者選抜の競争性の確保については、一定程度の改善の取組が行っており、入学者の質の確保が実効的になされているかを見守る必要がある。</p> <p>成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、厳格性の担保が十分とはいえず、その徹底を図る必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>入学定員の見直しなどの入学者の質の確保や、厳格な成績評価などの修了者の質の保証などに向けた取組が十分に行われていないにもかかわらず、改善の必要性があることに対する十分な認識がなされていないと思われる。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
46	法政大学	80	100	2.58	2.55	24	25	14.5%	18.1%	10.6%	15.3%				
47	明治大学	170	170	2.17	3.79	85	96	25.4%	31.0%	19.7%	29.3%				
48	明治学院大学	60	60	1.36	1.62	9	9	10.3%	11.7%	6.0%	5.6%	●	●	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>教員間の連携が不十分ではないかと考えられる。FDの充実等により教員間で認識の共有等を図り、学生に対して学修の到達目標を明示するとともに、成績評価の厳格化に取り組むなど、組織的に改善の取組を行う必要がある。</p> <p>新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	
49	立教大学	65	70	3.55	3.76	24	25	20.7%	22.3%	26.8%	21.9%				
50	早稲田大学	270	300	2.99	2.72	130	124	32.7%	32.6%	34.8%	34.4%				
51	神奈川大学	35	35	1.85	2.21	8	4	15.1%	6.7%	6.3%	10.0%	●		<p>入学者選抜における入学者の質の確保に向けた取組を一定程度行っているが、競争性の確保がなお不十分である。</p> <p>また、GPA制度の導入等、成績評価や進級・修了認定の厳格化に向けた取組についても、一定程度行っている。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>授業方法や定期試験問題について、学修到達度を的確に認識したうえでの改善を行うべき点がみられる。</p> <p>また、カリキュラムの構成意図が学生側に十分伝わっていないかについて懸念がある。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
52	関東学院大学	30	30	1.13	1.47	3	7	5.5%	12.5%	20.0%	15.4%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保のための取組が不十分である。</p> <p>成績評価については、概ね適切に実施されているが、一部評価基準が不明確な科目があり、一層厳格化を徹底する必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者選抜の改善に向けた取組が十分なされていない。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における委員の所見
		入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率(※)		ヒアリング調査	実地調査		
		H23(予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21修了 H22試験	H20修了 H21試験	対象校	対象校	実地調査における委員の所見	
53	桐蔭横浜大学	60	60	1.74	1.81	6	8	7.2%	12.9%	1.9%	8.6%			<p>● 入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>成績評価の厳格化や自学自習の支援に取り組んでいるが、今後も改善の努力の継続が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>成績評価の厳格化に向けた取組に着手しているものの、教員組織のあり方や教育方法などについての改善がなお不十分であると考えられる。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
54	山梨学院大学	35	35	2.30	3.33	14	12	27.5%	26.1%	34.6%	27.3%				
55	愛知大学	30	40	1.86	2.14	14	20	31.8%	48.8%	27.3%	59.3%				
56	愛知学院大学	25	35	1.35	1.20	3	4	8.8%	15.4%	9.1%	9.4%			<p>● 入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識が不十分であり、他の法科大学院を大きく下回る状況が続いている。</p> <p>成績上位者に対する特別な学修相談や予備校の答案練習への組織的支援をやめるなど、制度の改正がなされているが、受け入れた学生に基礎的な力量を身に付けさせ、それを伸ばせるよう、法科大学院として責任を持って取り組む努力が今後も必要である。</p> <p>成績評価については、一定の改善を図ろうとしていることがうかがえるが、教員間で共通の認識になるまでに至っているとは認められない。さらなる改善の取組の検討・努力が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたく、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>法科大学院として、改善の必要性が正しく認識されていないため、成績上位者による予備校の答案練習を組織的に支援するなど、受け入れた学生を自ら責任を持って教育しようという意識が希薄であり、法科大学院での教育を中心とした教育課程および学修指導体制を再構築する必要がある。</p> <p>また、入学者選抜での競争性確保についても深刻な状況にあるにもかかわらず適切な方策がとられないままであり、改善計画自体も全般的に不明確である。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、特に重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
57	中京大学	25	30	1.44	1.64	6	6	14.3%	15.8%	16.7%	21.1%				
58	南山大学	40	50	1.55	1.91	10	18	13.7%	30.5%	8.9%	19.1%				
59	名城大学	40	40	1.38	1.55	10	7	20.0%	18.9%	15.4%	5.3%				
60	京都産業大学	40	40	1.56	1.52	4	1	5.4%	2.0%	0.0%	0.0%			<p>● 入学者選抜における改善の取組を一定程度行っているが、競争性の確保等、入学者の質の確保に向けた取組がなお不十分である。</p> <p>成績評価の厳格化について、一定程度改善の取組が行われているが、厳格性にはなお課題を抱えており、組織全体として徹底する必要がある。</p> <p>学生が修了までに必要な学力を身に付けることができるよう、入学者の質の確保やカリキュラム改革に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>成績評価の厳格化など改善の取組が進められているが、すべての教員にそれが徹底されているとは言いがたく、状況にあると思われる。</p> <p>また、それぞれの授業でも到達度を見据えて責任をもって学生を教育するという共通の認識のもとに行われているとはうかがえない。</p> <p>入学者選抜の状況からみて、質の確保についても不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見
		入学 定員		競争 倍率		新司法 試験 合格者数		新司法 試験 合格率		修了直後 の新司法 試験合格 率 (※)		ヒア リング 調査	実地調査		
		H23 (予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対 象 校	対 象 校	実地調査における 委員の所見	
61	同志社大学	120	120	1.53	1.89	55	45	21.0%	19.1%	20.3%	17.9%				
62	立命館大学	130	150	1.80	1.92	47	60	18.9%	24.7%	15.2%	29.6%				
63	龍谷大学	25	30	1.06	1.66	8	5	11.4%	10.4%	1.9%	11.4%	●		<p>入学者選抜における競争性については、一定程度改善が見られるが、この状況が継続するか改善の取組の在り方等を含めて検証し、引き続き努力する必要がある。</p> <p>カリキュラム改革や成績評価の厳格化について、一定程度改善の取組が行われている。ただし、修了認定の在り方については、検証が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善のための取組が実施されているものの、入学者選抜での競争倍率が低く、入学者の質の確保に懸念が見られる。</p> <p>さらに新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
64	大阪学院大学	30	45	1.54	1.19	3	2	5.5%	5.6%	3.7%	2.4%	●		<p>入学者選抜における入学者の質の確保に向けた取組は一定程度なされている。</p> <p>成績評価について、依然としてその在り方に問題がある。</p> <p>学生に対して学修の到達目標を明確にした教育を行っておらず、FDも十分に機能していないため、組織的な改善に向けた取組・意識も欠けている。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>厳格な成績評価が実施されていない科目が一部みられるなど、成績評価の在り方に重大な問題があるにもかかわらず、対策が講じられていない。</p> <p>また、学生に対して到達レベルを明確にした教育を行うための組織的な取組もなされていない。</p> <p>また、入学者選抜状況を踏まえた入学定員見直しなどの入学者の質の確保に関する認識と取組も不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験についても相当厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップが必要である。</p>
65	関西大学	100	130	1.67	1.97	32	35	14.5%	16.9%	7.7%	15.5%				
66	近畿大学	40	40	1.46	1.34	8	9	14.0%	18.0%	12.1%	21.2%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>授業内容・方法等について、継続的に改善されている。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>学生の要望などを踏まえ、授業内容や方法の改善のための取組は一定程度行われている。</p> <p>しかし、入学者選抜の状況とそれに伴う入学者の質の確保、少人数をいかした取組など、いまだ改善が十分とはいえない。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップする必要がある。</p>
67	関西学院大学	100	125	1.88	1.59	37	37	20.3%	19.4%	13.5%	19.7%				
68	甲南大学	50	50	1.41	1.74	11	17	10.0%	18.3%	7.8%	17.1%				

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見
		入学 定員		競争 倍率		新司法 試験 合格者数		新司法 試験 合格率		修了直後 の新司法 試験合格 率 (※)		ヒア リング 調査	実地調査		
		H23 (予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対 象 校	対 象 校	実地調査における 委員の所見	
69	神戸学院大学	35	35	1.74	1.30	4	3	10.3%	10.7%	4.5%	9.1%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>成績評価の厳格性に問題があり、教員間で認識を共有し、改善に取り組む必要がある。</p> <p>現状や教育の問題点に対する分析・認識が不十分である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>競争倍率を2倍に近づける努力は行っているものの、質の高い入学者の確保の見通しが立っているとはいえない。</p> <p>また、新司法試験の合格状況に関する分析・認識が不十分であり、授業や成績評価の改善効果が認められる段階にまではいたっていない。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
70	姫路獨協大学	募集 停止	20	-	1.88	0	2	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%			<p>平成23年度より学生募集停止</p>	<p>入学者選抜が実質的に機能していないため、入学者の質が十分確保されていないといえる。</p> <p>入学者の質の確保のための今後の取組も不明確である。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
71	広島修道大学	30	30	1.12	1.15	7	6	11.7%	12.8%	11.1%	18.8%	●			
72	久留米大学	30	30	1.47	1.36	6	5	11.8%	10.0%	0.0%	10.7%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する取組が不十分である。</p> <p>教育方法やカリキュラムについて改善のための議論が行われているものの、議論の途上にある部分も多く、引き続き改善の取組を実施する必要がある。</p> <p>成績評価の厳格化のための取組は一定程度されているが、カリキュラムの改革とあわせて引き続き組織的に検討を行う必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>教育方法やカリキュラムの改善に向けた取組は開始されているものの、法科大学院で必要とされる到達度に対する認識や教育の改善の方向性についてなお検討すべき課題も多くある。また、入学者の質の確保のための取組も十分とは思われない。さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
73	西南学院大学	35	35	1.61	1.15	8	10	11.1%	14.9%	9.3%	9.8%	●			
74	福岡大学	30	30	1.18	1.37	8	7	22.2%	18.4%	9.1%	11.1%	●			
計		4,571 (予定)	4,909	2.75	2.81	2,074	2,043	25.4%	27.6%	25.8%	28.2%	8校	28校		

(※)各年度修了者のうち、直近の新司法試験合格者数/各年度修了者数

各法科大学院の改善状況に係る調査結果

平成23年9月14日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
法科大学院教育の質の向上に関する
改善状況調査ワーキング・グループ

1. 経緯及び趣旨

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）が、平成21年4月に「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）を取りまとめてから2年以上が経過した。

特別委員会報告を踏まえ、第5期の法科大学院特別委員会の下に設置された第3ワーキング・グループにおいて、これまでに3回にわたって各法科大学院の教育の改善状況について調査を実施し、その結果を公表することにより、各法科大学院における改善の取組を加速させるように促してきた。

これまでの調査においては、多くの法科大学院が、特別委員会報告や第3ワーキング・グループの指摘を踏まえ、入学定員の見直しをはじめとする組織見直しや、教育の質の向上に真摯に取り組んでいる一方で、一部の法科大学院では、なお入学者選抜における入学者の質の確保や成績評価・修了認定の在り方に課題を抱えていることが確認された。

さらに、直近の平成23年度入学者選抜の結果をみると、より多くの法科大学院が競争的な環境の整備等により入学者の質の確保に努めるようになってきているが、その一方で、依然として選抜における競争性の確保が不十分だったり、適性試験の点数が著しく低い者を入学させたりしている法科大学院も一部に存在している。

このような状況を踏まえ、中央教育審議会が第6期を迎えて初めて開催された平成23年6月の法科大学院特別委員会における審議において、法科大学院に対して教育の質の向上に向けた改善を継続的に促していくため、これまでの第3ワーキング・グループの活動を引き継ぐ組織として「法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループ」（以下「本ワーキング・グループ」という。）を設置し、引き続き改善状況に係る調査を実施することが決定された。

その際、平成24年度入学者選抜に向けた喫緊の課題として、平成23年度の入学者選抜の結果を踏まえ、入学者の質の確保の観点から課題があると考えられる法科大学院に対して、競争性の確保、適性試験の活用の在り方など、入学者の質の確保に関する取組について調査を実施することとされた。

2. 調査の概要

本ワーキング・グループでは、法科大学院特別委員会における審議を踏まえ、各法科大学院における入学者の質の確保に関する取組についての調査方針及び内容を審議・決定し、以下のとおり実施した（調査対象校については別紙参照。）。

（1）書面調査

各法科大学院における入学者選抜の状況を把握するため、以下のとおり書面調査を実施した。

- ① 特別委員会報告で、競争倍率（受験者数／合格者数）が2倍を下回る状況は、入学者選抜における選抜機能が十分に働いているとはいえ、質の高い入学者を確保するため、入学定員を見直すなど、競争的な環境を整えることが不可欠であるとされている。これを踏まえ、平成23年度入学者選抜において競争倍率が2倍未満となった法科大学院に対し、その理由や入学定員の見直しを含めた競争性の確保に向けた今後の取組等について調査を実施した。
- ② 特別委員会報告で、適性試験について、総受験者の下位から15%程度の人数を目安として入学最低基準点を設定すべきとされていることを踏まえ、平成23年度入学者選抜において適性試験の点数が下位15%以下の者を合格させた法科大学院に対し、その理由や法科大学院への入学に最低限必要と考える適性試験の点数の基準（以下「適性試験最低基準点」という。）の設定に関する考え方等について調査を実施した。

（2）ヒアリング調査

上記の書面調査に対する各法科大学院からの回答を分析し、審議を行った結果、以下のとおりヒアリング調査を実施することとした。

- ① 平成23年度入学者選抜において競争倍率が2倍未満となった全ての法科大学院（19校）に対し、入学者の質の確保に関する取組の状況や今後の運営方針等について聴取することとした。
- ② 適性試験について、特別委員会報告の趣旨を踏まえるとともに、下位から15%の者が含まれる点数を最低基準点と設定している法科大学院も現に存在することも考慮し、下位から15%未満の者を合格させた法科大学院（19校）に対して、入学者の質の確保の観点から適性試験の最低基準点を設定する必要性についてどのように考えるか等を聴取することとした。

さらに、それぞれの法科大学院に対し、平成24年度以降の入学者の質の確保を促すこととした。

3. 調査の結果

本ワーキング・グループとしては、各法科大学院の入学者の質の確保に関する今回の調査の結果、以下のような所感を得た。

【総論】

入学者選抜における入学者の質の確保については、特別委員会報告やこれまでの第3ワーキング・グループの調査結果による指摘に加えて、「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」（文部科学副大臣及び法務副大臣が主宰）が昨年7月にとりまとめた検討結果においても、「入学者の質を確保するためには、入学試験における競争性の確保（競争倍率2倍以上の確保）及び適性試験の改善（統一的な入学最低基準点の設定）」が重要であるとされ、「特に問題点を抱える法科大学院は、その入学定員の削減を進めるべきであるとの意見があった」ことが記載されている。

これらの報告等が提言するように、法科大学院が法曹養成機関としての社会的責任を果たすためには、プロセス養成の入口である入学者選抜の段階における入学者の質の確保が極めて重要であり、その上で充実した教育を提供するとともに厳格な成績評価・修了認定を実施することで、質の高い修了者を輩出することが必要である。

平成22年度の入学者選抜においては、競争倍率が2倍未満となった法科大学院が40校にも上っていたが、平成23年度の入学者選抜では19校となり、全体としては相当程度改善が図られている。改善を図った法科大学院の中には、これまでの指摘を踏まえ、結果として入学者数が入学定員を大幅に下回ることになるとしても、入学者の質の確保を最優先した法科大学院も少なからず見られた。その一方で、依然として定員充足等を優先するあまり、複数年にわたり改善が見られない法科大学院や、前年度よりもさらに競争倍率を下げている法科大学院も存在している。

適性試験については、平成23年度の入学者選抜において、適性試験最低基準点を設定した法科大学院は27校であり、そのほとんどが総受験者の下位から15%の者が属する点数又はそれを上回る点数を基準点としている。また、適性試験最低基準点を設定するまでには至っていないものの、選抜の過程において適性試験の点数が著しく低い者は不合格とする運用を行っている法科大学院も少なくなく、全体で54校の法科大学院では、結果として下位15%未満の者を合格させていない。その一方で、下位15%未満という著しく低い点数の者を合格させた法科大学院が19校もあり、中にはそのような者を10名以上合格させた法科大学院が複数あった。

特別委員会報告等を踏まえ、第3ワーキング・グループ及び本ワーキング・グループとして、入学者選抜における入学者の質の確保の重要性については、これまでも繰り返し強調してきた。

その中でも、競争倍率2倍以上の確保は、そのみで入学者の質が十分確保されるとは言えないとしても、少なくとも、これを下回る（不合格者よりも合格者の方が多い）状況では、選抜機能が働いているとは言い難いことから、最低限守るべき基準として提示されているものである。

また、適性試験についても、現段階では法科大学院入学後の成績や新司法試験の成績との正の相関は必ずしも強いとは言えないものの、そこで判定される一定程度の判断力・思考力・分析力・表現力等は法科大学院における教育により高度専門職業人としての法曹を養成するための基礎として必要とされる資質・能力であり、それゆえ、入学者選抜における重要な判定資料として活用することが求められている。実際、適性試験の

成績が著しく低い者については、一部の例外的事例はあるとしても、全体としては法科大学院入学後の成績も良くなく、仮に修了できたとしても新司法試験に合格していないという指摘もある。入学者の質を確保するためには、このような者が入学しないような選抜システムとすることが必要だと考えられる。

※ 適性試験最低基準点の目安については、絶対点での設定は困難であり、また必ずしも適切でもないため、相対的な得点分布を基に、平均点の上下標準偏差の広がりとして、おおむね7割の者が入るところが標準偏差の範囲とされ、そこから外れる上下15%のうち、下位の15%については著しく低い得点として考えられていることなどを踏まえて、目安として提言されたものである。

法科大学院として優れた人材を輩出するためには、質の高い入学者を確保し、それらの者に対して質の高い教育を行い、その上で厳格な成績評価、修了認定を行うことにより修了者の質を保証するといった、入学以後の段階を含めた全体としての意識的な取組が必要であり、入学者選抜についての対応のみで足りるわけではないが、その最初の段階として、入学者選抜において入学者の質を確保することの重要性を軽視してよいものではない。よって、依然として改善を要する点が存在する法科大学院においては、入学者の最低限の質を確保するための選抜システムとして、競争性の確保や入学者選抜における適性試験活用の厳格化が強く求められる。

【ヒアリング調査における各法科大学院の説明とそれに対する本ワーキング・グループの考え】

○ 平成23年度の入学者選抜の結果、競争倍率が2倍未満となった理由については、入学志願者数の減少を挙げる法科大学院が多く、具体的には、全国的な志願者数の減少、他の法科大学院との競合により入学者の確保が困難となっていること、自校の新司法試験合格状況の低迷等が挙げられた。これらの法科大学院においては、改善方策として、広報活動の強化や入学者選抜の内容・方法・日程・会場設定等の改善、学生への経済的支援の充実、教育指導体制の強化による新司法試験合格状況改善への取り組み等が示された。

しかし、志願者数の多寡にかかわらず、入学者の質を確保するためには競争性の確保が必要であり、志願者数の減少はその必要を減じる理由とはならない。

○ 競争倍率が2倍を下回る結果になるとしても、入学定員を充足すること、又は、クラススケールとして必要な入学者数を確保することを重視して合格者数を決定したとする法科大学院や、合格発表後に追加合格者を出したため競争倍率がさらに下がってしまったとする法科大学院があった。

しかし、このような方法により一定の入学者数を確保できたとしても、最終的に修了できない者や、修了しても新司法試験を受けるだけの学力があるという自信を持ち得ない者、受けても合格するに至らない者を多数出してしまうことになるならば問題であり、入学者選抜の段階から入学者の質の確保を図ることは極めて重要である。そのために各法科大学院は入学者選抜において競争性の確保を徹底するべきであり、その結果として入学者が入学定員を相当に下回る状況が継続する場合には、入学定員自体を見直すなど、更なる抜本的な改善に取り組む必要がある。

- また、競争倍率と法科大学院入学後の成績との相関があまり強くないこと等を理由に、競争倍率が2倍を下回ってもマイナスの影響はないと説明する法科大学院や、前年までの入学者選抜に比べて合格水準を下げていないわけではないこと等から、入学者の質は確保できていると説明する法科大学院もあった。

しかし、全体の志願者数が減少しており、以前にも増して入学者の質を確保することが困難な状況になりつつある中で、競争性の極めて低い入学者選抜において質の高い入学者を確保し続けることができるかは疑問である。また、従来どおりの合格水準を維持していれば質が確保されるとする説明についても、その「合格水準」が普遍性のあるものとまで言えるかは疑問とする余地があり、当該法科大学院の修了者のうち相当数が新司法試験に合格していない状況にあるなどの実績にも照らすと、入学者選抜における競争性の確保に取り組む必要を減じるだけの十分な説得力を持つ説明とは言い難い。すでに述べたとおり、入学者選抜において、競争倍率が2倍未満の状況では、入試における選抜機能が働いているとは言えず、そのような状況を続けるのは、入学者の質の確保についての意識が低いと言わざるをえず、早急な意識改革が必要とされる。

- さらに、競争倍率の確保や、適性試験の点数が著しく低い者を不合格とすることよりも、司法制度改革で求められている法曹養成の理念の実現のため、入学者の多様性を確保することに重点を置き、社会人等の多様な人材に教育を受ける機会を広く提供するようにしていると説明する法科大学院もあった。

確かに、入学者の多様性を確保することは重要であるが、法科大学院に入学したものの、結果として、新司法試験に合格するレベルにたどり着けないのであれば、多様な法曹を養成するという理念を実現することはおおよそできない。むしろ、競争倍率の確保や適性試験の成績に留意せずに、質の低い学生を入学させると、授業等教育全体のレベルが自ずと下がるをえず、進級・修了の認定も甘くなり、その結果、修了しても新司法試験を受けるだけの学力があるという自信のない者や受けても合格するに至らない者を多数出してしまい、さらに、このような状況が反映して、質の良い学生がさらに集まらなくなる、という悪循環に陥ることが懸念される。法科大学院を中核とする法曹養成制度において、高度専門職業人としての法曹を養成することが求められている以上、入学者の多様性の確保という理念自体の実現の大前提としても、入学者の質の確保を図る必要がある。

- 一方、適性試験については、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績、新司法試験の成績との間に有意の相関が認められないことや、適性試験の点数が著しく低い者であっても入学後に学力が伸びる可能性があることから、入学者選抜の段階で絞りきめることは適切でないという考えの法科大学院もあった。

確かに、これまで得られた検証結果等に照らす限り、適性試験の点数が高い者は法科大学院入学後の成績が良い、あるいは、新司法試験の成績も良いという正の相関が顕著に認められるとまでは言えない。しかし、ごく一部の例外を除くと、適性試験の点数が著しく低い者は、一般に法科大学院入学後の成績も良くなく、仮に修了できたとしても新司法試験に合格していないという指摘もある。そのような意味から、入学者選抜における質の確保のための最低ラインとして、適性試験の点数が著しく低い者を合格させることのないように、適性試験最低基準点を設定し、厳格に運用すること

が必要と考えられる。

- さらに、入学者選抜の在り方に関連して、特に法学未修者については、入学者選抜の段階では適性を測ることが困難であるため、入学者選抜の厳格化よりは、むしろ、入学後に厳格な成績評価を行うことにより適性を判別し、適性のない者は進級・修了させないものとするにより対応するのが適切であるという意見もあった。

しかし、法科大学院が法曹養成のための高度専門教育機関であることからすれば、入学した学生に対しては、充実した教育を行うことにより、可及的に法曹資格を得られるようなレベルに導くことが求められているのであり、また、入学する学生との関係でも、入学時に広く受け入れ、入学後に絞り込むというような対応は多くの学生の期待を裏切りかねない。入学後の高度の専門教育や厳格な成績評価・修了認定の前提としても、入学者の質の確保は極めて重要であり、そのために入学者選抜における競争性の確保等に真摯に取り組むべきである。

【まとめ】

今回の調査では、多くの法科大学院から、入学者の質の確保の重要性を認識し、平成24年度以降の入学者選抜において、競争倍率2倍以上の確保や適性試験最低基準点の設定に取り組んでいくことが表明された。その一方で、ごく一部ではあるが、全国的な新司法試験合格率の低迷や法科大学院志願者数の減少という状況の中で、個々の法科大学院の努力には限界があり、平成24年度以降の入学者選抜においても、そのような取組を行うことは困難であるとする法科大学院もあった。しかし、こうした一部の法科大学院の問題意識の低さは、法科大学院全般、さらにはそれを中核とする新たな法曹養成制度全体の信頼性を失わせることにつながりかねない。法曹養成制度全体として取り組まなければならない課題があることは確かだとしても、個々の法科大学院として、質の高い修了者を出していく責務を放棄できるものではなく、その責務を果たすために、入口である入学者選抜における入学者の質の確保も極めて重要であることは、繰り返すまでもない。平成24年度入学者選抜における各法科大学院のさらに徹底した改善の取組に期待したい。

4. 今後の取組

今後、平成23年新司法試験の結果等も踏まえながら、各法科大学院における改善状況について、引き続きフォローアップを実施し、その結果について随時、法科大学院特別委員会に報告していく予定である。

【参考】各法科大学院における教育の改善状況調査参考資料

平成23年9月8日現在

	フォローアップ対象校	重点	継続	書面調査実施	ヒアリング調査実施	平成21～23年度入学者選抜結果												入学定員				新司法試験合格率					
						競争倍率 (A/B)			受験者数 (A)			合格者数 (B)			入学者数			※H24は予定				H23	H22	H21	H20	H19	H18
						H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21						
1	北海道大学					4.27	3.38	3.13	474	341	413	111	101	132	78	76	93	80	80	80	100	30.0%	43.1%	40.4%	30.6%	49.0%	68.4%
2	東北大学			○		2.44	2.29	2.63	239	215	347	98	94	132	77	79	102	80	80	80	100	31.8%	36.5%	19.5%	46.5%	49.0%	47.6%
3	筑波大学					3.77	4.53	5.58	147	204	268	39	45	48	36	36	40	36	36	36	40	7.3%	25.6%	8.8%	19.2%		
4	千葉大学					5.97	4.93	8.51	412	360	604	69	73	71	44	41	41	40	40	40	50	39.2%	43.5%	37.5%	49.3%	64.5%	55.6%
5	東京大学					4.86	3.78	3.08	1,161	900	856	239	238	278	228	229	274	240	240	240	300	50.5%	48.9%	55.5%	54.6%	58.6%	70.6%
6	一橋大学					4.48	5.26	4.48	412	484	470	92	92	105	87	88	103	85	85	85	100	57.7%	50.0%	62.9%	61.4%	63.5%	83.0%
7	横浜国立大学					2.91	3.96	5.25	157	210	310	54	53	59	43	42	50	40	40	40	50	13.5%	19.1%	25.3%	36.9%	34.2%	50.0%
8	新潟大学					2.03	1.83	1.83	73	66	121	36	36	66	26	22	29	35	35	35	60	10.4%	11.0%	17.3%	18.0%	22.2%	50.0%
9	金沢大学			○	○	1.83	2.00	1.68	95	76	84	52	38	50	18	16	19	25	25	25	40	23.4%	31.5%	22.4%	8.5%	33.3%	50.0%
10	信州大学		●	○	○	1.59	1.21	1.87	54	41	73	34	34	39	19	17	17	18	18	18	40	7.7%	12.2%	15.4%	0.0%		
11	静岡大学	●				2.45	1.69	1.75	54	44	63	22	26	36	10	13	23	20	20	20	30	14.9%	16.2%	11.1%	11.8%		
12	名古屋大学					3.83	5.25	2.95	379	467	283	99	89	96	84	65	91	70	70	70	80	31.6%	35.3%	33.3%	32.7%	63.1%	60.7%
13	京都大学					2.95	3.62	3.37	501	623	717	170	172	213	159	166	206	160	160	160	200	54.6%	48.7%	50.3%	41.5%	64.0%	67.4%
14	大阪大学					3.72	3.68	3.15	688	663	727	185	180	231	86	82	99	80	80	80	100	28.7%	38.9%	33.5%	38.6%	43.8%	47.6%
15	神戸大学					3.95	4.32	4.15	809	839	905	205	194	218	85	83	97	80	80	80	100	46.6%	34.0%	49.0%	54.7%	50.5%	64.5%
16	島根大学		●			2.07	1.33	1.74	31	16	47	15	12	27	10	11	18	20	20	20	30	8.7%	10.3%	4.3%	15.4%	16.7%	100.0%
17	岡山大学					2.61	2.04	1.41	146	106	114	56	52	81	32	37	51	45	45	45	60	31.5%	15.1%	25.0%	31.4%	43.5%	33.3%
18	広島大学			○	○	1.65	1.89	1.66	139	142	153	84	75	92	44	44	58	48	48	48	60	12.5%	20.8%	25.0%	36.5%	34.4%	25.0%
19	香川大学	●				2.05	1.08	1.52	45	39	67	22	36	44	10	18	15	20	20	20	30	4.5%	19.2%	7.1%	14.3%	33.3%	
20	九州大学			○	○	1.90	2.59	3.05	190	251	354	100	97	116	79	83	99	80	80	80	100	21.0%	26.3%	26.4%	36.2%	39.2%	53.8%
21	熊本大学			○	○	1.94	2.05	1.69	35	76	91	18	37	54	16	19	35	22	22	22	30	10.3%	20.6%	15.6%	21.2%	10.0%	25.0%
22	鹿児島大学	●				2.08	2.00	1.56	25	32	42	12	16	27	7	9	14	15	15	15	30	6.3%	0.0%	5.7%	4.3%	8.0%	
23	琉球大学		●	○	○	1.72	1.36	2.21	31	38	84	18	28	38	11	21	29	22	22	22	30	16.7%	13.2%	10.0%	12.5%	43.8%	
24	首都大学東京					9.09	7.43	8.32	627	565	724	69	76	87	47	63	63	52	52	65	65	31.7%	29.7%	39.1%	49.4%	40.6%	43.6%
25	大阪市立大学					2.99	3.15	3.58	386	410	429	129	130	120	58	54	74	60	60	60	75	25.0%	26.1%	25.0%	40.2%	43.1%	69.2%
26	北海学園大学			○	○	2.33	2.07	1.94	63	58	62	27	28	32	22	19	20	25	25	30	30	27.0%	9.7%	29.2%	15.4%		
27	東北学院大学	●				2.08	1.61	1.53	25	37	52	12	23	34	8	14	18	30	30	30	50	5.6%	5.1%	12.1%	18.9%	9.4%	
28	白鷲大学		●			2.29	1.71	1.58	32	24	49	14	14	31	8	10	16	20	25	25	30	2.5%	5.7%	16.7%	9.5%	21.1%	50.0%
29	大宮法科大学院大学		●	○	○	1.88	1.61	1.56	94	122	123	50	76	79	27	43	47	50	70	70	100	6.4%	10.2%	14.8%	19.8%	14.0%	
30	獨協大学		●	○	○	2.40	1.24	1.45	48	52	109	20	42	75	7	16	40	30	40	40	50	11.5%	3.7%	7.6%	20.0%	20.0%	
31	駿河台大学		●			2.63	1.32	1.35	79	75	136	30	57	101	24	32	61	48	48	48	60	4.6%	7.6%	5.0%	13.1%	19.6%	9.5%
32	青山学院大学		●			2.63	2.58	3.27	158	274	239	60	106	73	24	29	33	50	50	50	60	9.4%	3.6%	9.0%	24.6%	17.5%	35.7%
33	学習院大学					2.44	5.55	3.94	266	488	370	109	88	94	49	51	49	50	50	50	65	22.5%	20.2%	24.4%	23.0%	28.4%	30.6%
34	慶應義塾大学			○	○	3.53	3.39	3.27	1,492	1,609	1,623	423	475	497	229	235	248	230	230	260	260	48.0%	50.4%	46.4%	56.5%	63.8%	63.4%
35	國學院大学		●	○	○	2.00	1.35	2.09	60	50	138	30	37	66	16	25	31	40	40	40	50	6.9%	7.4%	10.9%	10.0%	21.4%	50.0%
36	駒澤大学			○	○	2.40	1.49	2.03	84	70	154	35	47	76	15	28	33	45	45	50	50	2.5%	13.2%	10.4%	23.4%	21.6%	5.6%
37	上智大学					4.09	3.98	5.44	761	851	1,098	186	214	202	93	95	109	90	90	100	100	20.2%	19.6%	27.8%	41.7%	42.6%	33.3%

		フォローアップ対象校		書面調査実施	ヒアリング調査実施	平成21～23年度入学者選抜結果												入学定員				新司法試験合格率						
						競争倍率 (A/B)			受験者数 (A)			合格者数 (B)			入学者数			※H24は予定				H23	H22	H21	H20	H19	H18	
						H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21							
						重点	継続																					
38	成蹊大学				○	○	2.16	3.43	4.45	188	254	432	87	74	97	49	41	52	45	45	50	50	12.1%	11.8%	20.6%	37.8%	38.1%	44.0%
39	専修大学				○	○	2.57	2.47	3.55	242	279	369	94	113	104	50	61	47	55	55	60	60	14.4%	19.6%	20.5%	22.7%	25.0%	17.6%
40	創価大学						2.65	2.42	3.52	130	133	222	49	55	63	35	32	41	35	35	35	50	14.0%	19.6%	15.8%	21.7%	51.3%	57.1%
41	大東文化大学	●			○	○	1.22	1.16	1.24	61	74	94	50	64	76	33	27	41	40	40	40	50	2.9%	4.3%	7.0%	16.2%	11.1%	21.1%
42	中央大学						2.94	3.94	4.43	1,843	2,432	2,616	626	618	591	271	271	291	270	270	300	300	38.2%	43.1%	43.4%	55.7%	52.4%	54.8%
43	東海大学	●			○	○	1.30	1.35	1.22	30	23	55	23	17	45	15	5	21	30	30	40	50	9.9%	3.6%	6.0%	11.8%	12.5%	0.0%
44	東洋大学	●					2.13	2.11	1.98	32	40	119	15	19	60	9	9	30	40	40	40	50	12.5%	9.1%	7.1%	7.3%	27.3%	16.7%
45	日本大学	●					2.01	1.73	1.84	223	279	373	111	161	203	64	95	105	80	80	100	100	6.5%	12.9%	13.1%	17.6%	12.6%	13.0%
46	法政大学						2.44	2.58	2.55	293	333	362	120	129	142	60	74	87	80	80	100	100	16.9%	14.5%	18.1%	23.7%	18.8%	37.1%
47	明治大学						3.86	2.17	3.79	1,225	1,116	1,892	317	514	499	100	296	175	170	170	170	200	24.0%	25.4%	31.0%	31.8%	40.0%	45.3%
48	明治学院大学		●		○	○	1.46	1.36	1.62	86	141	224	59	104	138	29	48	57	40	60	60	80	4.5%	10.3%	11.7%	21.6%	20.4%	44.4%
49	立教大学						3.14	3.55	3.76	323	398	391	103	112	104	69	67	75	65	65	70	70	13.8%	20.7%	22.3%	22.8%	28.8%	38.9%
50	早稲田大学						2.95	2.99	2.72	2,499	1,726	1,642	846	578	604	261	257	275	270	270	300	300	31.9%	32.7%	32.6%	37.7%	51.6%	63.2%
51	神奈川大学		●		○	○	1.77	1.85	2.21	39	63	117	22	34	53	13	17	20	35	35	35	50	6.6%	15.1%	6.7%	12.2%	32.0%	30.8%
52	関東学院大学		●		○	○	1.76	1.13	1.47	30	44	78	17	39	53	14	16	16	25	30	30	30	10.9%	5.5%	12.5%	9.5%	39.1%	6.7%
53	桐蔭横浜大学		●		○	○	1.27	1.19	1.36	81	94	163	64	79	120	38	41	53	50	60	60	70	6.9%	7.2%	12.9%	12.7%	25.7%	／
54	山梨学院大学						2.50	2.30	3.33	55	69	110	22	30	33	19	19	21	35	35	35	40	15.6%	27.5%	26.1%	17.5%	32.3%	54.5%
55	愛知大学						2.04	1.86	2.14	108	123	152	53	66	71	19	35	28	30	30	40	40	22.2%	31.8%	48.8%	45.7%	25.9%	72.2%
56	愛知学院大学	●			○	○	1.18	1.35	1.20	20	31	36	17	23	30	4	10	16	25	25	35	35	2.4%	8.8%	15.4%	0.0%	／	／
57	中京大学						2.00	1.44	1.64	40	75	128	20	52	78	4	10	23	25	25	30	30	20.5%	14.3%	15.8%	22.2%	22.2%	／
58	南山大学				○	○	1.44	1.55	1.91	112	129	185	78	83	97	26	27	36	40	40	50	50	26.3%	13.7%	30.5%	30.6%	38.5%	50.0%
59	名城大学				○	○	1.23	1.38	1.55	53	73	104	43	53	67	35	37	50	40	40	40	50	9.7%	20.0%	18.9%	16.1%	30.0%	40.0%
60	京都産業大学	●					2.00	1.56	1.52	22	53	102	11	34	67	4	7	19	32	40	40	60	3.2%	5.4%	2.0%	8.9%	19.4%	0.0%
61	同志社大学				○		2.01	1.53	1.89	558	461	647	278	302	342	93	114	136	120	120	120	150	23.5%	21.0%	19.1%	28.1%	35.4%	39.8%
62	立命館大学				○	○	2.00	1.80	1.92	525	521	602	262	290	313	107	133	139	130	130	150	150	15.3%	18.9%	24.7%	28.8%	36.7%	26.2%
63	龍谷大学		●		○	○	2.18	1.06	1.66	157	52	128	72	49	77	31	10	31	25	25	30	60	6.5%	11.4%	10.4%	8.3%	／	／
64	大阪学院大学	●					2.09	1.54	1.19	23	40	89	11	26	75	4	11	33	30	30	45	50	2.6%	5.5%	5.6%	3.6%	14.3%	／
65	関西大学						2.02	1.67	1.97	287	385	660	142	230	335	54	101	128	100	100	130	130	16.7%	14.5%	16.9%	20.3%	24.6%	36.0%
66	近畿大学		●		○	○	1.75	1.46	1.34	84	76	78	48	52	58	19	22	23	40	40	40	60	13.8%	14.0%	18.0%	16.0%	11.8%	50.0%
67	関西学院大学				○	○	1.16	1.88	1.59	225	361	435	194	192	274	90	81	135	100	100	125	125	14.6%	20.3%	19.4%	30.4%	30.0%	43.8%
68	甲南大学				○	○	1.66	1.41	1.74	159	182	331	96	129	190	21	36	49	50	50	50	60	16.1%	10.0%	18.3%	16.9%	25.0%	27.8%
69	神戸学院大学	●					2.00	1.74	1.30	34	61	69	17	35	53	9	8	30	35	35	35	60	2.6%	10.3%	10.7%	33.3%	36.4%	0.0%
70	姫路獨協大学	●					-	-	1.88	-	4	15	-	0	8	-	0	5	募集停止	募集停止	20	30	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	5.3%	0.0%
71	広島修道大学						2.00	1.12	1.15	30	38	46	15	34	40	8	23	27	30	30	30	50	14.3%	11.7%	12.8%	20.0%	28.6%	／
72	久留米大学	●			○	○	2.05	1.47	1.36	41	47	60	20	32	44	11	15	17	30	30	30	40	7.7%	11.8%	10.0%	11.9%	3.4%	25.0%
73	西南学院大学				○		2.04	1.61	1.15	106	111	131	52	69	114	19	33	36	35	35	35	50	7.7%	11.1%	14.9%	4.3%	25.0%	50.0%
74	福岡大学						2.03	1.18	1.37	61	80	107	30	68	78	17	22	31	30	30	30	30	8.1%	22.2%	18.4%	30.3%	42.9%	60.0%
計(平均)		14校	15校	32校	29校		2.88	2.74	2.81	20,497	21,319	25,863	7,108	7,790	9,216	3,620	4,122	4,844	4,493(予定)	4,571	4,909	5,765	23.5%	25.4%	27.6%	33.0%	40.2%	48.3%

※ 競争倍率は、小数点以下第3位を四捨五入。新司法試験合格率は、小数点以下第2位を四捨五入。

※ 平成24年度入学定員(予定)の合計については、「検討中」としている法科大学院は前年度と同数の入学定員とすると仮定して計算。

※ 姫路獨協大学は、平成23年度入学者より募集停止のため、算出できない箇所は「-」で表示。

平成22年9月16日
文 部 科 学 省

法科大学院の組織見直しを促進するための 公的支援の見直しについて

1. 概 要

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の提言を受け、深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するため、公的支援の在り方を見直す。

※ 「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」（文部科学副大臣及び法務副大臣主宰）が平成22年7月6日に取りまとめた検討結果においても、公的支援の見直しを検討すべきとの意見が述べられている。

2. 対 象

公的支援の見直しを行う対象は、下記の2つの指標の両方に該当する法科大学院とする。

（指標1）前年度の入学者選抜における競争倍率（受験者数／合格者数）が2倍未満。

（指標2）前年度までに①、②のいずれかに該当する状況が3年以上継続（例えば、1年目は①のみ該当、2年目は②のみ該当、3年目は①②両方に該当、という場合も含まれる。）。

① 新司法試験の合格率（合格者数／修了年度を問わない全受験者数）が全国平均の半分未満。

② 直近修了者（新司法試験の直前の3月が含まれる年度に修了した者）のうち新司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率（直近修了者の合格者数／直近修了者の受験者数）が全国平均の半分未満。

3. 具体的措置

国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金を減額。
(ただし、最終的な決定は、予算編成の状況に応じて行う。)

【国立大学法人運営費交付金】

法科大学院の設置時に措置した額（但し、学生経費相当分を除く。）を考慮して減額調整。

【私立大学等経常費補助金】

国立大学法人運営費交付金と同程度の額を目安に減額調整。

4. 実施時期

平成24年度予算から対応

【国立大学法人運営費交付金】

平成24年度予算編成での減額査定で対応

【私立大学等経常費補助金】

平成24年度配分で対応

例えば、平成24年度予算に反映させる場合、(指標1)(指標2)は以下のとおりとなる。

- ・ (指標1) には、平成23年度入学者選抜の結果を使用。
- ・ (指標2) には、平成21～23年の各年の新司法試験の結果を使用。

法科大学院における組織見直しの促進方策について

平成22年3月12日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会

1. 現状

- (1) 法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度は、司法制度改革審議会（平成11年7月に内閣の下に設置）が平成13年6月にとりまとめた意見書を踏まえ、法曹人口の拡大や裁判員制度と並ぶ内閣全体として取り組む司法制度改革の大きな柱として、その導入について平成14年3月に司法制度改革推進計画で閣議決定された（司法制度改革に内閣全体で取り組むために平成13年12月に司法制度改革推進本部を設置）。
- (2) 法科大学院の設置については、上記の審議会意見書で、「基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべき」と明記されたことを踏まえ、関係者の自発的創意に基づき、基準を満たしたものを設置認可した。
- (3) また、設置認可後も、開設年度に入学した学生が修了する年度までの設置計画の履行状況や、設置認可時の留意事項への対応状況について、大学設置・学校法人審議会が調査を実施している（設置計画履行状況等調査）。
- (4) さらに、法科大学院に対しては、機関別評価とは別に、文部科学大臣から認証された評価機関（認証評価機関）により、法科大学院の教育研究活動の状況について評価が行われ、認証評価機関が定める評価基準に適合しているか否かの認定（適格認定）が行われている（認証評価）。
- ※ 平成21年3月までに認証評価を受けた法科大学院：68校
（内訳）国立：21校（5校）、公立2校（0校）、私立：45校（17校）→（ ）は不適格
- (5) 本委員会は、これまでの調査などで指摘された問題点を含めて、平成21年4月17日に「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」をとりまとめ、法科大学院教育の改善方策を提言した。
- (6) 本報告の提言に基づき、各法科大学院において、平成22年度の入学定員の見直しなど、改善が進められた。
- ※ 国立大学：1,760人→1,361人（△399人、△22.7%）
私立大学：3,865人→3,423人（△442人、△11.4%）
- ※ 平成22年度以前に削減を実施していない法科大学院19校は、平成23年度の削減を検討中。

(7) また、本報告で、各法科大学院の取組状況を把握し、改善を継続的に促していく組織を本委員会の下に設置することもあわせて提言した。

(8) これに従い、本委員会の下に、法科大学院関係者、法務省参事官、司法研修所教官、弁護士により構成される、ワーキング・グループを設置（平成 21 年 2 月 24 日）し、改善状況調査（平成 21 年 4 月～平成 22 年 1 月）を行い、第 1 回目の調査結果を、平成 22 年 1 月 22 日開催の本委員会で報告した。

① 改善の努力の継続が必要… 12 校（国立 3 校、私立 9 校）

② 大幅な改善が必要… 14 校（国立 3 校、私立 11 校）

2. 法科大学院特別委員会における意見の概要

【公的支援の見直し】

(1) 改善状況調査の結果を踏まえた、本委員会の審議においては、

① 各法科大学院では、本委員会が平成 21 年 4 月に提言した改善方策を踏まえて、教育の改善が進められていること

② その一方で、入学者選抜における競争性や授業内容、成績評価、教育体制に深刻な課題を抱える法科大学院が存在し、それらの法科大学院はほぼ共通して司法試験の合格状況が低迷していること

③ その中には、組織の見直し（統廃合も含む。）の検討に着手していないなど、現状に対して深刻な認識を持っていない法科大学院が見られることなどが指摘された。

※ 平成 21 年 4 月 17 日中教審法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（抜粋）

これまでの司法試験において、合格者が全く又はごく少数しか出ない状況が見られる法科大学院については、その在り方について、抜本的な見直しが必要である。

(2) (1) の状況を踏まえれば、これらの課題を解決されないままに放置することは、法科大学院制度全体の信頼にかかわるため、深刻な課題を抱える法科大学院において、すみやかに抜本的な見直しを実施されることが急務である。

よって、文部科学省は、これらの法科大学院に対する組織の自主的・自律的な見直しを促すために、法科大学院に対する公的支援の在り方について見直しを検討すべきである。

【見直しの観点】

(3) (2) において提言した法科大学院に対する公的支援の在り方を見直しにあたっては、以下の観点から検討を行うべきである。

- ① 法科大学院に対する国立大学法人運営費交付金及び私学助成における支援の在り方について見直すこと
- ② 見直しの対象となる法科大学院は、(1)で指摘したような、深刻な課題を抱える一部の法科大学院に限定すること
- ③ 見直しの対象の選定は、客観的かつ明確な基準に基づいて行うことが望ましく、本委員会の議論を踏まえつつ、文部科学省において基準を策定すべきであること

(4) (3) ③の見直しの対象の選定については、

- ① 授業内容、成績評価、教育体制に深刻な課題が見られること、
- ② 司法試験の合格状況に大きな問題があること、
- ③ 入学者選抜の機能が働いておらず、入学者の質の確保が困難となっていること、

などを考慮して判断することが考えられる。

そのうち、司法試験の合格状況を指標として用いるにあたっては、平成 22 年司法試験の結果を反映して見直しを実施できるよう、すみやかに検討に着手する必要があるが、一方で、過度に高い指標により、すべての法科大学院を司法試験の合格率競争に巻き込み、法科大学院制度を歪めることのないよう配慮する観点から、合格状況に極めて大きな問題が続いている法科大学院に限定するべきである。

【関係機関における見直し等】

(5) 関係機関においても、派遣教員などの公的支援の在り方について、早急に見直しを検討することが期待される。

(6) 今回の措置の導入にあたっては、法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を踏まえた法科大学院教育と司法試験との連携をより確実なものにすることが求められる。

現在、文部科学省及び法務省において実施されている「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」における、法曹養成全体の在り方の検証に係る議論なども踏まえ、本委員会及び文部科学省において引き続き取り組んでいくことが必要である。

法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果(取りまとめ)

(平成22年7月6日)

(財政支援見直し関係部分の抜粋)

第3 法科大学院教育の問題点等と改善方策の選択肢について

2 問題点・論点及び改善方策の選択肢

(3) 法科大学院の入学定員の削減

ウ 教育内容や教育体制に多くの課題を抱えているにもかかわらず、改善が進んでいない法科大学院に対して、統廃合を含む組織見直しを促す必要があることについては異論はなかった・・・(中略)・・・

また、法科大学院の統廃合を含む組織見直しを実効的に促進するために、認証評価を活用すべきであるとの指摘や、平成22年3月に法科大学院特別委員会が提言したとおり、新司法試験の合格実績を十分に挙げていない法科大学院について財政的支援の見直し(国立大学法人運営費交付金・私学助成金を削減すること)や人的支援の中止(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(以下「派遣法」という。)に基づく裁判官及び検察官の教員としての派遣要請に応じないこと)といった措置を検討すべきであるとの意見があった。

○ 高等教育段階における教育費負担の軽減の現状

1 授業料等減免措置

【国立大学】

	平成23年度予算	平成23年度 補正予算 (第1号)	平成23年度 補正予算 (第3号)	平成24年度予算 ※復旧・復興枠を含む
予算額	225億円 (29億円増)	7億円	9億円	268億円 (43億円増)
対象	学部・修士：7.3% 博士：12.5% 約4.2万人	被災学生 約0.3万人		学部・修士：8.3% 博士：12.5% 約5.0万人 (被災学生分：約0.2万人)

※平成24年度予算の予算額268億円には、被災学生分の入学料免除枠（1億円）を含む。

【私立大学】

	平成23年度予算	平成23年度 補正予算 (第1号)	平成23年度 補正予算 (第3号)	平成24年度予算
予算額	49億円 (9億円増) ※1	34億円 ※2	14億円 ※2	58億円 ※3 61億円 ※2
対象	学生数の約1.6% (約3.3万人)	被災学生 約1.2万人		約5.4万人 (被災学生分：約1.9万人)

※1 授業料減免等の1/2を補助、49億円のうち3億円は学生の経済的支援体制の構築への支援

※2 東日本大震災による被災学生に対して、授業料減免等の2/3を補助

※3 授業料減免等の1/2を補助、58億のうち3億円は学生の経済的支援体制の構築への支援

【公立大学】

地方財政措置により、標準的な大学運営に係る費用を支援することとしており、学生1人当たりの単位費用の算定上、授業料減免に係る経費を考慮。

248,000円 (H22) → 243,000円 (H23) → 242,000円 (H24)

※授業料収入の11%を授業料減免等に係る欠損分として考慮。

日本学生支援機構 奨学金事業の充実

教育の機会均等や人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある学生等を支援するとともに、意欲と能力のある学生等が経済的にも自立し、安心して勉学に励めるよう、奨学金事業の充実を図る。

平成24年度当初予算 事業費総額：1兆1,263億円（482億円増）
貸与人員：133万9千人（6万7千人増）

◇ 無利子奨学金 38万3千人（2万5千人増）※1
◇ 有利子奨学金 95万6千人（4万2千人増）※2

- ※1 新規増 1万5千人（うち被災者枠6千5百人）、
前年度までの新規増分の進級に伴う増 1万人
※2 前年度までの新規増分の進級に伴う増のみ

特に、無利子奨学金の貸与基準を満たしながら貸与を受けられない者の
解消に向けた拡充に重点化。

【貸与月額】（大学院修士課程）

無利子奨学金	5・8・8万円から学生が選択
有利子奨学金	5・8・10・13・15万円から学生が選択

- ※1 無利子奨学金と有利子奨学金の併用貸与も可能。
- ※2 法科大学院においては、有利子奨学金15万円を選択した場合に限り、4万円又は7万円の増額が可能。
- ※3 有利子奨学金の貸与利率
上限3%（ただし、在学中は無利子）。
利率見直し方式（5年ごと）か利率固定方式を学生が選択。